

# 2020滋賀県内自治体議会を 活性化するための環境整備 に関する調査報告書

2020年10月12日

特定非営利活動法人  
公共政策研究所

# 目 次

## I 滋賀県内自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査結果

### 1. 基礎情報

- 1-1 調査の概要 .....1
- 1-2 基礎情報 .....3

### 2. 議会を活性化するための環境整備に関する調査結果

- 2-1 住民参加による地域課題の発見と共有 .....9
- 2-2 議会内の討議と合意形成 .....20
- 2-3 議会と行政の討議と課題共有 .....31
- 2-4 住民説明 .....39
- 2-5 その他 .....48

### 3. 評価・検証から見る滋賀県内自治体議会の課題

- 3-1 全体評価から政策サイクルが回っているかの仮説検証 ...56
- 3-2 議会基本条例施行の効果検証 .....59
- 3-3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題 ..62
- 3-4 地方議会の4タイプから見る課題 .....64

## II 滋賀県・北海道・沖縄県の調査結果の比較

- 1. 基礎情報比較 .....65
- 2. 北海道・滋賀県・沖縄県の評価・検証比較 .....67
- 3. クロス分析から見る課題 .....73
- 4. 地方議会の4タイプから見る課題 .....74
- 5. 議会認識と議会タイプのクロスから見る認識の違い.....75

## III 資料編 .....77

- あとがき .....95

# I 滋賀県内自治体議会を 活性化するための環境 整備に関する調査結果

# 1 基礎情報

## 1-1 調査の概要

### (1) 調査対象

滋賀県議会及び滋賀県内19市町村議会

### (2) 調査期間

2020年4月1日～5月29日

### (3) 調査実施主体

NPO法人 公共政策研究所

### (4) 調査時点

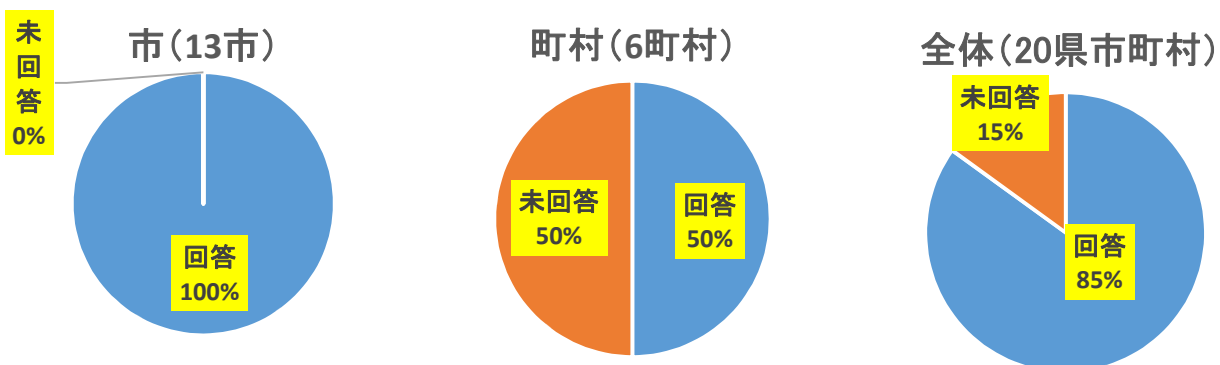
2020年4月1日

### (5) 調査の視点

本調査は議会の姿を映す鏡としての役割を持ち、各議会の自己評価結果を尊重し、議会基本条例等に規定があることで、評価が高くなる基準ではなく、規定があっても「実施されていないければ」、「行っていない」と評価する基準とした。形式重視ではなく実態重視とする視点とした。

### (6) 回答率

	総数	回答数	未回答数	回答率	回答中議会 基本条例施行 行数	回答中議会 基本条例施 行率	北海道 回答率	沖縄県 回答率
県	1	1	0	100%	1	100%	100%	100%
市	13	13	0	100%	13	100%	94%	100%
町村	6	3	3	50%	2	67%	82%	50%
計	20	17	3	85%	16	94%	84%	64%



コメント: 回答数17議会中議会基本条例施行議会数16議会(94%)と、回答への同条例の影響が大きいことが特徴

## (7) 回答分析

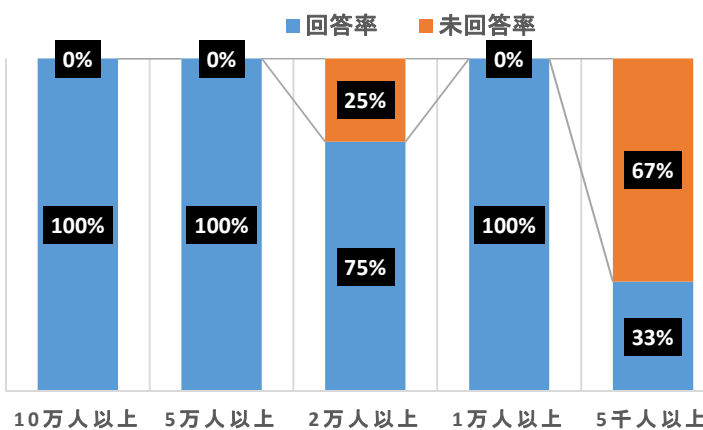
### ア. 滋賀県人口規模別回答状況

滋賀県人口区分別市町村回答状況

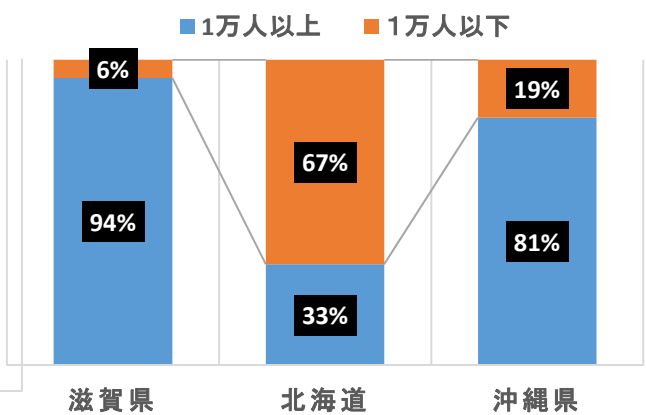
人口規模	市町村数	回答数	未回答	回答率	回答率	滋賀県	北海道	沖縄県
70万人以上								
10万人以上	5	5	0	100%	94%	94%	33%	81%
5万人以上	6	6	0	100%				
2万人以上	4	3	1	75%				
1万人以上	1	1	0	100%				
5千人以上	3	1	2	33%	33%	6%	67%	19%
5千人以下								
計	19	16	3	84%		100%	100%	100%

(注) 滋賀県・北海道・沖縄県は含まず。

人口規模別回答率



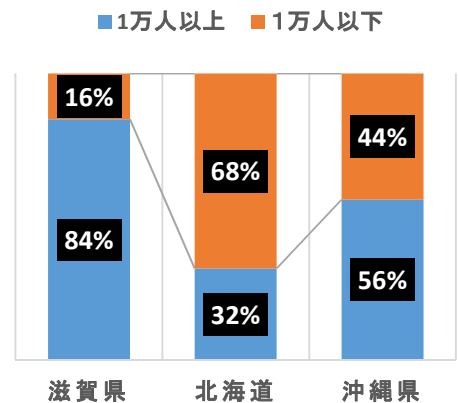
人口規模別回答比率



### (参考) 滋賀県の人口区分にみる市町村の構成

人口規模	市町村数	比率	累計	滋賀県	北海道	沖縄県
70万人以上						
10万人以上	5	26%	26%	84%	32%	56%
5万人以上	6	32%	58%			
2万人以上	4	21%	79%			
1万人以上	1	5%	84%			
5千人以上	3	16%	100%	16%	68%	44%
5千人以下						
計	19	100%		100%	100%	100%

人口規模別市町村数の比率



### コメント:

- ①前頁の滋賀県の回答状況は市議会が100%、町村議会が50%と、市議会の回答率が高かった。
- ②人口規模別の回答に占める比率では、人口規模1万人以上の回答に占める比率は94%に対し、人口規模1万人以下の回答に占める比率は6%と、人口規模1万人以上の回答に占める比率の傾向が大きく調査結果に影響することを示している。
- ③3地域の人口規模別の回答に占める比率では、北海道は人口規模1万人以下の回答傾向(67%)が、滋賀県(94%)と沖縄県(81%)は人口規模1万人以上の(67%)の回答傾向が調査結果に影響することを示している。

# 1-2 基礎情報

## (1) 議会の議員定数

### ア. 市町村別1議会平均議員定数

市・町村別に見た1議会平均議員定数

項目	回答 議会数	議員 総定数 (人)	滋賀県 1議会平 均議員定 数(人)	北海道 1議会平 均議員定 数(人)	沖縄県 1議会平 均議員定 数(人)
県	1	44	44	100	48
政令市				68	
市	13	295	22.7	19.4	26.2
町村	3	38	12.7	10.9	14.1
市町村計	16	333	20.8	12.7	19.2

(注) 計は道・県・政令市議会含まず。市町村議会のみ

### イ. 人口規模別1議会平均議員定数

人口規模別に見た1議会平均議員定数

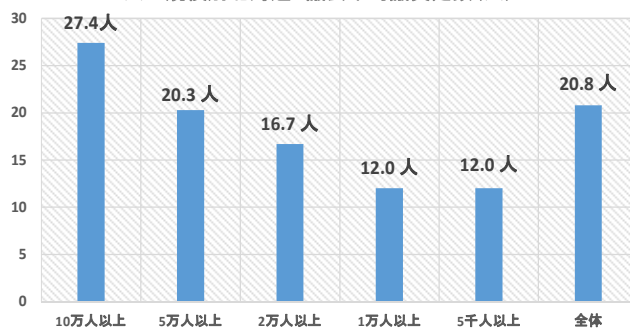
人口規模	回答 議会数	議員 総定数 (人)	滋賀県 1議会平 均議員定 数(人)	北海道 1議会平 均議員定 数(人)	沖縄県 1議会平 均議員定 数(人)
70万人以上				68.0	
10万人以上	5	137	27.4	28.0	31.8
5万人以上	6	122	20.3	21.6	23.8
2万人以上	3	50	16.7	17.3	18.3
1万人以上	1	12	12.0	14.7	15.2
5千人以上	1	12	12.0	11.4	13.0
5千人以下				9.0	8.0
計	16	333	20.8	12.7	19.2

(注) 滋賀県・北海道・沖縄県・政令市議会含まず。

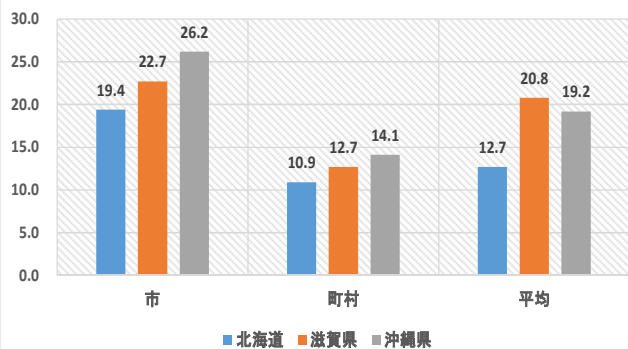
滋賀県の1議会平均議員定数(人)



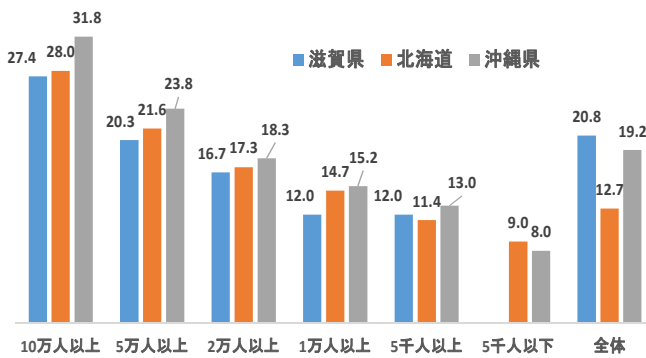
人口規模別北海道1議会平均議員定数(人)



議員定数比較(人)



人口規模別1議会平均議員定数(人)



コメント:

- ① 滋賀県の1万人以上の議員定数は北海道や沖縄県より少ない。
- ② 3地域の市町村議会別議員定数の比較では、市議会・町村議会共に北海道の定数が少なく、逆に、沖縄県では市議会・町村議会共に議員定数が多かった。  
北海道の1万人以下の定数が少ないことが、北海道の議員定数全体を少なくしている。

## (2) 女性議員の比率

### ア. 市町村別女性議員の比率

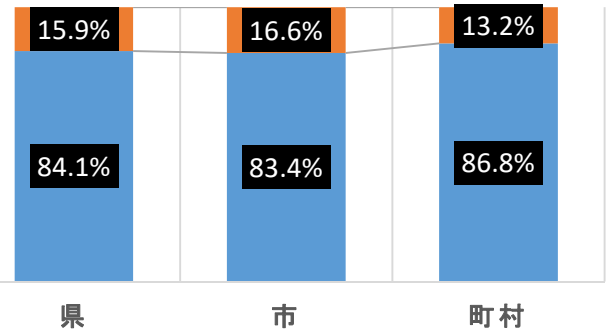
市町村別に見た女性議員の比率

項目	回答 議会数	議員 総定数 (人)	女性 議員数	滋賀県 女性議員 比率	北海道 女性議員 比率	沖縄県 女性議員 比率
県	1	44	7	15.9%	11.0%	10.4%
政令市					32.4%	
市	13	295	49	16.6%	17.9%	11.5%
町村	3	38	5	13.2%	10.9%	9.0%
市・町村	16	333	54	16.2%	13.1%	10.4%

(注) 市・町村計には滋賀県・北海道・沖縄県及び政令市は含まず。

### 女性議員の比率

■ 男性議員比率 ■ 女性議員比率



### イ. 人口規模別女性議員比率

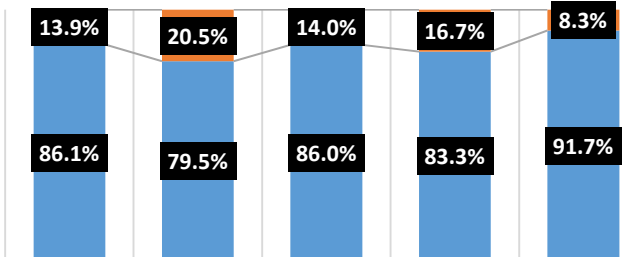
人口規模別に見た女性議員の比率と女性議員0議会

人口規模	議会数	議員総定数(人)	女性議員数(人)	1議会平均女性議員数(人)	女性議員比率	北海道女性議員比率	沖縄県女性議員比率	滋賀県女性議員0議会比率	北海道女性議員0議会比率	沖縄県女性議員0議会比率
70万人以上						32.4%		0%	0%	
10万人以上	5	137	19	3.8	13.9%	22.3%	13.4%	0%	0%	0%
5万人以上	6	122	25	4.2	20.5%	18.5%	9.2%	0%	20%	0%
2万人以上	3	50	7	2.3	14.0%	16.3%	13.3%	0%	0%	0%
1万人以上	1	12	2	2.0	16.7%	13.2%	3.9%	0%	6%	40%
5千人以上	1	12	1	1.0	8.3%	12.2%	7.7%	0%	26%	0%
5千人以下						7.2%	8.3%	0%	51%	67%
計	16	333	54	3.4	16.2%	13.1%	10.4%	0%	29%	15%

(注) 滋賀県・北海道・沖縄県及び政令市議会含まず。

### 滋賀県の人口規模別女性議員比率

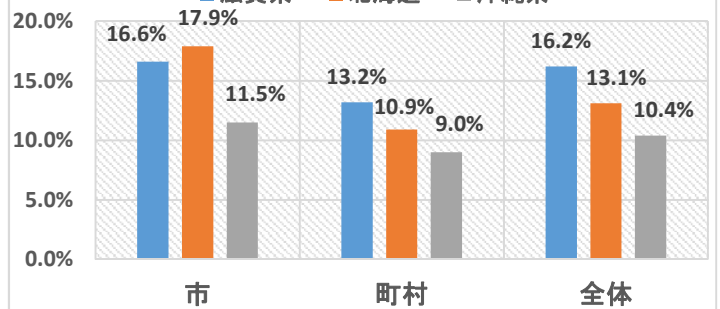
■ 男性議員比率 ■ 女性議員比率



10万人以上 5万人以上 2万人以上 1万人以上 5千人以上

### 市町村別女性議員の比率

■ 滋賀県 ■ 北海道 ■ 沖縄県



### ウ. 女性議員比率の高い議会の状況

滋賀県女性議員の比率の高い上位5議会

NO	議会名	議員定数	女性議員数	比率
1	湖南市	18	6	33.3%
2	栗東市	18	4	22.2%
3	大津市	38	8	21.1%
4	彦根市	24	5	20.8%
5	近江八幡市	24	5	20.8%

### エ. 女性議員0議会の状況

女性議員0議会

議会名	女性議員有	女性議員無	滋賀県 比率	北海道 比率	沖縄県 比率
県	1	0	0%	0%	0%
政令市				0%	
市	13	0	0%	9%	0%
町村	3	0	0%	35%	27%
計	16	0	0%	29%	15%

(注) 市・町村計には滋賀県・北海道・沖縄県及び政令市は含まず。

コメント: ① 3地域の市町村議会に占める女性議員比率を比較すると、滋賀県が16.2%、北海道が13.1%、沖縄県が10.4%と、滋賀県が一番女性議員比率が高い結果であった。市議会と町村議会の女性議員比率の比較では、市議会は北海道が17.9%、滋賀県が16.6%、沖縄県が11.5%と、北海道の市議会の女性議員比率が高い結果であった。町村議会は、滋賀県が13.2%、北海道が10.9%、沖縄県が9%と、滋賀県の町村議会の女性議員比率が高い結果であった。

② 3地域の女性議員0議会の比率を比較すると、北海道が29%、沖縄県が15%、滋賀県が0%と、北海道の女性議員0議会が多い結果であった。特に、北海道の町村議会が35%と多い結果であった。



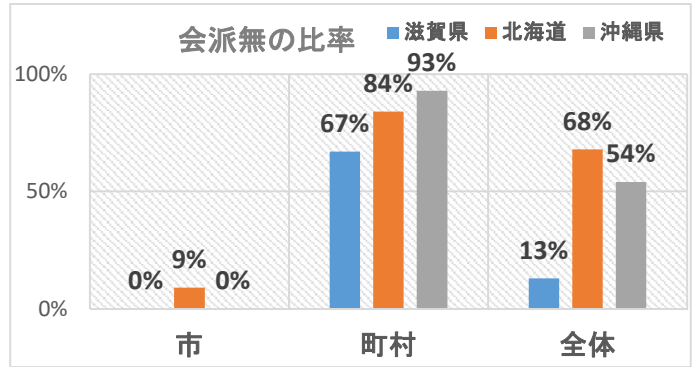
### (3) 会派の有無

#### 市町村別会派の有無比率

市・町村別会派の有無

議会名	有	無	計	滋賀県 無の比率	北海道 無の比率	沖縄県 無の比率
市	13	0	13	0%	9%	0%
町村	1	2	3	67%	84%	93%
計	14	2	16	13%	68%	54%

(注) 県及び政令市議会含まず。

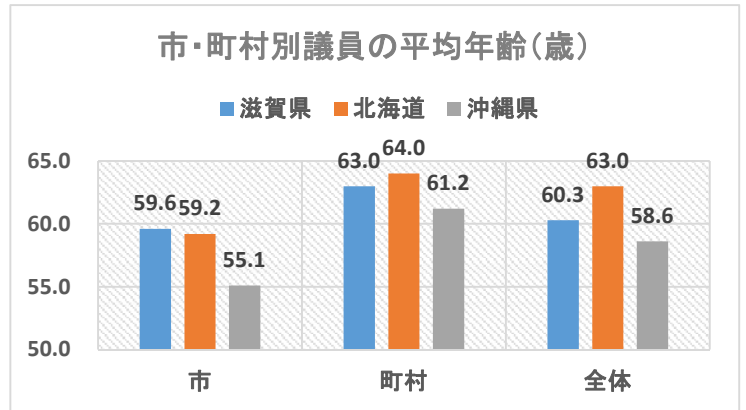


### (4) 議員の平均年齢

#### ア. 市町村別議員平均年齢

項目	回答 議会数	滋賀県 平均年齢 (歳)	北海道 平均年齢 (歳)	沖縄県 平均年齢 (歳)
道	1	57.7	58.0	61.6
政令市			54.7	
市	13	59.6	59.2	55.1
町村	3	63.0	64.0	61.2
市町村計	16	60.3	63.0	58.6

(注1) 滋賀県・北海道・沖縄県及び政令市を含まず。



#### イ. 人口規模別議員平均年齢

人口規模別議員の平均年齢

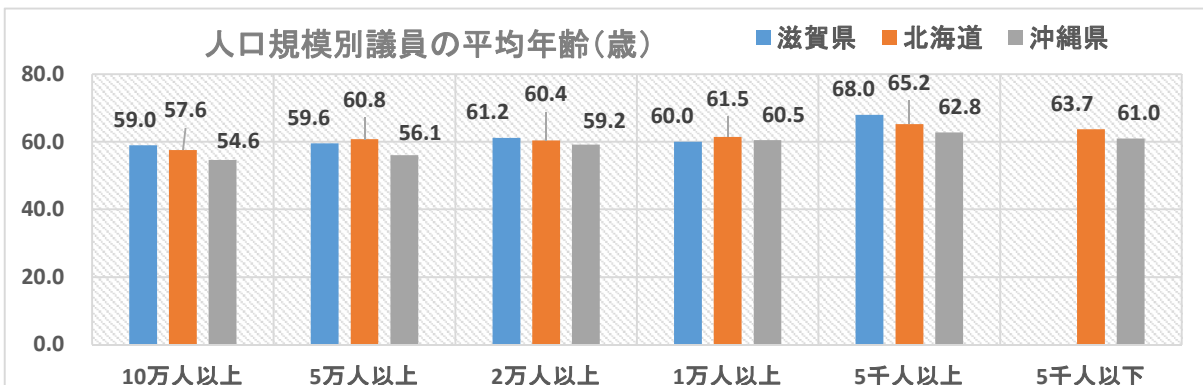
人口規模	議会数	滋賀県 平均年齢 (歳)	北海道 平均年齢 (歳)	沖縄県 平均年齢 (歳)
70万人以上			54.7	
10万人以上	5	59.0	57.6	54.6
5万人以上	6	59.6	60.8	56.1
2万人以上	3	61.2	60.4	59.2
1万人以上	1	60.0	61.5	60.5
5千人以上	1	68.0	65.2	62.8
5千人以下			63.7	61.0
計	16	60.3	63.0	58.6

(注1) 滋賀県・北海道・沖縄県及び政令市を含まず。

#### ウ. 滋賀県の議員の平均年齢の分布

平均年齢上位・下位の議会名

議会名	平均年齢	順位
彦根市	56.0	上位
守山市	56.5	上位
栗東市	56.5	上位
滋賀県	57.7	上位
草津市	58.3	上位
大津市	58.5	上位
〓	〓	〓
長浜市	62.3	下位
甲賀市	63.0	下位
米原市	64.0	下位
多賀町	68.0	下位



コメント: ① 3地域の会派無の比較では、滋賀県が13%と会派有が多いのに対し、北海道は会派無の比率が68%と、会派無の議会が多い。

② 3地域の市町村議会別議員の平均年齢の比較では、沖縄県の市議会(55.1歳)・町村議会(61.2歳)共に議員の平均年齢が低い(若い)結果であった。逆に、議員の平均年齢が高いのが、市議会では北海道(59.6歳)、町村議会では滋賀県(64.0歳)であった。人口規模別でも沖縄県の議員の平均年齢が低い(若い)結果であった。



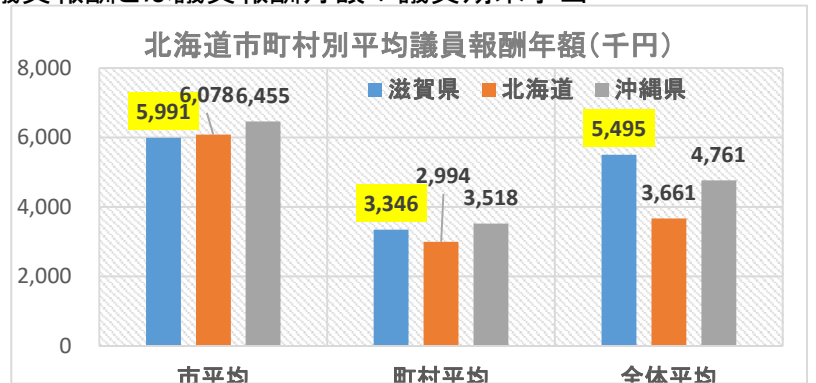
## (5) 議会議員の報酬 (注) 議員報酬とは議員報酬月額+議員期末手当

### ア. 市町村別平均年額議員報酬

市町村平均議員報酬

区分	滋賀県平均議員報酬年額(千円)	北海道平均議員報酬年額(千円)	沖縄県平均議員報酬年額(千円)
道	13,544	15,237	11,790
政令市		14,559	
市平均	5,991	6,078	6,455
町村平均	3,346	2,994	3,518
平均	5,495	3,661	4,761

(注) 平均には道・県・政令市含まず



### イ. 人口規模別平均年額議員報酬

人口規模	滋賀県平均議員報酬年額(千円)	北海道平均議員報酬年額(千円)	沖縄県平均議員報酬年額(千円)
70万人以上		14,559	
10万人以上	6,901	7,916	7,348
5万人以上	5,612	6,442	6,015
2万人以上	4,468	5,033	4,271
1万人以上	3,197	3,608	3,783
5千人以上	3,143	3,038	3,179
5千人以下		2,874	3,048
平均	5,495	3,661	4,761

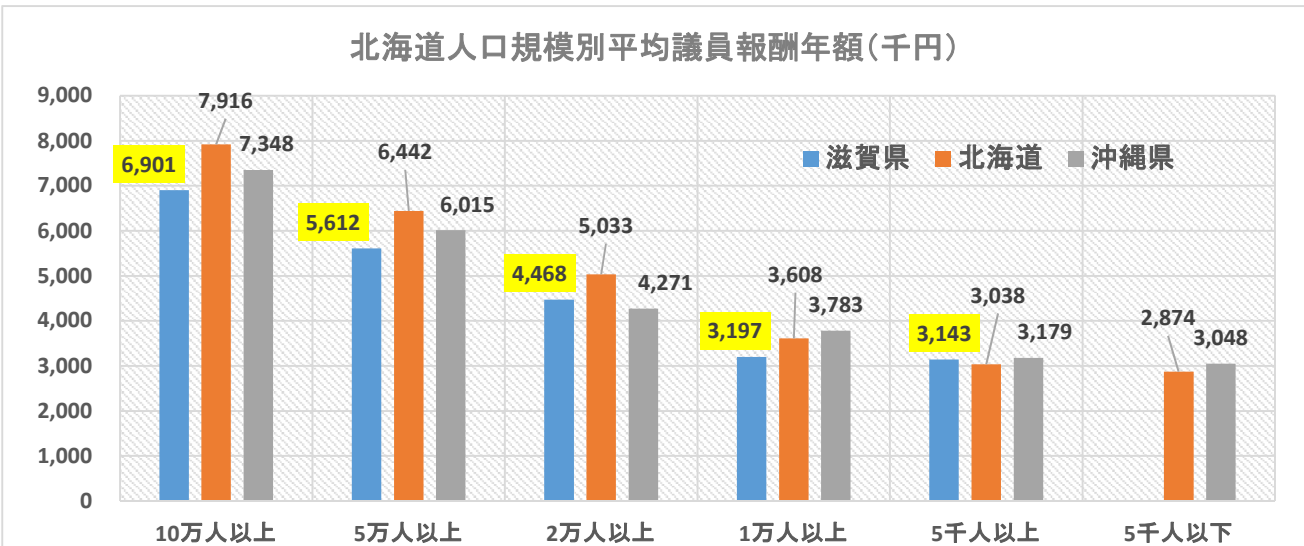
(注) 滋賀県・北海道・沖縄県・政令市議会含まず。

### ウ. 滋賀県の議員報酬年額の上位・下位議会名

報酬年額上位・下位の議会名(千円)

議会名	報酬年額	順位
大津市	9,019	上位
草津市	7,123	上位
彦根市	6,488	上位
守山市	6,142	上位
東近江市	5,949	上位
長浜市	5,927	上位
〽	〽	〽
米原市	4,773	下位
日野町	3,698	下位
童王町	3,197	下位
多賀町	3,143	下位

北海道人口規模別平均議員報酬年額(千円)



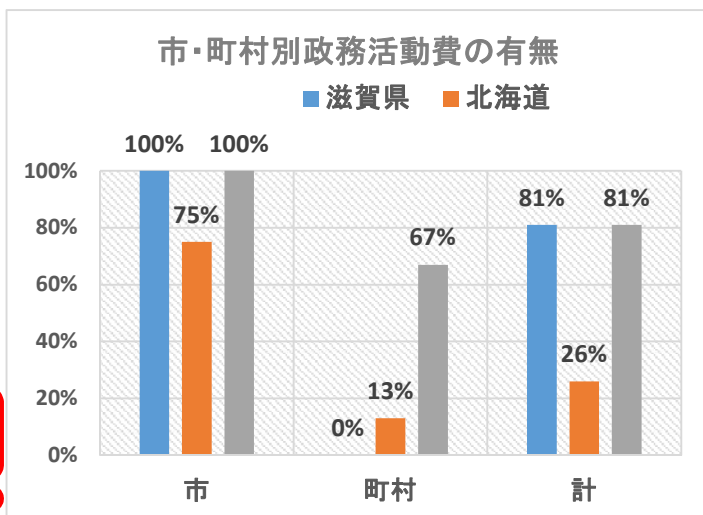
コメント:① 3地域の市町村議会別の議員の平均議員報酬の比較では、全体では滋賀県(5,495千円)が高く、市議会・町村議会別では沖縄県が市議会・町村議会共に、平均議員報酬が高い結果であった。逆に、全体の平均議員報酬が低いのが北海道(3,661千円)であった。その差は1,834千円であった。  
②人口規模別では2万人以上が北海道で、逆に、2万人以下が沖縄県の平均議員報酬が高い結果であった。北海道の平均議員報酬が低いのは人口規模1万人以下(全体の68%占める)の平均議員報酬が低いことが原因である。北海道では2万人以上の議会の平均議員報酬と2万人未満の議会の平均議員報酬との二極化になっている。

## (6) 政務活動費

### ア. 市町村別政務活動費の有無

県・市・町村別に見た政務活動費の有無

項目	議会数	有	無	滋賀県 有の比率	北海道 有の比率	沖縄県 有の比率
県	1	1	0	100%	100%	100%
政令市					100%	
市	13	13	0	100%	75%	100%
町村	3	0	3	0%	13%	67%
計	16	13	3	81%	26%	81%



### イ. 人口規模別政務活動費の有無

人口規模別政務活動費の有無

人口規模	議会数	有	無	滋賀県 有の比率	北海道 有の比率	沖縄県 有の比率
70万人以上					100%	
10万人以上	5	5	0	100%	100%	100%
5万人以上	6	6	0	100%	100%	100%
2万人以上	3	2	1	67%	56%	100%
1万人以上	1	0	1	0%	33%	80%
5千人以上	1	0	1	0%	13%	50%
5千人以下					8%	0%
計	16	13	3	81%	26%	81%

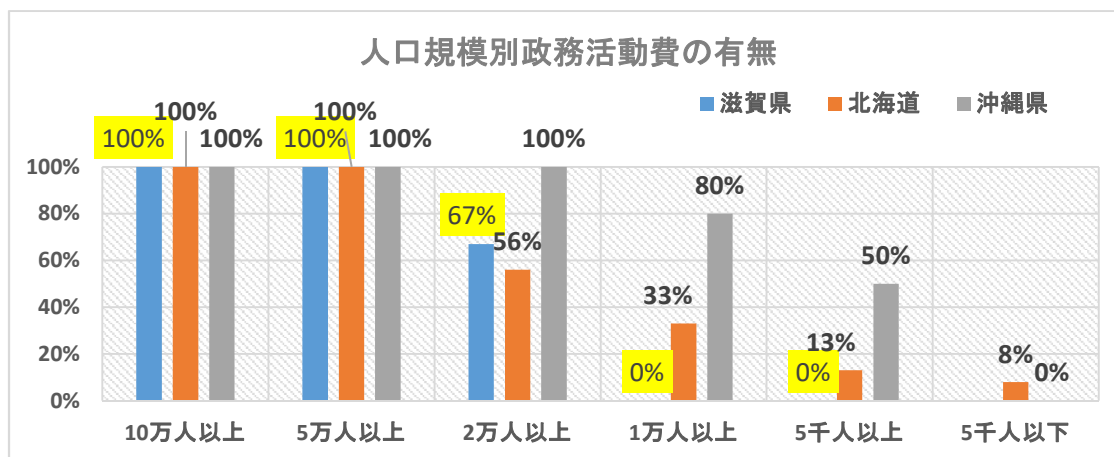
(注) 滋賀県・北海道・沖縄県・政令市議会含まず。

### ウ. 滋賀県の政務活動費の上位10位議会

政務活動費の高い上位議会

NO	議会名	人口規模	政務活動費
1	滋賀県		300
2	大津市	10万人以上	70
3	草津市	10万人以上	30
4	彦根市	10万人以上	20
5	長浜市	10万人以上	20
6	東近江市	10万人以上	20
7	近江八幡市	5万人以上	20
8	守山市	5万人以上	20
9	栗東市	5万人以上	20
10	甲賀市	5万人以上	20
11	高島市	2万人以上	20

(注) 月額/千円



コメント:

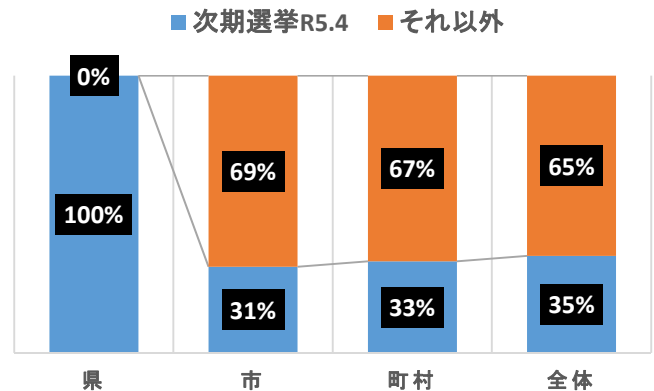
- ① 3地域の市町村議会別政務活動費の有無の比較では、全体としては滋賀県と沖縄県が81%と、政務活動費有の比率が高く、市議会・町村議会別では沖縄県の市議会・町村議会共に政務活動費有の比率が高い結果であった。逆に、政務活動費有が低いのが北海道(26%)であった。特に、町村議会での政務活動費有は13%と、沖縄県の67%と比較しても政務活動費有の比率の差が大きい。
- ② 人口規模別ではすべての段階で、沖縄県内議会の政務活動費有の比率が高い結果であった。

## (7) 次期R5. 4統一地方選挙実施状況

次期R5. 4(2023.4)統一地方選挙予定

議会名	回答数	次期選挙 R5.4	比率	それ以外	計
県	1	1	100%	0	1
市	13	4	31%	9	13
町村	3	1	33%	2	3
計	17	6	35%	11	17

滋賀県の次期選挙R5.4の議会の比率

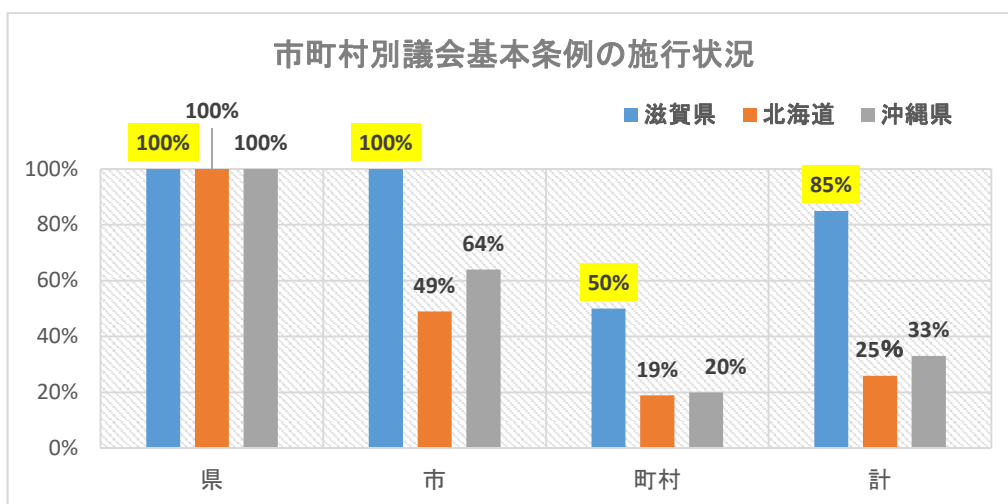


## (8) 前回選挙の有無

市町村別前回選挙の有無

市町村別	議会数	前回選挙 無	滋賀県 前回選 挙無 比率	北海道前 回選挙無 比率	沖縄県前 回選挙無 比率
県	1	0	0%	0%	0%
市	13	0	0%	3%	0%
町村	3	0	0%	31%	0%
計	17	0	0%	25%	0%

## (9) 市町村別議会基本条例の施行状況



コメント:

①3地域の前回選挙の有無の比較では、滋賀県と沖縄県では選挙無は0%に対し、北海道では25%が選挙無であった。特に、町村議会では31%が選挙無であった。

②3地域の市町村別議会基本条例施行状況の比較では、滋賀県が85%、沖縄県が33%、北海道が25%と、滋賀県は議会基本条例が一番普及していることがわかる。

## 2 議会を活性化するための環境整備に関する調査結果

### 2-1 住民参加による地域課題の発見と共有

#### 問1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会直接説明することを認めていますか。(2019.4～2020.3の期間)

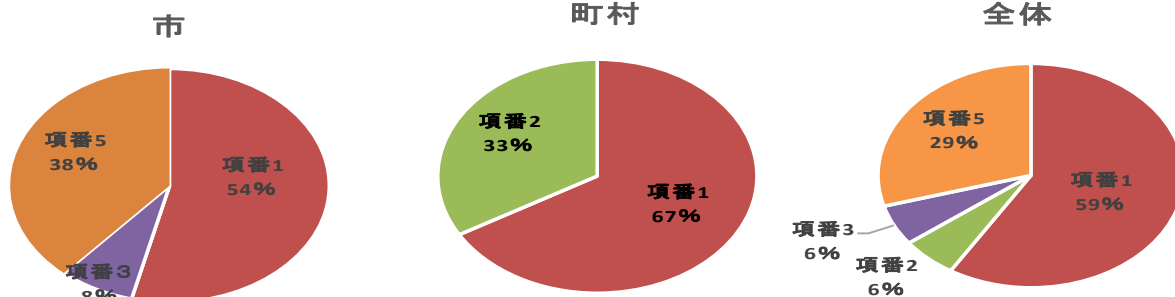
項番	内 容	市			町村			全体	2020 比率	北海道	沖縄県
		比率	自治体議会名		比率	自治体議会名					
1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)	1	7	54%	2	67%	10	59%	131 (86%)	12 (44%)	
2	検討中		0	0%	1	33%	1	6%	1 (1%)	1 (4%)	
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある		1	8%		0%	1	6%	8 (5%)	8 (30%)	
4											
5	条例規則の規定に基づき、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある(参考人として直接説明を含む)		5	38%		0%	5	29%	12 (8%)	6 (22%)	
回答数 計		1	13	100%	3	100%	17	100%	152	27	
							3・5	35%	13%	52%	

【グラフデータ】

(回答数 13)

(回答数 3)

(回答数 17)



【コメント】

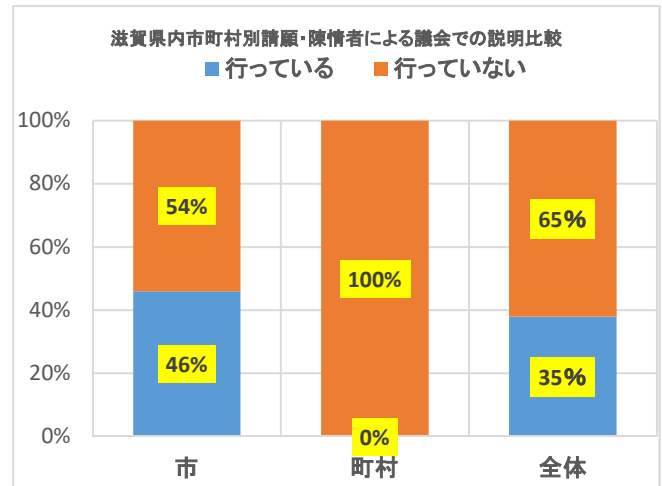
- ①「請願・陳情者による提案説明が行われている議会」(項番3・5)は、6議会(35%)で、直接、議会で住民が提案説明が行われている。
- ②「請願・陳情者による提案説明が行われている議会」(項番3・5)は、市議会では6議会(46%)、町村議会では0議会(0%)であった。市議会では行われているが、町村議会で行われていないことがわかる。
- ③議会基本条例施行の16議会(回答有)中6議会《太字》(38%)で請願・陳情者による提案説明が行われている。(次頁参照)
- ④請願・陳情者による提案説明が行われている議会の北海道・滋賀県・沖縄県との比較では、沖縄県が52%、滋賀県が35%、北海道が13%であった。北海道では行われている議会が少ないことがわかる。
- ⑤住民がまちの課題を発見、課題提起する機会を設けることを議会が実施したかを問とした。当然、議会(議員)が住民提案を真摯に聴くという意識があることを前提としている。本議会で採択された請願等が首長等どのように処理されたか及び結果の報告を議会は請求することができるが、そのようなフォローを行っているかの補足設問の回答では、請願陳情者の意見を聴いていると回答(項番3・5)のうち、市の6議会中2議会が首長等に処理の経過や結果の報告を請求している(全体の33%)《二重下線》との回答であった。本来は100%すべきではないか。
- ⑥公聴会や参考人招致の有無については、市議会では13議会中4議会(31%)で行われているが、町村議会では3議会中0議会(0%)と、行われていない。いずれも参考人招致であった。(P12参照)



### ①市町村別請願・陳情者による議会での説明比較

項目	行っている	行っていない
県	0	1
市	6(46%)	7(54%)
町村	0(0%)	3(100%)
全体	6(35%)	11(65%)

コメント:市・町村別で、請願・陳情者による議会での説明を実施している比率は、市で46%に対し町村では0%と差が大きい。

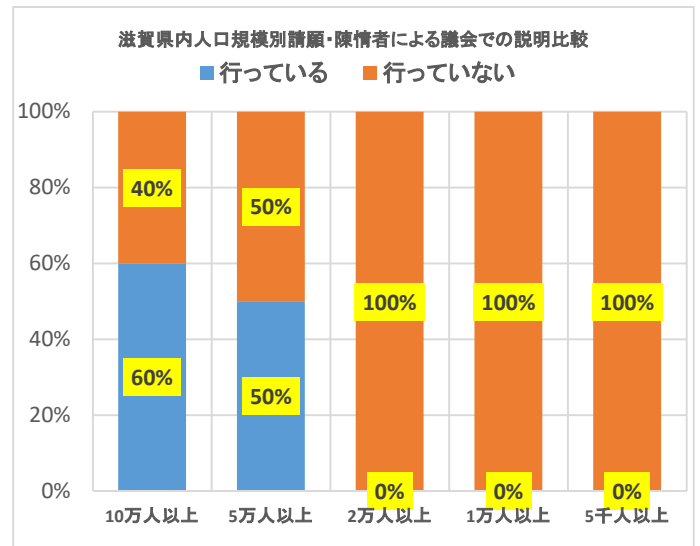


### ②人口規模別請願・陳情者による議会での説明比較

人口規模別請願・陳情者による議会での説明(項番3~5)

人口規模	議会数	実施数	滋賀県
県	1	0	0%
70万人以上			
10万人以上	5	3	60%
5万人以上	6	3	50%
2万人以上	3	0	0%
1万人以上	1	0	0%
5千人以上	1	0	0%
5千人以下			
計	17	6	35%

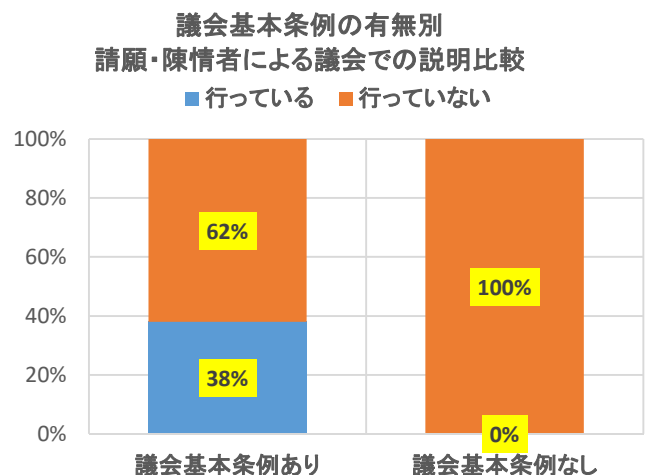
コメント:人口規模別で、請願・陳情者による議会での説明を実施している比率では人口規模が5万人以上の議会での実施比率が50%以上に対し、5万人以下の議会での実施比率が0%であった。「請願・陳情者による議会での説明」は人口規模による議会の規模と関係があるようだ。



### ③議会基本条例の有無による請願・陳情者による議会での説明の実施比較

項目	行っている	行っていない
議会基本条例あり	6(38%)	10(62%)
議会基本条例なし	0(0%)	1(100%)

コメント:議会基本条例では議会への住民参加の方法の一つとして請願・陳情者による議会での説明を規定しているが、議会基本条例がある議会でも、実際に行われているのは38%の議会でしか行われていなかった。請願・陳情者による議会での提案は議会への住民参加の一つの手法として多くの議会基本条例で規定しているが、行われていないとすると、議会基本条例が機能していないと言える。

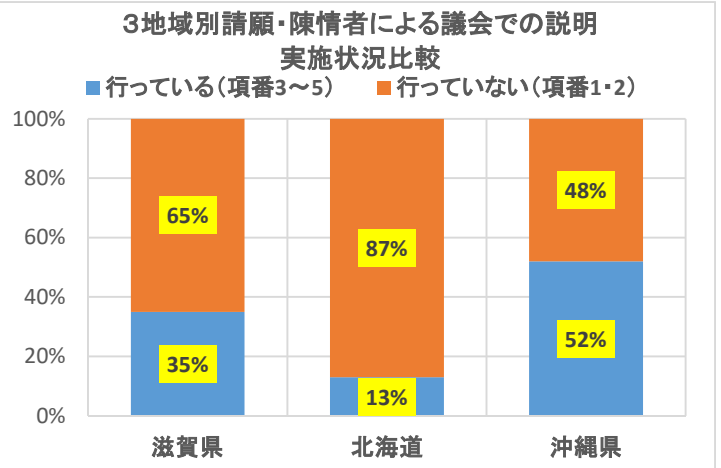


#### ④3地域請願・陳情者による議会での説明実施状況比較

3地域別請願・陳情者による議会での説明実施状況比較

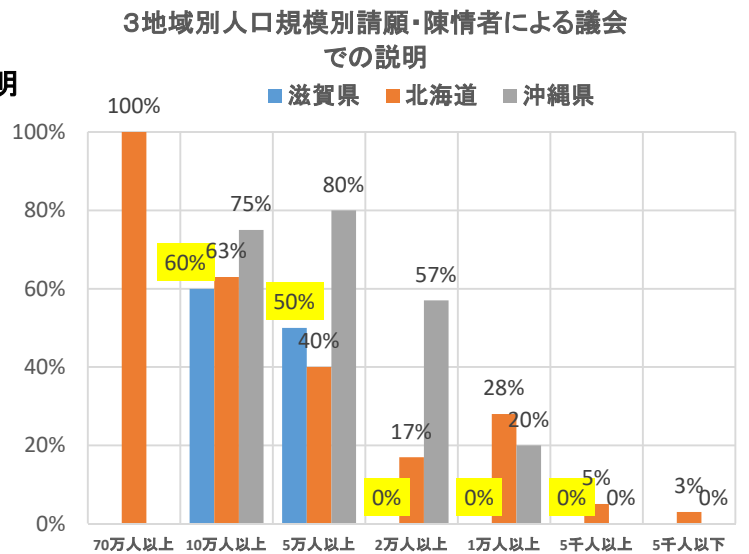
項目	滋賀県	北海道	沖縄県
行っている (項番3~5)	35%	13%	52%
行っていない (項番1・2)	65%	87%	48%

コメント: 滋賀県では35%で実施されている。それに対し、沖縄県での実施比率は52%と高く、北海道では13%と滋賀県より低い。沖縄県の実施比率が高い理由は沖縄県内議会では積極的に参考人招致が行われていることが原因ではないか。



#### ⑤3地域の人口規模別請願・陳情者による議会での説明

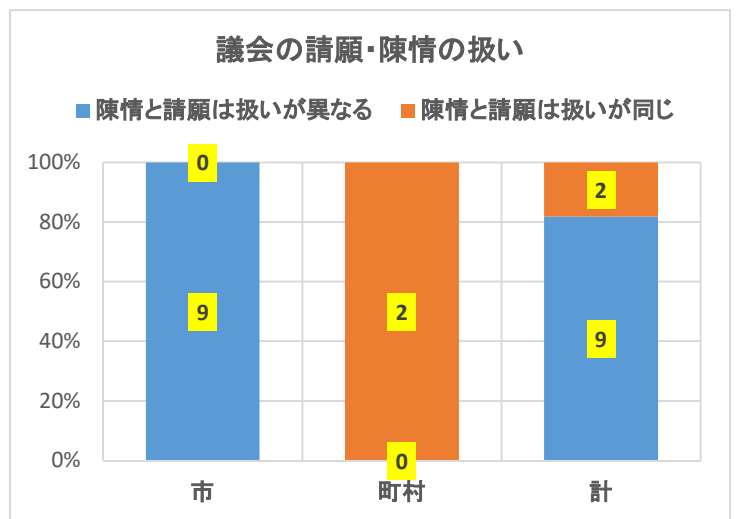
人口規模	滋賀県	北海道	沖縄県
道・県	0%	0%	100%
70万人以上		100%	
10万人以上	60%	63%	75%
5万人以上	50%	40%	80%
2万人以上	0%	17%	57%
1万人以上	0%	28%	20%
5千人以上	0%	5%	0%
5千人以下		3%	0%
計	35%	13%	52%



コメント: 3地域を比較すると、請願・陳情者による議会での説明は人口規模が大きい議会での実施比率が高いことがわかる。5万人以上での実施比率が高い、一方、1万人以下での実施比率が低い。人口規模と請願・陳情者による議会での説明と関係があるようだ。

#### ⑥議会の請願・陳情の扱い

項目	陳情と請願は扱いが異なる	陳情と請願は扱いが同じ	回答数
市	9(100%)	0(0%)	9
町村	0(0%)	2(100%)	2
計	9(82%)	2(18%)	11



コメント: 滋賀県内市町村議会では陳情と請願の扱いが異なるという議会の比率が高いことがわかる。

3地域の比較では、「陳情と請願の扱いが同じ」は北海道と沖縄県で、「陳情と請願の扱いが異なる」が滋賀県で多いことが分かった。

⑦市町村別議会における公聴会開催の実施状況

市町村別議会における公聴会開催の実施状況

項目	回答議会数	公聴会実施議会	滋賀県公聴会開催議会比率	北海道公聴会開催議会比率	沖縄県公聴会開催議会比率
道・県	1	0	0%	0%	0%
市	13	0	0%	0%	0%
町村	3	0	0%	0%	0%
全体	17	0	0%	0%	0%

⑧市町村別議会における参考人招致の実施状況

市町村別議会における参考人招致の実施状況

項目	回答議会数	参考人招致実施議会	滋賀県参考人招致実施議会比率	北海道参考人招致実施議会比率	沖縄県参考人招致実施議会比率
道・県	1	0	0%	0%(0)	100%(1)
市	13	4	31%	9%(3)	64%(7)
町村	3	0	0%	5%(6)	20%(3)
全体	17	4	24%	6%(9)	41%(11)

(注)( )内は議会数

コメント: 3地域での市町村議会での参考人招致の実施状況を比較すると、沖縄県では46%、北海道6%、滋賀県24%と沖縄県での実施比率が高いことがわかる。逆に、北海道での実施比率が非常に低いことがわかる。



## 問2 住民等との意見交換

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民・住民団体等との直接意見交換を実施し、政策課題の発掘後、政策提言を行っていますか。(2019.4～2020.3の期間)

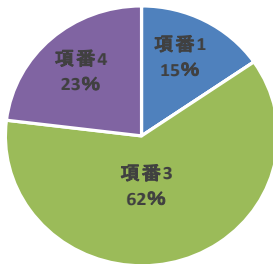
項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	北海道	沖縄県
			比率	自治体議会名	比率	自治体議会名				
1	当該期間実施していない		2	15%	1	33%	3	18%	70 (46%)	14 (52%)
2	検討中		0	0%	0	0%	0	0%	6 (4%)	3 (11%)
3	直接住民等との意見交換を実施している	1	8	62%	1	33%	10	59%	48 (32%)	3 (11%)
4	直接住民等との意見交換を実施し、住民意見に議会としての回答を後日取りまとめホームページ等で公表している。		3	23%	1	33%	4	23%	22 (14%)	2 (7%)
5	直接住民等との意見交換を実施し、住民意見に議会としての回答を後日取りまとめホームページ等で公表し、さらに、出された政策課題について議会として、首長に政策提言を行っている。		0	0%	0	0%	0	0%	6 (4%)	5 (19%)
回答数 計		1	13	100%	3	100%	17	100%	152	27
							3～5	82%	50%	37%

(注) 太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

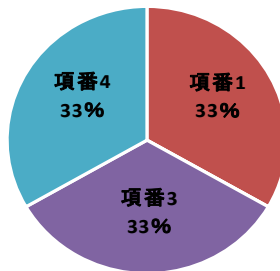
(回答数 13)

市



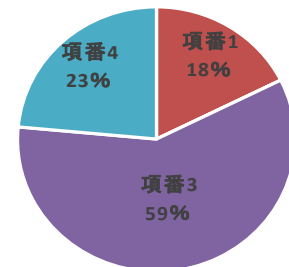
(回答数 3)

町村



(回答数 17)

全体



### 【コメント】

- ①「住民等との意見交換」が実施されている議会(項番3～5)は、14議会(82%)で、住民等との意見交換が行われている。県内の市町村議会の8割で住民等との意見交換が行われていることは議会改革の成果ではないか。
- ②住民等との意見交換が実施されている議会は、市議会では11議会(85%)、町村議会では2議会(66%)であった。市議会の多くで行われていることがわかる。
- ③議会基本条例施行の16議会(回答有)中14議会(88%)で住民等との意見交換が行われている。議会基本条例がある議会での実施が進んでおり、条例の真価が発揮されている。
- ④北海道・滋賀県・沖縄県との比較では、住民等との意見交換を行っている(項番3～5)は滋賀県が82%、北海道が50%、沖縄県が37%であった。滋賀県内の市町村議会では住民等との意見交換が多く行われている。

住民等との意見交換の事例

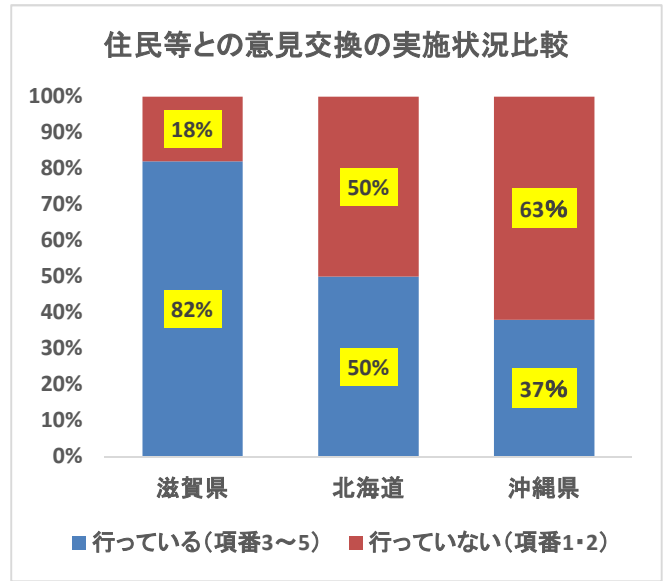
- 高島市議会: 令和元年11月7日に議会報告会と同時に開催。「防災」をテーマに福祉関係者や市民とグループワーク形式で日ごろの防災対策や地震発生時の避難にかかる課題等について話し合い、意見交換を行った。

### 3地域の住民等との意見交換実施状況比較

問2住民等との意見交換の実施状況比較

項目	滋賀県	北海道	沖縄県
行っている (項番3~5)	82%	50%	37%
行っていない (項番1・2)	18%	50%	63%

コメント:滋賀県では82%の議会で実施されてる。議会が住民等との意見交換を行うという価値観が定着していると言えよう。同じように、北海道でも50%の実施比率からも同様のことが言える。一方、沖縄県では37%と、定着途上と言えそうである。

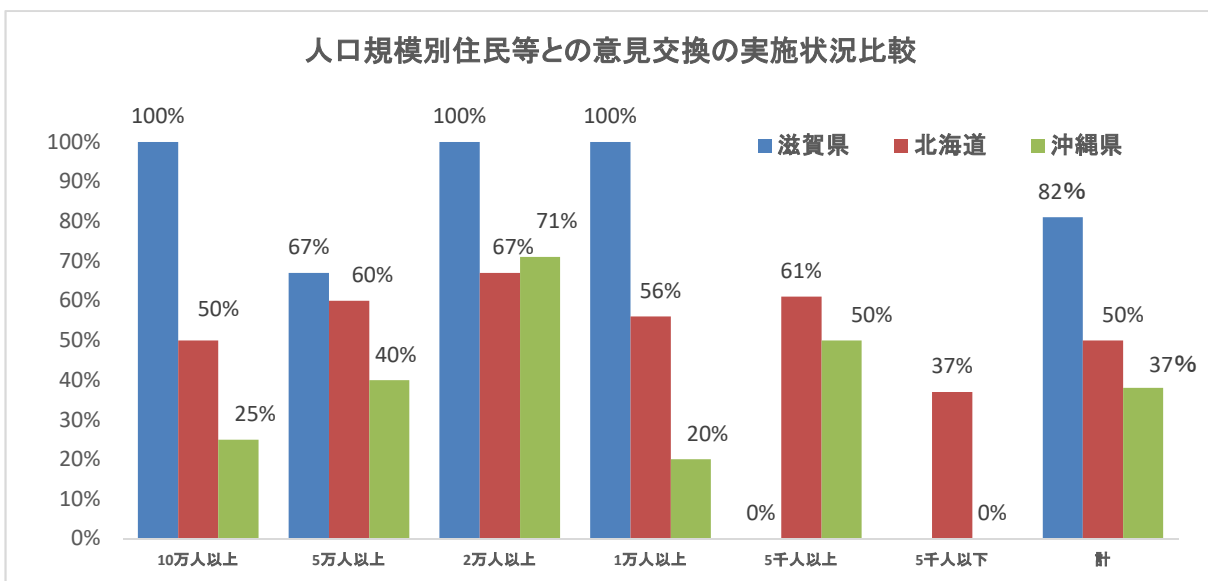


### 3地域の人口規模別住民等との意見交換実施状況比較

人口規模別住民等との意見交換(項番3~5)

人口規模	議会数	実施数	滋賀県	北海道	沖縄県
道・県	1	1	100%	100%	0%
70万人以上				0%	
10万人以上	5	5	100%	50%	25%
5万人以上	6	4	67%	60%	40%
2万人以上	3	3	100%	67%	71%
1万人以上	1	1	100%	56%	20%
5千人以上	1	0	0%	61%	50%
5千人以下				37%	0%
計	17	14	82%	50%	37%

コメント:人口規模から見る住民等との意見交換の課題は、北海道は10万人以上と5千人以下、滋賀県は5千人以下、沖縄県は10万人以上、2万人以下1万人以上、5千人以下に課題がある。



## 問2 補足設問1 住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマ

2019.4～2020.3の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマを調査

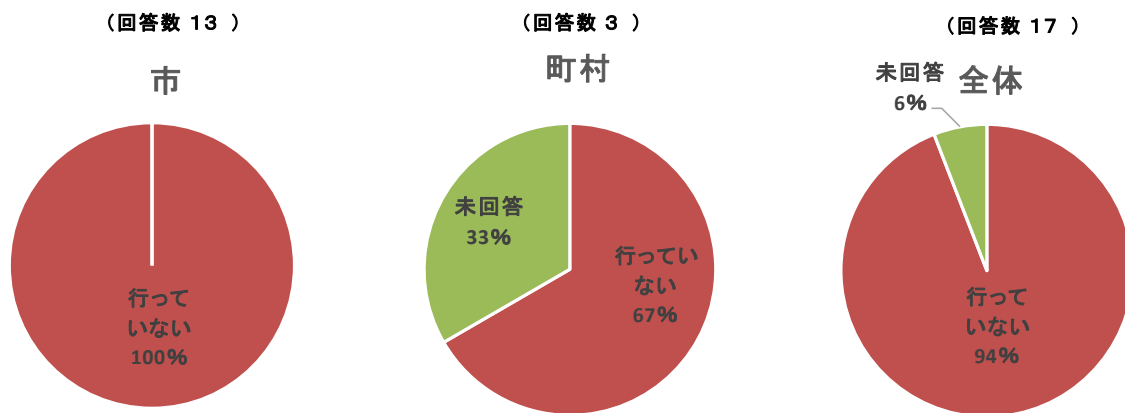
NO	対象議会	対話回数	対象団体	テーマ
1	滋賀県	9	消防学校の初任科生	消防学校の教育の充実 卒業後の夢や目標
			「びわこ学院大学地域調査プロジェクトチーム」で活動する学生等	近江鉄道線を活用した地域活性化
			立命館大学 食マネジメント学部の学生	大学生としての活動と、滋賀県の環境・農水に関わる期待や課題
			彦根を映画で盛り上げる会 滋賀国際映画祭実行委員会(聖泉大学教員および学生) 豊郷町商工会 滋賀ロケーションオフィス	映像産業を通じた地域活性化について
			高島市関係者 高島市小中学生保護者 高島市内企業関係者	湖西地域の高校の魅力化について
2	大津市	5	大津男女共同参画推進団体連絡協議会(おおつかがやきネットワーク)	男女共同参画の残された課題の抽出
			大津市歯科医師会	①受動喫煙について ②大津市民病院について ③口腔がんについて ④フッ化物洗口について ⑤多職種連携における歯科の役割について ⑥歯科の視点からの高齢者支援について
			大津市薬剤師会	大津市民の健康増進、健康寿命の延伸に寄与するために～ 薬剤師会におけるこれからの役割、期待される役割～
			大津市医師会	子宮頸がん予防におけるHPVワクチンについて
			大津市社会福祉協議会・大津市民生委員児童委員協議会連合会	①生活困窮者支援、相談事業②地域支援事業③権利擁護支援④ボランティア支援⑤子育て支援、学習支援⑥ひきこもり支援⑦地域での見守り活動
3	彦根市	3	一般市民、大学生	小・中学生の学力向上をはかるには
			観光協会、商工会議所、その他観光関係の団体等	彦根城を核とした観光施策について
			一般市民	どうすれば投票率はアップするのか?
4	長浜市	4	子育て支援活動団体 2会場	地域でささえる子育てについて
			高齢者福祉活動団体	高齢者の居場所づくりの充実に向けて
			民間放課後児童クラブ	放課後児童クラブの充実に向けて
5	近江八幡市	2	近江八幡市農業委員会	現状の農業政策における課題等について
			議会報告会	テーマ設定なし(自由に意見交換)
6	草津市	1	議会報告会に参加した市民	指定管理者制度について 文化財の保存と活用について みちサポーター事業の更なる拡大について
7	栗東市	1	市民(議会報告会参加者)	人生100歳時代を迎えて
8	甲賀市	3	区・自治振興会	・地域市民センター等の改修について ・旧小学校の跡地利用について
			福祉関係団体	ゆたかな高齢者支援をめざして
			市工業会	産業振興について
9	湖南市	1	市内県立の高校生	市に望むこと、思うこと 災害に強いまちづくりについて 18歳選挙権と政治について
10	高島市	1	福祉関係者	防災(地震)について
11	東近江市	1	全住民対象	「東近江市の魅力ってなんだろう?」
12	米原市	3	米原市社会福祉協議会	地域福祉推進に向けて
			米原市人権総合センター	人権総合センターの管理・運営について
			米原市女性の会	市政についてのビジョンおよび質問、要望
13	日野町	3	日野町商工会	商店街活性化対策、商工業振興他
			一般住民	まちづくり、人口減少、子育て・教育、地域農業
			新成人	まちの課題について(自由討論)
14	竜王町	1	健康推進協議会	活動の現状と課題

## 問2 補足設問2 議会主催による住民へのアンケート調査

2019.4～2020.3の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

項番	内 容	県	市		町村		全体	比率	北海道	沖縄県
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率				
1	行っている		0	0%	0	0%	0	0%	5%(8)	0%
2	行っていない	1	13	100%	2	67%	16	94%	83%	89%
3	未回答		0	0%	1	33%	1	6%	12%	11%
回答数 計		1	13	100%	3	100%	17	100%	100%	100%

【グラフデータ】



【コメント】

- ①議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査は、どこの議会でも行われていないことがわかった。議会の討議や政策提言等をまとめる上で、議会自らテーマ(地域課題)を定めて、住民意識を調査(アンケート調査)することで、データ(住民意識)に基づき討議ができ、住民意識が反映した結論を導き出せる。もっと、アンケート調査を議会が活用すべきではないか。
- ②北海道・滋賀県・沖縄県との比較では、北海道では議会により住民へのアンケート調査が8議会(5%)で行われているのに対し、滋賀県・沖縄県の県及び市町村議会では0議会と住民へのアンケート調査は行われていないことが分かった。
- ③参考 北海道の市町村議会が行ってアンケート実施の具体的な内容は以下のようなものであった。
  - 岩見沢市議会：市議会の広報広聴活動が市民にどの程度伝わっているか
  - 芦別市議会：市総合庁舎の整備について(アンケート結果をまとめ、市側へ提出した)
  - 南幌町議会：懇談会日程、議会・町行政に対する要望・意見(議会運営に活用)
  - 栗山町議会：議会報告会への要望、開催時期、開催時刻等(議会報告会の今後のあり方に活用)
  - 和寒町議会：議員への期待役割、活動印象、報酬、定数、議員の成り手不足
  - 安平町議会：自治会、町内会等へ震災関連
  - 浦幌町議会：議会町民アンケート(今後の議会運営の改善につなげる)
  - 別海町議会：別海高等学校の支援策及びまちづくり全般(一般質問、予算審査及び所管事務調査に幅広く活用)

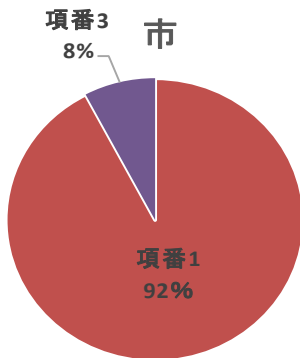
### 問3 傍聴者の発言

本会議又は委員会で、問1の請願・陳情者の直接説明以外に、傍聴者(委員外議員含まず、住民に限ります)が発言することを認めていますか。(簡易公聴会)(2019.4～2020.3の期間)

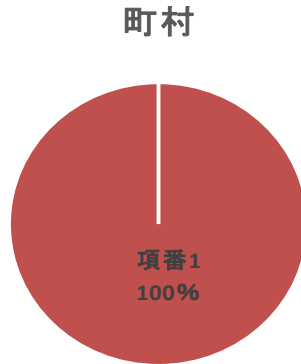
項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	北海道	沖縄県		
			比率	自治体議会名	比率	自治体議会名						
1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)	1	12	92%		3	100%		16	94%	152 (100%)	27 (100%)
2							0%					
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めており、傍聴者の発言の実績がある		1	8%	栗東市		0%		1	6%	0 (0%)	0 (0%)
4												
5	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある						0%		0	0%	0 (0%)	0 (0%)
回答数 計		1	13	100%		3	100%		17	100%	152	27

(注) 補足設問の④会議等を公開する根拠、⑤会議等を公開している範囲については、数値化を省略します。

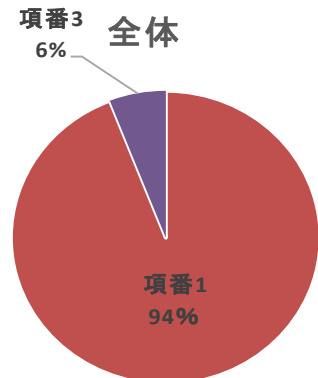
【グラフデータ】 (回答数 13)



(回答数 3)



(回答数 17)



#### 【コメント】

①栗東市では「2019.12 請願書の内容について、休憩中に傍聴者が意見を述べられた。」と、傍聴者の発言が行われた唯一の議会であった。それ以外の議会では実施されていない。

②傍聴者への発言を認めることは、議会への関心を持ってもらうための1つの手段として有効である。ただ、現状の議事堂の形状が、本会議場では議場と傍聴席が分離されているところが多いため容易に傍聴者の発言を聴くことは難しいが、委員会では分離されていないところが多いので、委員会から簡易公聴会として行って見てはどうか。さらに、傍聴者の発言を聴く委員会の運営方法や委員会の審議に反映する方法を定める必要があるのではないかと。

(参考1)「北海道福島町議会への参画を推奨する規則」

第2条 『傍聴』とは、中略、議長の許可を受けて討議に参加することを言う。

第3条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大事な場としてとらえ、参画者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会などを設けなければならない。

(参考2)「北海道芽室町議会傍聴条例」

(傍聴の奨励)第2条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大切な場と捉え、傍聴者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会を設けなければならない。



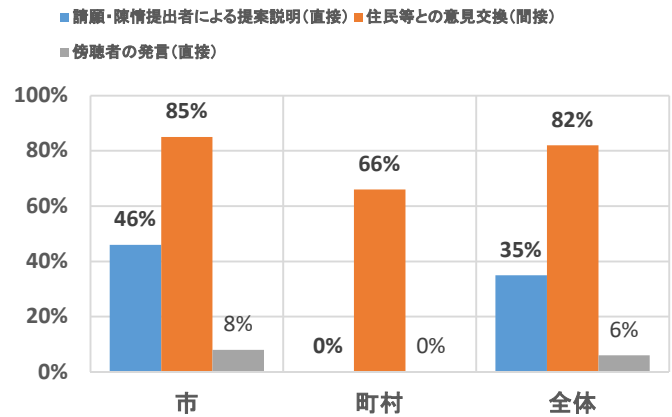
## 2-1 住民参加による地域課題の発見と共有まとめ

### ①市町村別比較

項目	請願・陳情提出者による提案説明(直接)	住民等との意見交換(間接)	傍聴者の発言(直接)
市	46%	85%	8%
町村	0%	66%	0%
全体	35%	82%	6%

コメント:市においては、「請願・陳情者による提案説明」と「住民等との意見交換」の2つの制度は必須期(実施比率50%以上)に達している。町村では「住民等との意見交換」のみが必須期に達している。「傍聴者の発言」については、市・町村共に導入期(実施比率10%未満)の状態である。

市・町村別住民参加のまとめ



### ②人口規模別比較

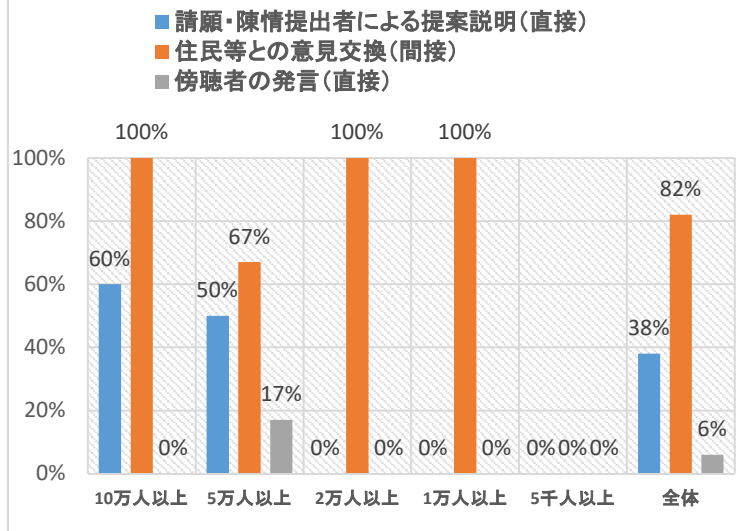
人口規模別項目別実施状況(項番3~5)

人口規模	回答数	請願・陳情提出者による提案説明(直接)	住民等との意見交換(間接)	傍聴者の発言(直接)
10万人以上	5	3(60%)	5(100%)	0(0%)
5万人以上	6	3(50%)	4(67%)	1(17%)
2万人以上	3	0(0%)	3(100%)	0(0%)
1万人以上	1	0(0%)	1(100%)	0(0%)
5千人以上	1	0(0%)	0(0%)	0(0%)
計	16	6(38%)	13(82%)	1(6%)

(注) 県議会含まず。

コメント:「請願・陳情者による提案説明」は人口規模5万人以上の議会での実施比率が高く、「住民等との意見交換」は人口規模1万人以上の議会での実施比率が高い。

人口規模別住民参加まとめ

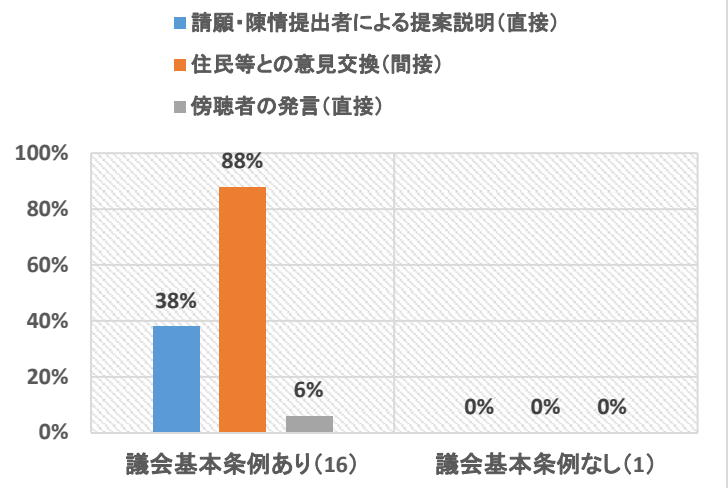


### ③議会基本条例有無別比較

項目	請願・陳情提出者による提案説明(直接)	住民等との意見交換(間接)	傍聴者の発言(直接)
議会基本条例あり(16)	6(38%)	14(88%)	1(6%)
議会基本条例なし(1)	0(0%)	0(0%)	0(0%)

コメント:「住民等との意見交換は議会基本条例があることで88%の議会で実施されているのに対し、「請願・陳情者による提案説明」は38%とまだまだ実施比率が上昇する余地がある。

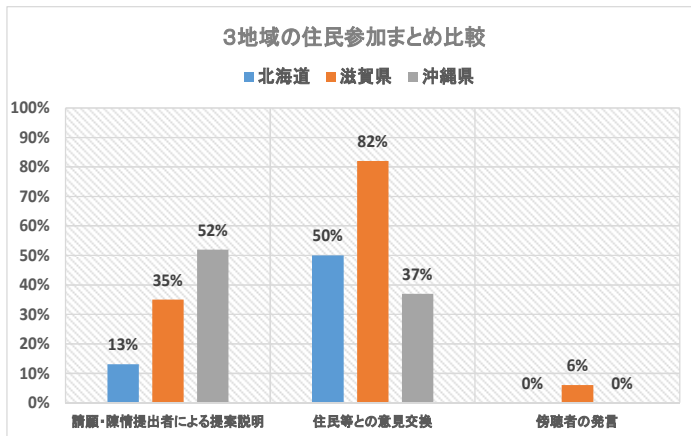
議会基本条例の有無に見る住民参加まとめ



### ④3地域のまとめ全体比較

3地域の住民参加による地域課題の発見と共有まとめ項目別比較(項番3~5の比率)

参加形態	項目	北海道	滋賀県	沖縄県
直接	請願・陳情提出者による提案説明	13%	35%	52%
間接	住民等との意見交換	50%	82%	37%
直接	傍聴者の発言	0%	6%	0%



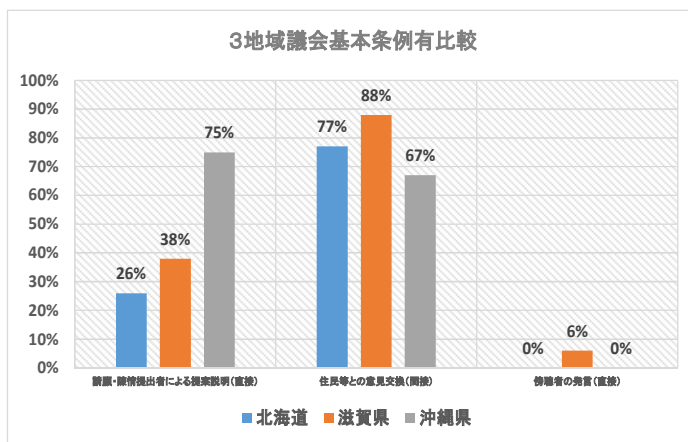
コメント:

- ①3地域の実施比率から制度が定着しているかを見してみる。「請願・陳情者による提案説明」は沖縄県は必須期(50%以上)、滋賀県道は普及期(10%以上50%未満)と制度の有効性は認識されているか、北海道は導入期(10%未満)であり、今後、導入議会が増えることを期待したい。
- ②「住民等との意見交換」は北海道・滋賀県が必須期、沖縄県は普及期といずれも、導入期を終え、2地域で必須期に達していることから制度そのものが定着の域に達している。
- ③残念ながら、「傍聴者の発言」については、地域共に10%以下の導入期であり、今度、制度としての定着が見通せない。

### ⑤3地域の議会基本条例有無全体比較

議会基本条例有無比較(項番3~5の比率)

項目		る提請 (提出 直接)	る提請 (提出 間接)	る提請 (提出 傍聴者 直接の 発言)
		願者・陳情 説明に 明よ情	住民等との 意見交換	発言
議会基本 条例あり	北海道	43(28%)	11(26%)	33(77%)
	滋賀県	16(94%)	6(38%)	14(88%)
	沖縄県	12(44%)	9(75%)	8(67%)
議会基本 条例なし	北海道	109(72%)	9(8%)	43(39%)
	滋賀県	1(6%)	0(0%)	0(0%)
	沖縄県	15(56%)	5(33%)	2(13%)



(注)自治体数及び比率は回答をベースとする

コメント:3地域の議会基本条例の制度導入への有効性はすでに照明されているので、条例がなしの議会の制度の実施比率に注目し、制度の一般化を見てみたい。条例がなくても実施している議会が多くあるということは制度が定着していることを表しており、たとえば、沖縄県の条例なし「請願・陳情者による提案説明」が33%、北海道の「住民等との意見交換」は39%と制度の導入が進んでいることを示している。

(注)実施比率50%以上は制度の必須期、10%未満は制度の導入期、10%以上~50%未満は制度の普及期  
導入期は制度の有効性を試す時期。普及期は制度の有効性に気が付き導入を促進する時期。  
必須期は制度有効性が認められ、制度が定着した状況



## 2-2 議会内の討議と合意形成

### 問4 首長提案等の議案に対する議員間討議（自由討議）と合意形成

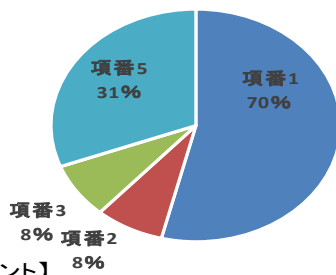
首長提案の議案及び議員提案の議案並びに請願又は陳情等で提起された住民課題を採決の前にいったん止め、議員間討議（自由討議）が行われ、合意形成が図られていますか。

項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	北海道	沖縄県	
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率					
1	行っていない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)	1	7	54%	1	日野町	33%	9	53%	136 (90%)	19 (70%)
2	検討中		1	8%	1	多賀町	33%	2	12%	5 (3%)	2 (7%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、採決前に、議員間(自由)討議を行い、合意形成が図られている		1	8%	0		0%	1	6%	5 (3%)	1 (4%)
4				0%			0%				
5	条例規則の規定に基づき採決前に、議員間(自由)討議を行い、合意形成が図られている		4	31%	1	竜王町	33%	5	29%	6 (4%)	5 (19%)
回答数 計		1	13	100%	3		100%	17	100%	152	27
								3・5	35%	7%	23%

(注) 太字は議会基本条例施行市町村

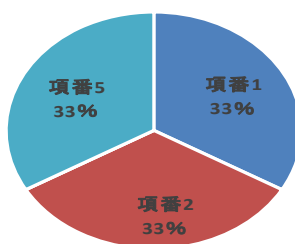
【グラフデータ】 (回答数 13)

市



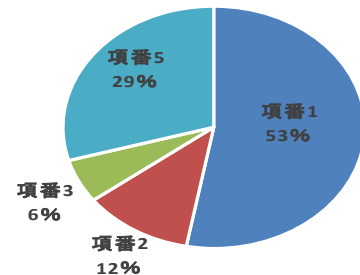
(回答数 3)

町村



(回答数 17)

全体

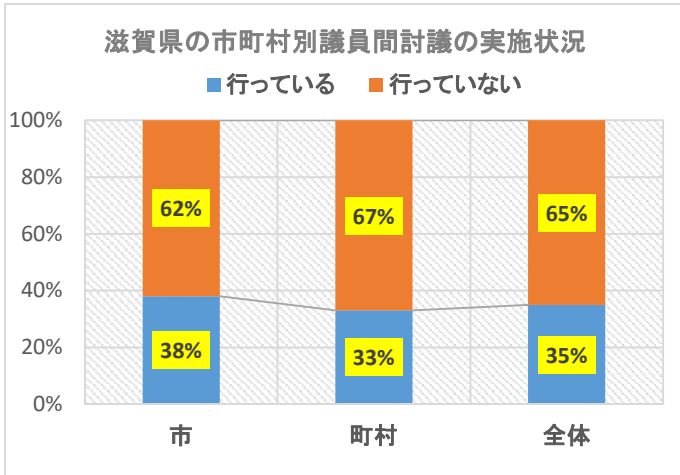


【コメント】

- ①議員間討議を行っている(項番3・5)は、6議会(35%)で行われている。
- ②議員間の自由討議を行っているのは、市議会が5議会(39%)、町村議会が1議会(33%)と、実施している比率及び議会数共に町村議会より市議会の方が議員間討議が行われている。次員の人口規模別では、5万人以上の議会と比較的多く行われている。
- ③議会基本条例施行の16議会(回答有)中6議会(38%)で「議員間討議を行っている」という結果であった。議会基本条例を施行している議会は、条例で議員間の自由討議が規定されているにもかかわらず、行われていないということは、住民との約束が守られていない議会が多くあることを示している。「これでよいのか」という声が議員の中から出ないことにも疑問を感じる。
- ④3地域の議員間の自由討議の「実績がある」(項番3・5)は、滋賀県35%、北海道7%、沖縄県23%と、3地域では滋賀県が1番議員間討議を行っている市町村議会が多いことがわかる。
- ⑤補足設問1の議会の審査形態が「本会議主義」「委員会主義」のどちらかを問うたところ、市議会は委員会主義が92%、本会議主義が8%、町村議会では委員会主義が100%であった。滋賀県全体では、本会議主義が6%、委員会主義が94%であった。人口規模別では10万人以上の市議会(1議会)のみが本会議主義であった。このことは、滋賀県内自治体議会議員間討議が行われていることと委員会主義が多いことと関係するのではない。(P22参照)
- ⑥議員間討議と審査方式(本会議主義・委員会主義)とのクロスでは議員間討議が行われているのは(6市町村)、本会議主義が0議会、すべて委員会主義(5市1町村)であった。滋賀県では議員間討議と議会審査方式とのリンクが見える。(P22参照)
- ⑦実際、補足設問2・3・4(P23参照)の首長提案に対する「議会による否決」「議員による修正」「議員間討議内容」を「議員間討議を行っている」と回答の議会」と「議員間討議を行っていない」と回答の議会」と比較すると、前者は「議会による否決」が1議会、「議員による修正」が1議会、「議員間討議内容」が4議会、それに対し、後者は「議会による否決」が1議会、「議員による修正」が3議会、「議員間討議内容」が0議会と、「議員間討議を行っていない」と回答の議会の方が、「議会による修正」「議員による修正」が多い結果であった。このことは、議員間討議を行うことと議案の否決や修正と関係がないことを示している。(この傾向は北海道・沖縄県共に共通であった)
- ⑧滋賀県、北海道、沖縄県の議員間討議の実施状況と審査方式(本会議主義・委員会主義)との関係を見てみる。滋賀県は議員間討議の実施状況は35%、94%が委員会主義、北海道は議員間討議の実施状況は7%、74%が本会議主義、沖縄県は議員間討議の実施状況は23%、75%が委員会主義と、滋賀県・沖縄県では委員会主義が中心であるのに対し、北海道は本会議主義が中心となっている。滋賀県が委員会主義であることが議員間討議の実施比率が高い結果に現れているのではない。

### ①滋賀県の市町村別議員間討議の実施状況

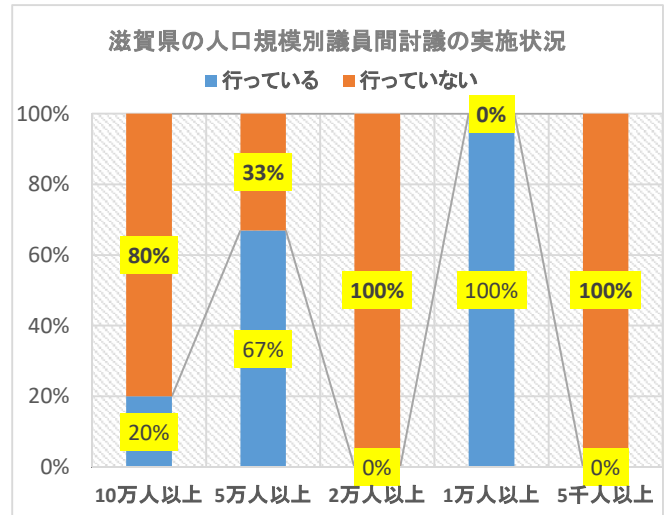
項目	県	市	町村	全体
行っている	0	5(38%)	1(33%)	6(35%)
行っていない	1(100%)	8(62%)	2(67%)	11(65%)



コメント:議員間討議の実施状況は、市では5議会38%、町村では1議会33%と、実施比率では市の方が高い。また、議会数でも市議会の方が町村議会より議員間討議が行われている。

### ②滋賀県の人口規模別議員間討議の実施状況

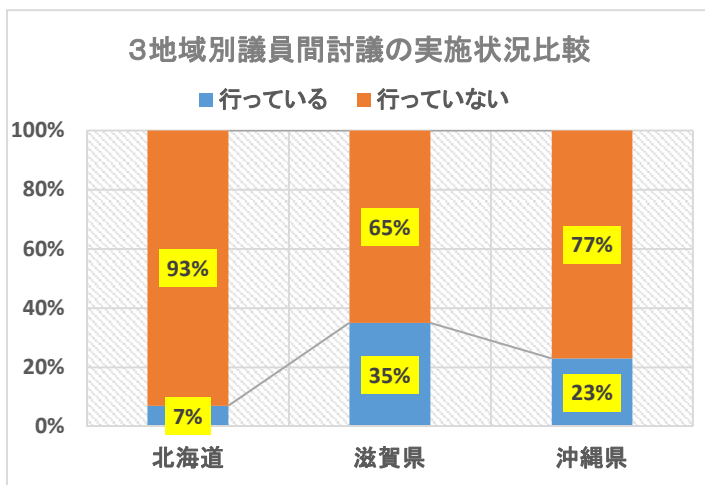
人口規模	行っている	行っていない	計
県	0(0%)	1(100%)	1
10万人以上	1(20%)	4(80%)	5
5万人以上	4(67%)	2(33%)	6
2万人以上	0(0%)	3(100%)	3
1万人以上	1(100%)	0(0%)	1
5千人以上	0(0%)	1(100%)	1
計	6(35%)	11(65%)	17



コメント:人口規模10万人以下5万人以上の議会での議員間討議がされている。規模の大きい議会での議員間討議が行われている。

### ③3地域の議員間討議の実施状況

項目	北海道	滋賀県	沖縄県
行っている (項番3・5)	11 7%	6 35%	6 23%
行っていない (項番1・2)	141 93%	11 65%	21 77%



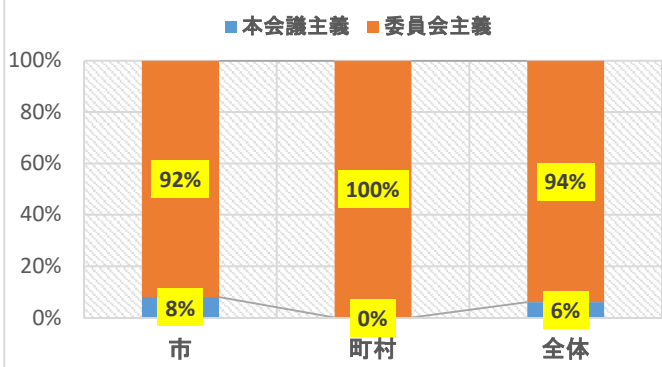
コメント:3地域の比較では、滋賀県が35%、沖縄県が23%、それに対し北海道は7%と、議員間討議をしている議会の実施比率が極端に低いことがわかる。

④市町村別審査方式(本会議主義・委員会主義)の実施状況

滋賀県

項目	本会議主義	委員会主義	計
県	0(0%)	1(100%)	1
市	1(8%)	12(92%)	13
町村	0	3(100%)	3
全体	1(6%)	16(94%)	17
北海道	104(74%)	36(26%)	140
沖縄県	6(24%)	19(76%)	25

滋賀県の市町村別本会議・委員会主義

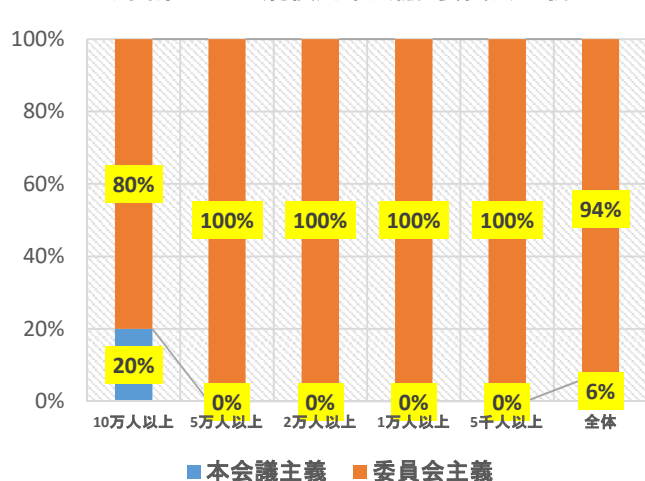


コメント:滋賀県内の議会の94%が委員会主義である。沖縄県も委員会主義であるが北海道は本会議主義と異なる結果であった。

⑤人口規模別審査方式(本会議主義・委員会主義)の実施状況

人口規模	本会議主義	委員会主義	計
県	0	1(100%)	1
10万人以上	1(20%)	4(80%)	5
5万人以上	0	6(100%)	6
2万人以上	0	3(100%)	3
1万人以上	0	1(100%)	1
5千人以上	0	1(100%)	1
計	1(6%)	16(94%)	17

滋賀県の人口規模別本会議・委員会主義



コメント:本会議主義は人口規模10万人以上で1議会のみあった。それ以外はすべて委員会主義であった。

(参考)

北海道の審査方式別議員間討議の実施状況

項目	本会議主義	委員会主義	全体
行っている	6(6%)	5(14%)	11
行っていない	98(94%)	31(86%)	129

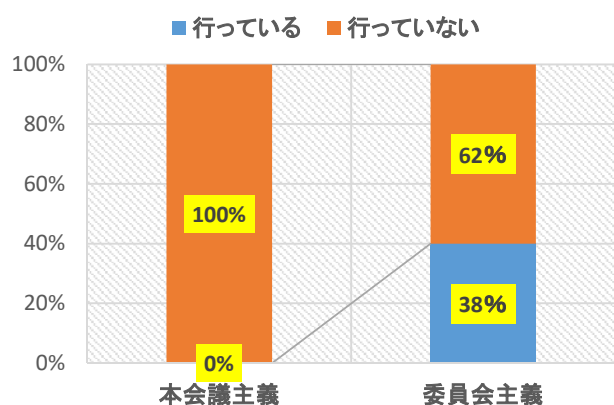
沖縄県の審査方式別議員間討議の実施状況

項目	本会議主義	委員会主義	全体
行っている	1(17%)	5(26%)	6
行っていない	5(83%)	14(74%)	19

⑦審査方式(本会議主義・委員会主義)別議員間討議の実施状況(クロス分析)

項目	本会議主義	委員会主義	全体
行っている	0(0%)	6(38%)	6
行っていない	1(100%)	10(62%)	11

審査方式別議員間討議の実施状況



コメント:議員間討議が行われるのは委員会主義の方が実施比率が高い結果であった。このことは、北海道も沖縄県も同様の結果であった。

## 問4 補足設問2・3・4

2. 2019.4～2020.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案は、何件ありましたか。

3. 2019.4～2020.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。

市

項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	議員間討議内容
議員間討議(自由討議)を行っている議会	5	1	1	3
議員間討議(自由討議)を行っていない議会	8	1	3	0
計	13	2	4	3
(注)数は回答議会数		15%	31%	23%

町村

項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	議員間討議内容
議員間討議(自由討議)を行っている議会	1	0	0	1
議員間討議(自由討議)を行っていない議会	2	0	0	0
計	3	0	0	1
(注)数は回答議会数		0%	0%	33%

全体

項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	議員間討議内容
議員間討議(自由討議)を行っている議会	6	1	1	4
議員間討議(自由討議)を行っていない議会	10	1	3	0
計	16	2	4	4
滋賀県全体		13%	25%	25%
北海道全体		6(4%)	15(10%)	8(5%)
沖縄県全体		6(23%)	8(31%)	2(8%)

(注1)数は回答議会数 (注2)道・県議会含まず。

### 4. 2019.4～2020.3の期間、議会として自由討議を行った内容

議会名	審査方式	議員間討議内容	自由討議有	政務活動費有	人口規模
東近江市議会	委員会主義	東近江市老人福祉センター条例を廃止するに当たり、所管委員会で議員間討議を行い、条例の目的である「高齢者福祉の推進及び自主的な活動の振興を図ること」が後退しないよう、高齢者の心身の健康と生きがいの増進を図る等の細やかな施策を講じることを求める附帯決議を付した。	○	○	10万人以上
		教育委員会所管のスポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く)及び文化財の保護に関することを市長部局に移管することについて、教育委員会所管の委員会で議員間討議を行い、移管することに対するの懸念事項、留意事項を委員会でまとめて、付託先委員会に申し送りを行った。			
竜王町議会	委員会主義	予算決算常任委員会委員長報告に対する反対討論	○	×	2万人以下 1万人以上



## 問5 調査機関又は附属機関の設置

議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

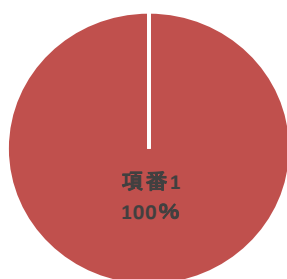
項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	北海道	沖縄県
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率				
1	設置していない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)	1	13	100%	2	67%	16	94%	150 (98%)	23 (85%)
2	検討中		0	0%	1	多賀町 33%	1	6%	1 (1%)	3 (11%)
3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している		0	0%		0%	0	0%	0 (0%)	0 (0%)
4	条例規則の規定に基づき、議員のみによる調査機関又は附属機関を設置している		0	0%		0%	0	0%	0 (0%)	1 (4%)
5	条例規則の規定に基づき、議員のほか公募市民を含めた調査機関又は附属機関を設置している		0	0%		0%	0	0%	1 (1%)	0 (0%)
回答数 計		1	13	100%	3	100%	17	100%	152	27
							3~5	0%	1%	4%

(注) 太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

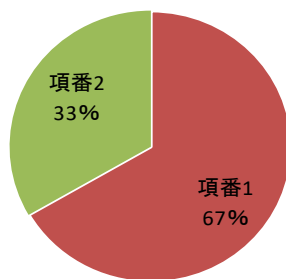
(回答数 13)

市



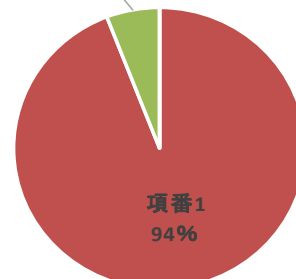
(回答数 3)

町村



(回答数 17)

全体



【コメント】

- ①「調査機関又は附属機関の設置がある」(項番3~5)は、0議会(0%)であった。
- ②議会基本条例施行の16議会(回答有)で「調査機関又は附属機関の設置がある」は0議会(0%)であった。
- ③3地域の「調査機関又は附属機関の設置がある」(項番3~5)は、滋賀県は0議会(0%)、北海道は福島町議会の1議会(1%)、沖縄県は名護市議会の1議会(4%)と制度として普及していないことがわかる。
- ④調査機関又は附属機関の設置は、議会が幅広い議論を前提に、議会として迅速に議決する上で、専門的な助言が期待できる。最近では課題の複雑化と利害関係者が多く、調整が難航するケースも多い。その中で、客観性を担保した機関の設置は、議会が新たな価値を高めることにつながると考える。また、調査機関又は附属機関の設置は、議会事務局に調査担当職員の配置が進まない中で、議会事務局機能を補完する役割もある。

芽室町議会基本条例

(附属機関の設置)第20条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。

2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(調査機関の設置)第21条 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。

3 調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。

問5 補足設問2 2019.4～2020.3の期間、地方自治法100条の2に基づく専門的知見の活用(調査機関又は附属機関の設置を除く)を具体的に行いましたか。

滋賀県内市町村別議会における専門的知見の活用

項目	回答数	専門的知見の活用有	専門的知見の活用無	滋賀県活用有の比率	北海道活用有の比率	沖縄県活用有の比率
県	1	0	1	0%	0%	0%
市	13	0	13	0%	0%	0%
町村	3	0	3	0%	0%	0%
全体	17	0	17	0%	0%	0%

問5 補足設問3 2019.4～2020.3の期間、議員又は委員会が提出した政策的な条例案(政策立案)(議会や議員に係わるもの、例えば、議会基本条例、議員定数、報酬、政務調査費、会議規則、委員会条例などを除く)の件数(内、可決された条例の件数)と具体的な条例案名等をご記入願います。(なかった場合には「0」件とご記入ください)なお、既存の政策的な条例の改正案及び廃止案を含む。

滋賀県内市町村別議会における議員等提出条例有

項目	回答数	議員等提出条例有議会数	滋賀県の比率	北海道の比率	沖縄県の比率
県	1	0	0%	0%	0%
市	13	1	8%	0%	0%
町村	3	0	0%	0%	0%
全体	17	1	6%	0%	0%

議会名	議員等提出条例名
東近江市	東近江市制記念日を定める条例の制定について(可決)

## 問6 議会事務局体制の充実

法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

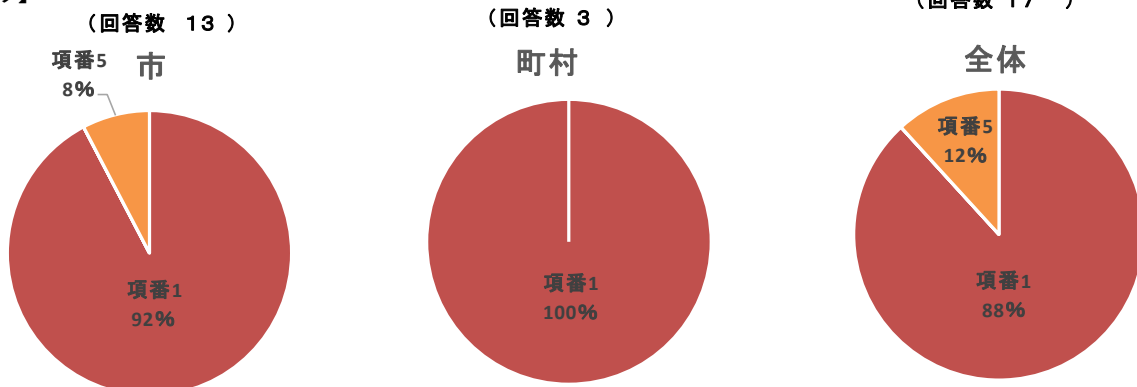
項番	内 容	道	市		町村		全体	2020 比率	北海道	沖縄県
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率				
1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない		12	92%	3	100%	15	88%	142 (96%)	18 (66%)
2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中		0	0%	0	0%	0	0%	3 (2%)	1 (4%)
3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)		0	0%	0	0%	0	0%	6 (4%)	6 (22%)
4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している		0	0%	0	0%	0	0%	0 (0%)	1 (4%)
5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している	1	1 大津市	8%	0	0%	2	12%	1 (1%)	1 (4%)
回答数 計		1	13	100%	3	100%	17	100%	152	27

(注1)○は議会事務局の職員数(臨時含む) (注2)滋賀県議会の議会事務局職員数は42名

3~5 12% 5% 30%

(注3)太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】



【コメント】

①滋賀県の議会事務局の実態は、市議会事務局の職員数は7.5人で、監査委員事務局等の兼務は15%で、議会に図書室又は図書コーナーがあるは100%であった。町村議会事務局の職員数は2.3人で、100%が監査委員事務局等を兼務し、100%に図書室又は図書コーナーがある。町村議会事務局は職員数が少ないのに、さらに兼務業務があり、業務量に対する人員不足や調査・法務といった専門性を養う余裕がない実態があるようだ。(P27・28参照)

②議会基本条例には「議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する」旨の規定があるが、議会基本条例施行の16議会(回答有)中滋賀県議会と大津市議会の2議会(13%)に「議会事務局に調査担当職員の配置」を行っている。

③3地域の「議会事務局に調査担当職員の配置がある」(項番3~5)の比較では、滋賀県は2議会(12%)と、沖縄県の8議会(30%)より体制強化が進んでいないが、北海道7議会(5%)より体制強化が進んでいることがわかる。

芽室町議会基本条例

(議会事務局の体制整備)第22条 議会は、法第138条第2項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。

2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。

3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。



## 問6 補足設問

議会事務局の人数等(2020.4.1現在)

滋賀県内市町村別議会事務局平均職員数

項目	回答議会数	滋賀県平均職員数(人)	北海道平均職員数(人)	沖縄県平均職員数(人)
県	1	40	89	52
政令市			40	
市	13	7.5	7.3	9.5
町村	3	2.3	2.8	2.9
全体	17	6.6	4.6	5.7

(注)全体の平均職員数は道・県含まず。

議会事務局職員数の分布

人数	市	町村	全体
2人		2	2
3人		1	1
4人	1		1
5人	3		3
6人	1		1
7人	2		2
8人	4		4
9人	1		1
10人			0
11~20人	1		1
計	13	3	16

(注)滋賀県議会(40人)含まず。

滋賀市町村別議会事務局の兼務状況

項目	市	町村	全体
兼務有	2	3	5
兼務無	11	0	11
無記入	0	0	0
計	13	3	16
兼務有比率	15%	100%	31%
平均職員数	7.5人	2.3人	6.6人

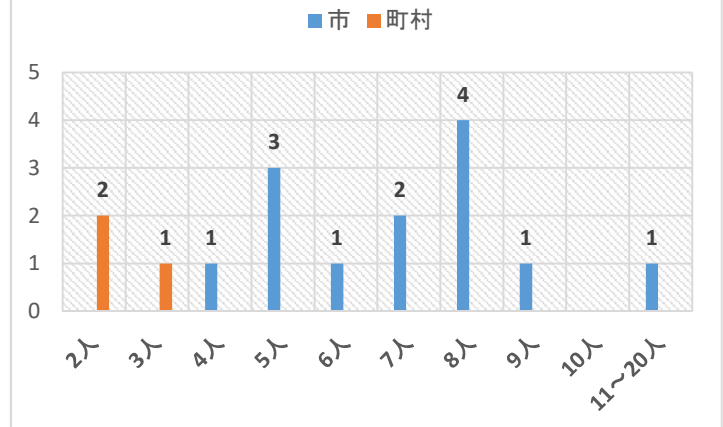
(注)滋賀県議会含まず。

人口規模別平均職員数及び兼務状況

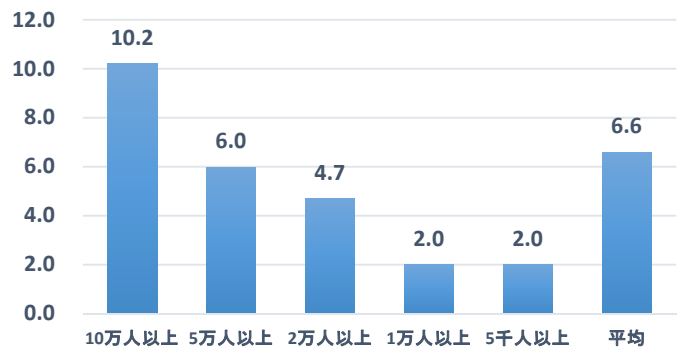
人口規模	議会数	平均職員数	兼務	兼務比率
10万人以上	5	10.2	2	40%
5万人以上	6	6.0	0	0%
2万人以上	3	4.7	1	33%
1万人以上	1	2.0	1	100%
5千人以上	1	2.0	1	100%
計	16	6.6	5	31%

(注)滋賀県議会含まず。

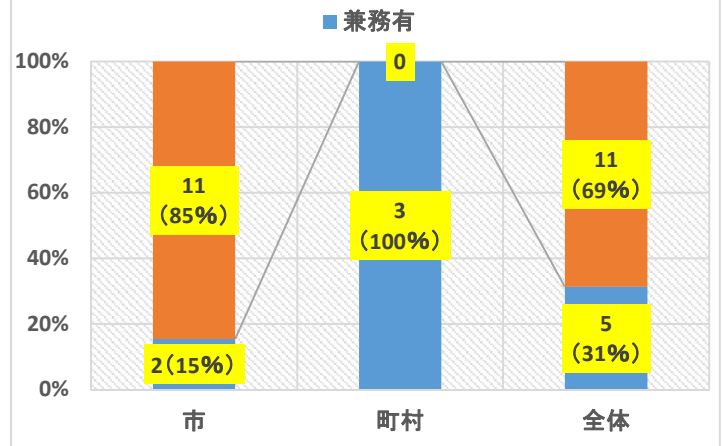
滋賀県の市町村別議会事務局職員数



滋賀県人口規模別平均議会職員数



滋賀県市町村別議会事務局の兼務状況



コメント:

①滋賀県の平均議会事務局職員数は、市では7.5人、町村では2.3人、全体では6.6人であった。市議会が多いことから全体の職員数が多い。

②監査委員事務局等の兼務ありは市議会では2議会、町村議会では3議会であった。兼務比率が比較的低い。

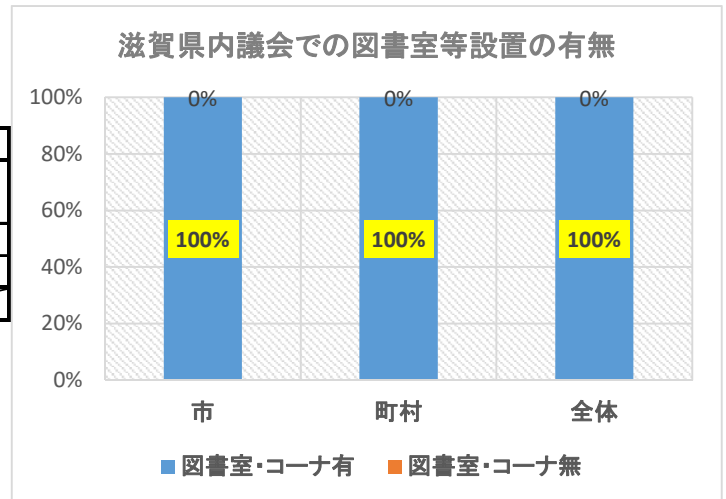
## 図書室等の設置状況

滋賀県の議会事務局における図書室等の設置状況

項目	市	町村	全体	比率
図書室・図書 コーナー有	13	3	16	100%
両方無	0	0	0	0%
計	13	3	16	100%
設置有比率	100%	100%	100%	

(注) 滋賀県含まず。

コメント: 滋賀県の市議会及び町村議会全てに  
図書室・図書コーナーがある。



## 議会事務局の課題

No.	自治体名	議会事務局の課題
1	長浜市議会(8)	5月1日付異動により、専任職員1人減となった。
2	近江八幡市議会(6)	・人員体制上、個別に法務及び調査担当の専任職員を配置することが難しい。 ・限られた人員で業務を行っており、各議員の政策提言に繋がるサポート(法務的観点、各調査等)が十分できていない
3	湖南市議会(5)	職員の配属年数が短いため議会改革、議会運営の機能強化が図れない
4	高島市議会(4)	議員の政策立案の補助となる専任の法制担当職員がいない
5	東近江市議会(8)	図書室が有効に活用されていない
6	日野町議会(3)	インターネットを活用して調べたり、町の図書館を利用するなどが実際のところで、現在の図書コーナーの書籍を充実させたり職員を常駐させるのは難しい状況
7	竜王町議会(2)	配置人員数が少なく、監査委員事務局および公平委員会事務局との兼務であるため、調査等に取り組む時間の確保が難しい

(注) ( )内は職員数

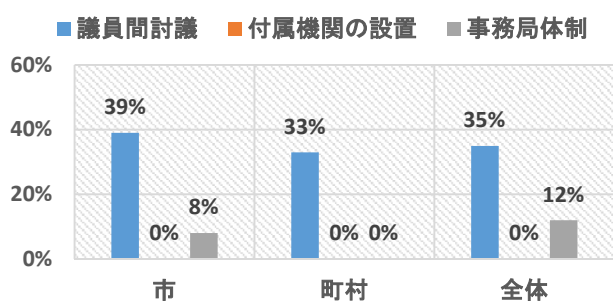
コメント: 議会事務局の課題は、市議会事務局では「職員の配属年数が短いため議会改革、議会運営の機能強化が図れない」や「議員の政策立案の補助となる専任の法制担当職員がいない」が挙げられている。町村議会では「配置人員数が少なく、監査委員事務局および公平委員会事務局との兼務であるため、調査等に取り組む時間の確保が難しい」が課題として挙げられている。実は、この指摘は北海道の議会事務局の課題と同じであった。

## 2-2 議会内の討議と合意形成まとめ

### ①市町村別比較

項目	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制
県	0%	0%	100%
市	39%	0%	8%
町村	33%	0%	0%
全体	35%	0%	12%

市・町村別議会内討議のまとめ

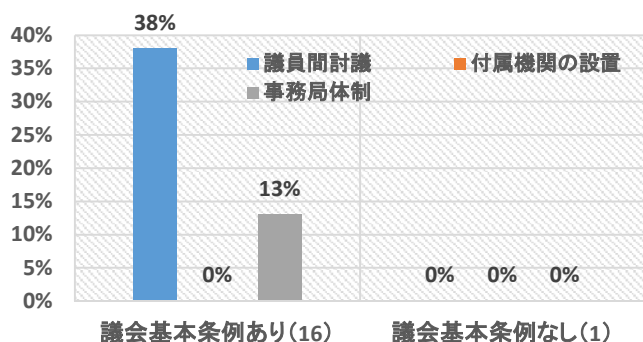


コメント:「議員間討議」の実施比率が高く、さらに普及する予感がある。残念ながら「付属機関の設置」は導入する議会がなかった。

### ③議会基本条例有無別比較

項目	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制
議会基本条例あり(16)	6(38%)	0(0%)	2(13%)
議会基本条例なし(1)	0(0%)	0(0%)	0(0%)

議会基本条例の有無に見る議会内討議まとめ



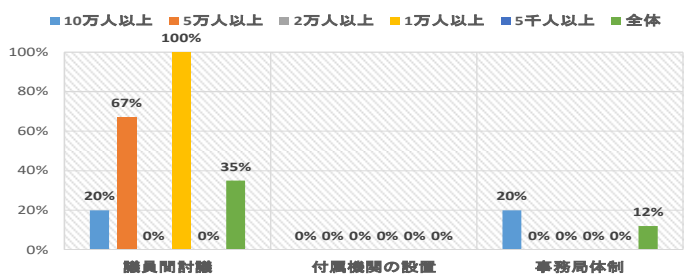
コメント:滋賀県は94%の議会が議会基本条例があるので、制度の実施は条例が遵守されているかを表している。実施比率を見ると、条例が遵守されている比率が低いように思う。

### ②人口規模別比較

2020人口規模別項目別実施状況(項番3~5)

人口規模	回答数	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制
県	1	0(0%)	0(0%)	1(100%)
10万人以上	5	1(20%)	0(0%)	1(20%)
5万人以上	6	4(67%)	0(0%)	0(0%)
2万人以上	3	0(0%)	0(0%)	0(0%)
1万人以上	1	1(100%)	0(0%)	0(0%)
5千人以上	1	0(0%)	0(0%)	0(0%)
計	17	6(35%)	0(0%)	2(12%)

人口規模別議会内討議まとめ



コメント:「議員間討議」や「事務局体制」は人口規模が5万人以上の議会での実施比率が高い。この傾向は北海道・沖縄県も同じであった。

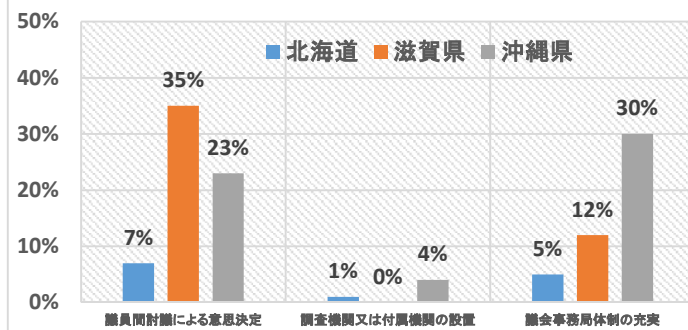
### ④3地域のまとめ全体比較

3地域の議会内討議まとめ項目別比較(項番3~5の比率)

項目	北海道	滋賀県	沖縄県
議員間討議による意思決定	7%	35%	23%
調査機関又は付属機関の設置	1%	0%	4%
議会事務局体制の充実	5%	12%	30%

(注)道・県含む。

3地域の議会内討議まとめ比較



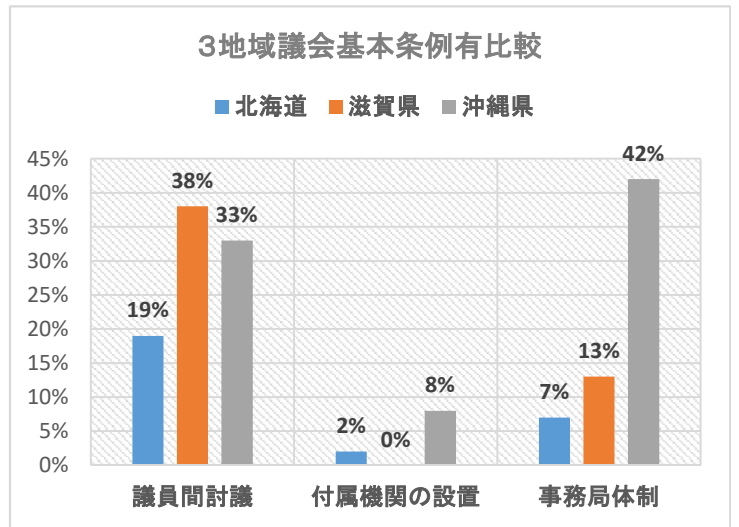
コメント:「議員間討議」や「事務局体制」は滋賀県・沖縄県での普及が進んでいるが、北海道は先駆議会のみしか導入が進んでいない。

### ⑤3地域の議会基本条例有無全体比較

議会基本条例有無比較(項番3~5の比率)

項目			議員 間 討 議	付 属 機 関 の 設 置	事 務 局 体 制
議会基本 条例あり	北海道	43(28%)	8(19%)	1(2%)	3(7%)
	滋賀県	16(94%)	6(38%)	0(0%)	2(13%)
	沖縄県	12(44%)	4(33%)	1(8%)	5(42%)
議会基本 条例なし	北海道	109(72%)	3(3%)	0(0%)	4(4%)
	滋賀県	1(6%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
	沖縄県	15(56%)	2(13%)	0(0%)	3(20%)

(注)自治体数及び比率は回答をベースとする



コメント: 3地域の議会基本条例による制度導入の有効性を検証すると、「議員間討議」は3地域共に実施比率が10%以上50%未満の普及期であった。「付属機関の設置」は3地域共に10%未満の導入期、「事務局体制」は北海道が10%未満の導入期、滋賀県と沖縄県は10%以上50%未満の普及期であった。注目すべきは、沖縄県の議会基本条例なし議会では「議員間討議」や「事務局体制」が10%以上50%未満の普及期であることで、条例の有無に関係がなく普及しているということは、地域の議会が必要としていることを示している。他方、北海道・滋賀県が10%未満の導入期であることは相当異なる。



## 2-3 議会と行政の討議と課題共有

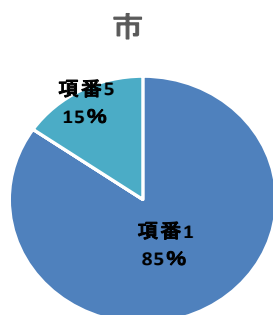
### 問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。(2020年4月1日現在)

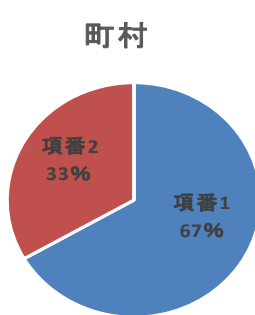
項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	北海道	沖縄県		
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率						
1	実施していない		11		85%	2		67%	13	76%	141 (93%)	27 (100%)
2	実施について検討中		0		0%	1	日野町	33%	1	6%	3 (2%)	0 (0%)
3	議会の議決により、通年議会を実施している	1	0		0%	0		0%	1	6%	0 (0%)	0 (0%)
4												
5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している		2	大津市 守山市	15%	0		0%	2	12%	8 (5%)	0 (0%)
回答数 計		1	13		100%	3		100%	17	100%	152	27
									3・5	18%	5%	0%

(注) 太字は議会基本条例施行市町村  
【グラフデータ】

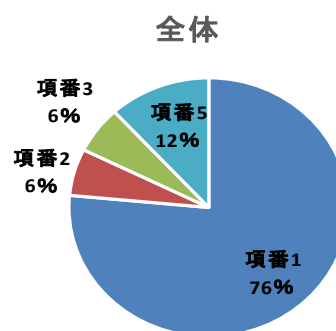
(回答数 13)



(回答数 3)



(回答数 17)



【コメント】

①通年議会を実施している議会(項番3・5)は、3議会(18%)、「実施していない」(項番1・2)は14議会(82%)であった。

②3地域の通年議会を実施している議会は、滋賀県は3議会(県が1議会、市2議会)、北海道は8議会(市議会が1議会、町村議会が7議会)、大分県は0議会であった。

通年議会の根拠規定については、

①地方自治法第102条第2項(定例会の招集回数を年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする)に基づき実施  
②地方自治法第102条の2第1項(会期を通年とする)に基づき実施

(参考1)大津市議会基本条例(地方自治法第102条第2項)

(通年議会)第13条 法第102条第2項の規定による議会の定例会の回数は、年1回とする。ただし、議会の解散に伴う選挙が行われた年においては、これを変更することができる。

(参考2)守山市議会基本条例(地方自治法第102条の2第1項)

(会期)第4条 会期は、市政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主体的かつ機動的に活動するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条の2第1項の規定による通年の会期とする。

2 通年の会期について必要な事項は、守山市議会の会期等に関する条例(平成31年条例第13号)に定めるところによる。

通年議会の根拠	議会数	市町村議会名
①地方自治法第102条第2項(定例会の招集回数を年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする)	2	滋賀県議会、大津市議会
②地方自治法第102条の2第1項(会期を通年とする)	1	守山市議会

## 問8 一問一答方式の導入状況

本会議の代表質問(一般質問)で、一問一答方式を実施していますか。(2019.4～2020.3の期間)

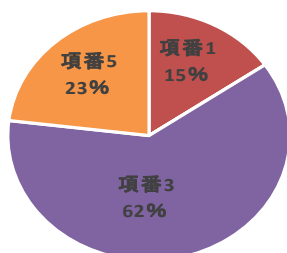
項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	北海道	沖縄県
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率				
1	導入していない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)		2	彦根市 東近江市	15%		2	12%	27 (18%)	6 (22%)
2	導入を検討中		0		0%		0	0%	3 (2%)	1 (4%)
3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、代表質問(又は一般質問)で一問一答方式を実施している	1	8		62%	2	11	64%	67 (44%)	10 (37%)
4										
5	条例規則の規定に基づき、代表質問(又は一般質問)で一問一答方式を実施している		3	大津市 近江八幡市 湖南市	23%	1	4	24%	55 (36%)	10 (37%)
回答数 計		1	13		100%	3	17	100%	152	27
							3・5	88%	80%	74%

(注) 太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

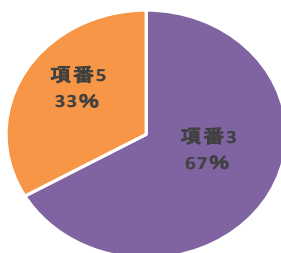
(回答数 13)

市



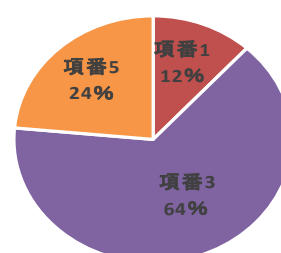
(回答数 3)

町村



(回答数 17)

全体



【コメント】

- ①一問一答方式を実施している(項番3・5)は、15議会(88%)で一問一答方式を実施している。
- ②一問一答方式による質疑は傍聴者(住民)には議員と首長の論点・争点がわかりやすく、議会の存在意義を高める効果がある。従来のまとめて質問とまとめて答弁では、噛み合わない質疑が見られた。議会という公開の場で、活発な討議により、まちの課題を明確にすることこそ議会役割である。
- ③代表質問(一般質問)では100%通告書を提出されて行われている。一問一答方式の制限は時間制限あり87%、回数制限ありが13%であった。
- ④3地域の「一問一答方式を行っている」(項番3・5)を比較すると、滋賀県15議会(88%)、北海道122議会(80%)、沖縄県20議会(74%)と、一問一答方式は制度として普及し、定着していることがわかる。

野洲市議会基本条例

(議会と市長等との関係)

第9条 議会の審議において、議員と市長等は、緊張感の保持に努めなければならない。

2 議員は、議会の代表質問及び一般質問の質疑に際し、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式を選択することができる。

①代表質問(一般質問)は通告により行っていますか

項目	北海道	滋賀県	沖縄県
通告行っている	148 100%	17 100%	25 100%
通告行っていない	0 0%	0 0%	0 0%

②一問一答方式の制限

項目	北海道	滋賀県	沖縄県
時間制限あり	90 74%	13 87%	19 100%
回数制限あり	32 26%	2 13%	0 0%

## 問9 執行部の反問

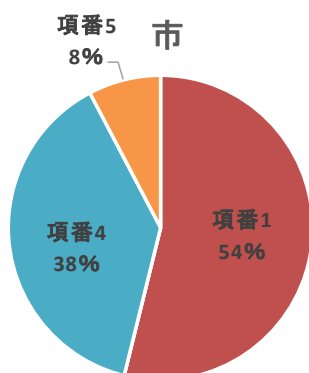
議員の質問、質疑に対する首長等の反問《反論》が行われていますか。(2019.4～2020.3の期間)

項番	内 容	市			町村			全体	2020 比率	北海道	沖縄県
		比率	自治体議会名	比率	自治体議会名						
1	認めていない(条例規則等の規定があるが、当該期間反問は行われていない)	1	7	54%				11	65%	144 (94%)	23 (85%)
2											
3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問《反論》が行われた		0					0	0%	1 (1%)	0 (0%)
4	条例規則の規定に基づき、反問(趣旨確認)が行われた		5	38%	彦根市 米原市 近江八幡市 甲賀市 高島市			5	29%	7 (4%)	4 (15%)
5	条例規則の規定に基づき、反論(議員に質問または反対の意見を述べること)が行われた		1	8%	野洲市			1	6%	0 (0%)	0 (0%)
回答数 計		1	13	100%				17	100%	152	27
								3~5	35%	5%	15%

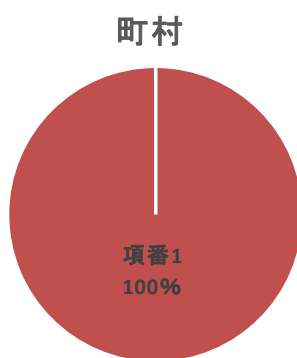
(注) 太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

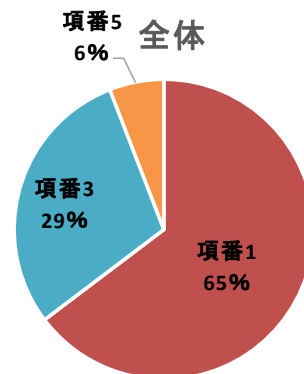
(回答数 13 )



(回答数 3 )



(回答数 17 )



【コメント】

- ①反問が行われている(項番4)は、6議会(38%)、反論が行われている(項番5)は、1議会(8%)であった。
- ②反問が行われている市議会は6議会(46%)、町村議会は0議会(0%)と、市議会でのみ反問が行われている。
- ③議会基本条例の多くには「議長および委員長は、質疑および質問に対し、論点を整理するため、答弁者の反問を認めることができるものとする」(彦根市議会基本条例)と規定されているが、議会基本条例施行の16議会(回答有)中6議会(38%)で反問が行われている。
- ④議会と首長が質問、反問を通し、本質を追求するのは住民の生活を良くするためであり、そのことを理解する首長・議員・住民がいなければ、議会の審議は形式的で、その存在すら危ういものとなる。重要なのは、対立を避けることではなく、対立から本質を見極める住民の存在が重要ではないか。
- ⑥3地域の「反問・反論が行われている」(項番3・5)を比較すると、滋賀県は6議会(35%)、北海道は8議会(5%)、沖縄県は4議会(15%)と、実施している議会数は3地域大差がないが、実施比率では滋賀県が35%、沖縄県が15%に対し、北海道は5%と、北海道内の議会の議論が深まっていない実態が見え隠れしている。反問や反論があることで、議論に緊張感が生まれ、論点・争点を深める効果がある。実際は、首長等が反問を行使する内容が質問の主旨確認程度がほとんどであるが、今後は、議論を深める反論に発展することを期待したい。



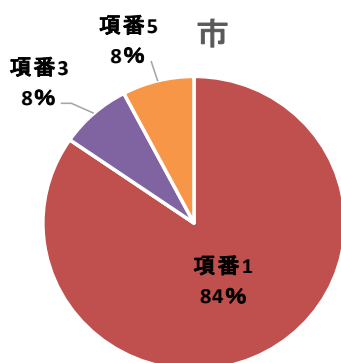
## 問10 政策討議会

重要な政策課題に対し、議会として政策討議を行い、課題(認識)の共有、政策形成を目的とした政策討議会を開催し、首長への政策提言、政策立案を行っていますか。

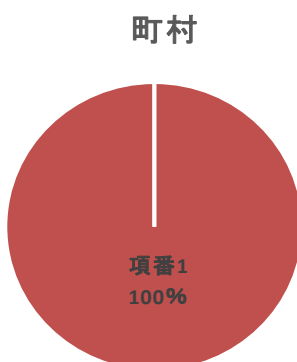
項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	北海道	沖縄県		
			比率	自治体議会名	比率	自治体議会名						
1	設置していない(条例規則等の規定があるが、当該期間開催は行われていない)	1	11	84%		3	100%		15	88%	146 (96%)	23 (85%)
2	設置を検討中		0	0%		0	0%		0	0%	1 (1%)	2 (7%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、政策討議会を開催し、政策立案や政策提言を行っている		1	8%	長浜市	0	0%		1	6%	2 (1%)	0 (0%)
4												
5	条例規則等の規定に基づき、議員等からの要請による政策討議会を開催し、課題共有後、首長への政策提言書の提出を行い、首長からの回答書を公表している又は政策立案を行っている		1	8%	大津市	0	0%		1	6%	3 (2%)	2 (7%)
回答数 計		1	13	100%		3	100%		17	100%	152	27
									3・5	12%	3%	7%

(注)太字は議会基本条例施行市町村  
【グラフデータ】

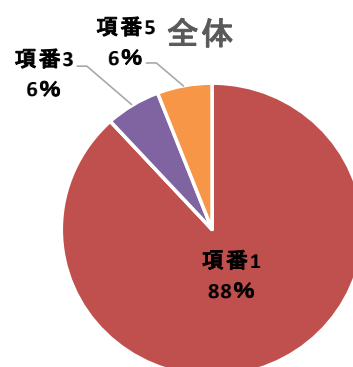
(回答数 13)



(回答数 3)



(回答数 17)



### 【コメント】

政策討論会の開催(項番3~5)については、2議会(12%)であった。(いずれも市議会)

#### 『政策討論会の内容』

##### ●大津市議会(政策討議会・公開)

議会活動実行計画(ミッションロードマップ)の策定、若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり、公文書管理のあり方

##### ●長浜市議会(常任委員会・非公開)

放課後児童クラブのあり方について、常任委員会において討論を行い、市長へ提言書を提出。

#### 長浜市議会基本条例

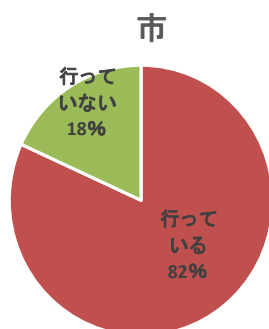
(政策討論)第14条 議会は、本市における重要な課題や政策等に関して、議会としてより良い討論、提案等ができるよう政策討論を実施するものとします。

## 問10 補足設問 議会主催による議員研修の実施状況

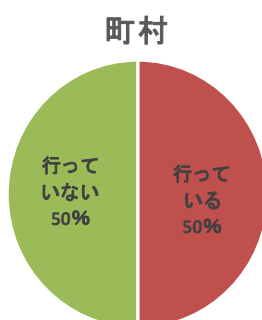
2019. 4～2020. 3の期間、議会主催による議員研修の実施状況を調査した。

項番	内 容	県	市		町村		全体	比率	北海道	沖縄県
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率				
1	行っている		9	82%	1	50%	10	71%	39 (29%)	7 (33%)
2	行っていない	1	2	18%	1	50%	4	29%	95 (71%)	14 (67%)
回答数 計		1	11	100%	2	100%	14	100%	134	21

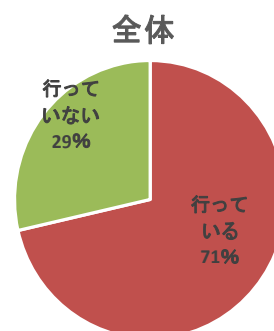
【グラフデータ】 (回答数 9 )



(回答数 3 )



(回答数 14 )



【コメント】

議会主催による議員研修の実施状況は、10市町村(71%)で、議員研修が行われている。

長浜市議会基本条例

(議員研修の充実強化)第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとします。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家の招へい又は市民との懇談会等又は議員研修会を年1回以上開催するものとします。

### 議会主催による議員研修の内容

議会名	研修内容
大津市	大津市議会の議会活動について(議会活動の検証結果)、大津市の公文書管理等の課題について
彦根市	防災について、応急処置法について(実技)、豊かな自然環境と地域ネットワークを大切に交流活動について
長浜市	議会運営・委員会運営のあり方について
近江八幡市	議員のコンプライアンスについて
栗東市	タブレット研修、人権研修等
甲賀市	本会議・委員会における動議、附帯決議、議員間討議について
湖南市	動議、附帯決議、議員間討議について
高島市	地方議会が抱える課題・議員の責務・一般質問とは
東近江市	手話体験講座、人権研修、議会BCP訓練
竜王町	議会報告会に関する事前研修、人権研修、広域(蒲生郡の議会)でのまちづくりをテーマとした研修

# 問11 議会が評価主体となる行政評価(事務事業評価等)の実施

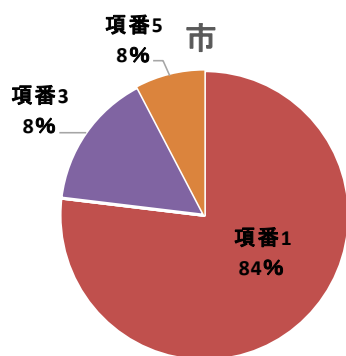
議会が評価主体となり、行政の事務事業評価を行っていますか。さらに、同評価を基に政策提言を行っていますか。

項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	北海道	沖縄県		
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率						
1	議会が評価主体となる行政評価は行っていない	1	10		84%	3		100%	14	82%	150 (99%)	26 (96%)
2	検討中		0		0%	0		0%	0	0%	0 (0%)	1 (4%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会が行政評価を行い、評価結果を公表や政策提言を行っている		2	大津市 湖南市	15%	0		0%	2	12%	0 (0%)	0 (0%)
4	条例規則の規定に基づき、議会が行政評価を行い、評価結果を公表のみしている		0		0%	0		0%	0	0%	0 (0%)	0 (0%)
5	条例規則の規定に基づき、議会が行政評価を行い、評価結果を公表すると共に次年度の予算に反映させる政策提言を行っている		1	草津市	8%	0		0%	1	6%	2 (1%)	0 (0%)
回答数 計		1	13		100%	3		100%	17	100%	152	27
									3~5	18%	1%	0%

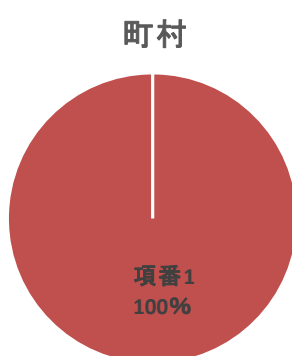
(注) 太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

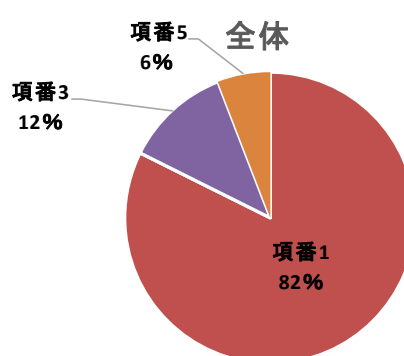
(回答数 13)



(回答数 3)



(回答数 17)



【コメント】

議会が評価主体となる事務事業評価等の実施(項番3~5)は、3議会(18%)であった。

議会が事務事業評価を行うことの意義は、議会の議決責任を果たすという姿勢を示すことにある。議決後の責任は執行機関である首長等にあるという責任逃れではなく、事務事業評価によって、予定どおりいかない部分は再度議会として検証、修正提案することで、住民サービスの向上を目指すもので、議会の存在意義を高める重要な試みである。議会が行う事務事業評価の手法等普及が今後求められる。

草津市議会基本条例

(評価機能の強化) 第16条 議会は、予算および決算の審査等において、草津市総合計画に定める基本方針を踏まえ、当該審査に付される事業の評価に努めるものとする。

(参考) 芽室町議会基本条例(北海道)

第13条(評価の実施) 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等(計画、政策、施策、事務事業等)の評価(以下「議会の評価」といいます。)を行います。

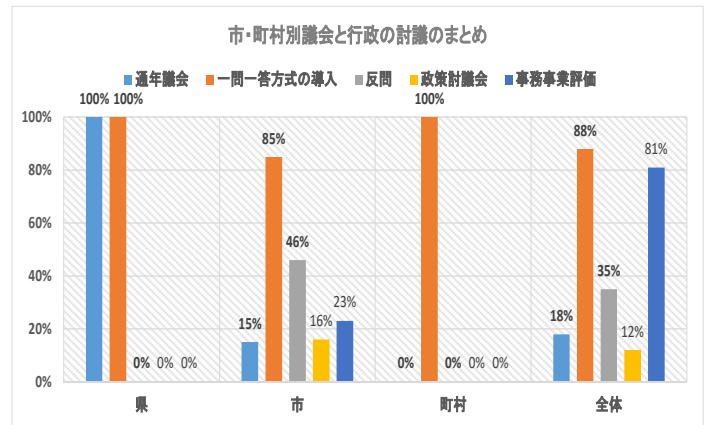
2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

## 2-3 議会と行政の討議と課題共有(まとめ)

### ①市町村別比較

2020滋賀県内市町村別議会と行政の討議比較

項目	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価
県	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
市	2(15%)	11(85%)	6(46%)	2(16%)	3(23%)
町村	0(0%)	3(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
全体	3(18%)	15(88%)	6(35%)	2(12%)	3(18%)

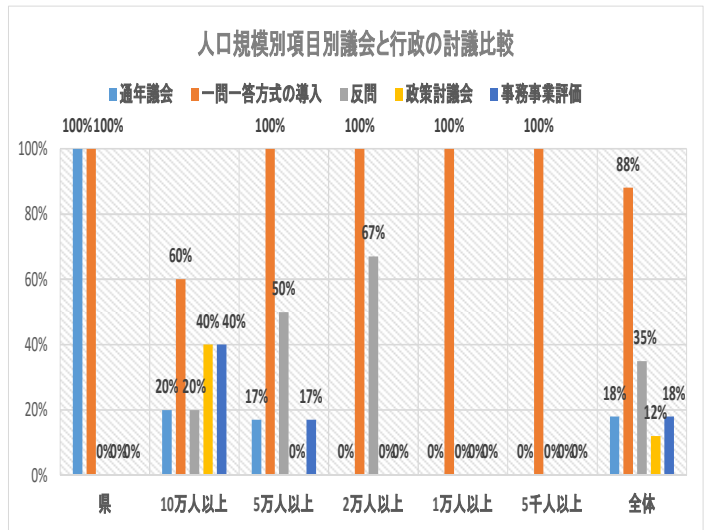


コメント: 滋賀県は市議会が県全体の議会をリードしており、「議会と行政の討議」の制度の実施比率が普及期(10%以上50%未満)以上であることから、さらに拡大の可能性はある。

### ②人口規模別比較

2020人口規模別項目別実施状況(項番3~5)

人口規模	回答数	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価
県	1	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
10万人以上	5	1(20%)	3(60%)	1(20%)	2(40%)	2(40%)
5万人以上	6	1(17%)	6(100%)	3(50%)	0(0%)	1(17%)
2万人以上	3	0(0%)	3(100%)	2(67%)	0(0%)	0(0%)
1万人以上	1	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
5千人以上	1	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
計	17	3(18%)	15(88%)	6(35%)	2(12%)	3(18%)

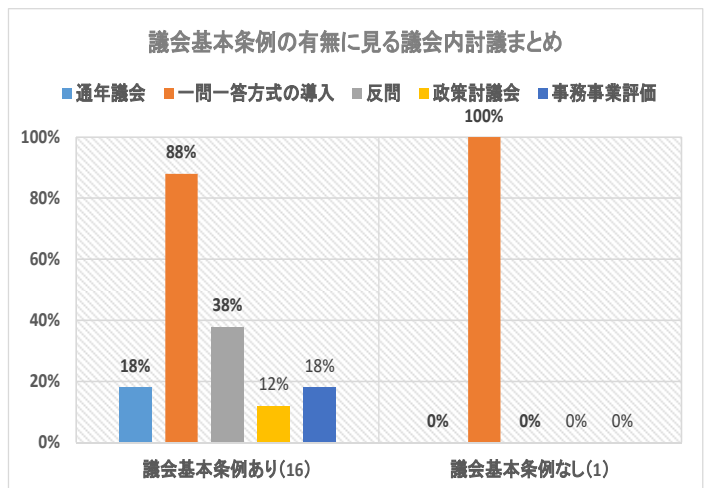


コメント: 滋賀県の特徴は人口規模が2万人以上の比較的規模の大きな議会が「議会と行政の討議」の制度を実施している。(北海道はその逆の2万人以下の規模の小さな議会が実施主体となっているところが異なる)

### ③議会基本条例有無別比較

項目	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価
議会基本条例あり(16)	3(18%)	14(88%)	6(38%)	2(12%)	3(18%)
議会基本条例なし(1)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)

コメント: 滋賀県内議会の94%に議会基本条例があるが、同条例があるにもかかわらず、「議会と行政の討議」が行われていない。

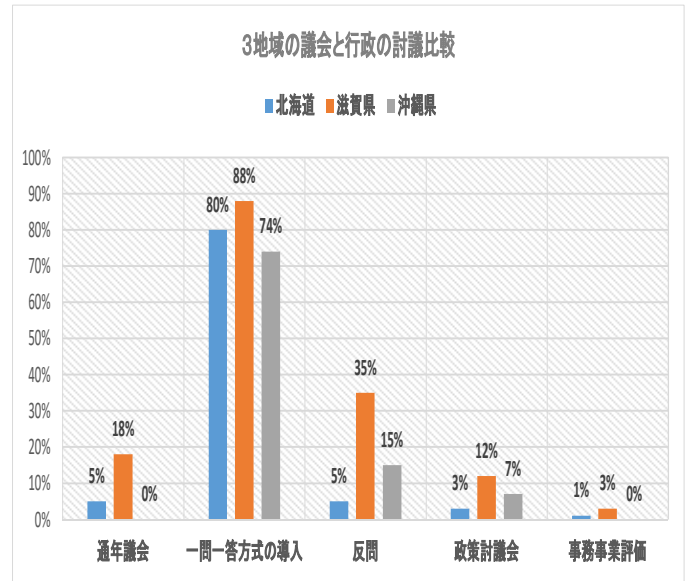


### ⑤3地域のまとめ全体比較

3地域の議会と行政の討議比較

項目	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価
北海道	5%	80%	5%	3%	1%
滋賀県	18%	88%	35%	12%	3%
沖縄県	0%	74%	15%	7%	0%

コメント:3地域での導入状況を見ると、滋賀県は「一問一答方式の導入」が必須期、「通年議会」「反問」「政策討議会」が普及期となっている。また、沖縄県も「一問一答方式の導入」が必須期、「反問」が普及期となっているが、北海道では「一問一答方式の導入」のみが必須期、それ以外の「通年議会」「反問」「政策討議会」は導入期で、先駆議会のみでしか実施されていない。

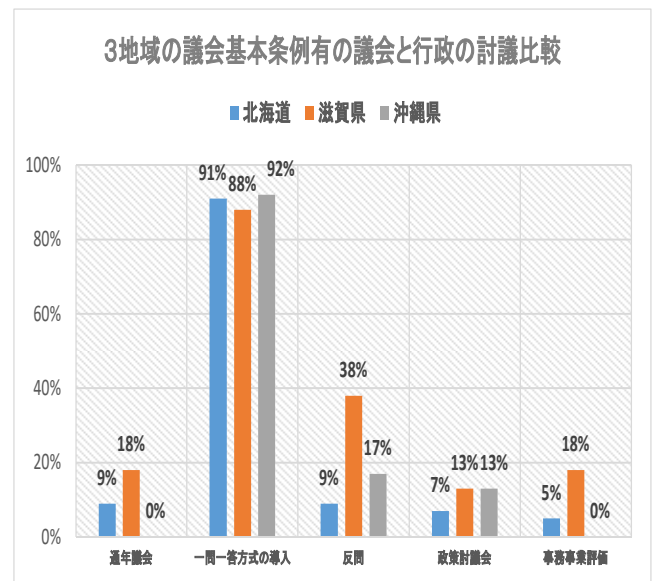


### ⑥3地域の議会基本条例有無全体比較

議会基本条例有無比較(項番3~5の比率)

項目	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価		
議会基本条例あり	北海道	43(28%)	4(9%)	39(91%)	4(9%)	3(7%)	2(5%)
	滋賀県	16(94%)	3(18%)	14(88%)	6((38%)	2(13%)	3(18%)
	沖縄県	12(44%)	0(0%)	11(92%)	2(17%)	2(13%)	0(0%)
議会基本条例なし	北海道	109(72%)	4(4%)	83(76%)	4(4%)	2(2%)	0(0%)
	滋賀県	1(6%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
	沖縄県	15(56%)	0(0%)	9(60%)	2(13%)	0(0%)	0(0%)

(注)自治体数及び比率は回答をベースとする



コメント:3地域の議会基本条例による制度導入の有効性を検証すると、同条例の普及率は滋賀県が94%、沖縄県が44%、北海道が28%と同条例に基づく制度普及の成果(実施比率)は滋賀県が一番大きく受けていることがわかる。逆に、同条例の普及率が低い北海道は同条例に基づく制度普及の成果(実施比率)は滋賀県にははるか及ばない。北海道は市町村数が滋賀県の10倍以上ある、人口規模が1万人以下の議会が68%もあるという事情を考えると実施議会が一部議会に特化し、制度を採り入れるという意欲に欠ける感がある。さらに、沖縄県では、「通年議会」と「事務事業評価」は実施比率が0%と、制度の導入がまったくない。これは、2016年調査の時と同様で、4年間まったく同じ状況であった。当然のように地域間の相違があるようだ。



## 2-4 住民説明

### 問12 傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文(議案書)や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料(議案説明資料、委員会資料等)の提供(貸与を含む。)を行っていますか(2019.4~2020.3の期間の実績をお答えください)。

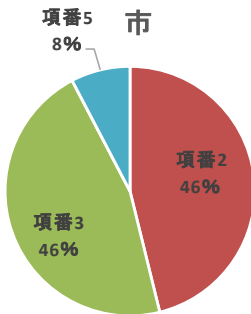
項番	内 容	県	市		HPでの提供	町村		HPでの提供	全体	2020比率	北海道	沖縄県	
			自治体議会名	比率		自治体議会名	比率						
1	傍聴者への資料提供は行っていない		0		0%	0		0%	0	0%	6 (4%)	2 (7%)	
2	傍聴者用に用意した資料(日程表、議案一覧、議員質問項目等)を提供している		6	近江八幡市 栗東市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市	46%	2	2 日野町 竜王町	67%	0	8	47%	54 (35%)	14 (52%)
3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部を提供している	1	6	大津市 彦根市 長浜市 守山市 甲賀市 米原市	46%	2	1 多賀町	33%	0	8	47%	44 (29%)	9 (34%)
4	傍聴者へは、本会議において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		0		0%	0		0%	0	0%	20 (13%)	2 (7%)	
5	傍聴者へは、本会議及び委員会において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		1	草津市	8%	0	0	0%	0	1	6%	28 (19%)	0 (0%)
回答数 計		1	13		100%	4	3	100%	0	17	100%	152	27
										3~5	53%	61%	41%

(注1)「HPでの提供」とは市町村のホームページに傍聴者に配布した資料が公開されている数のこと

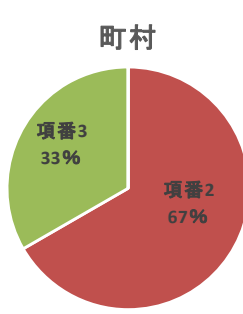
(注2)太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

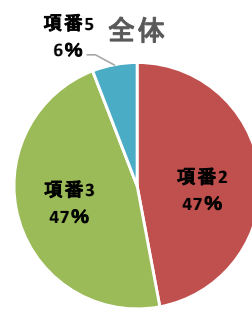
(回答数 13)



(回答数 3)



(回答数 17)

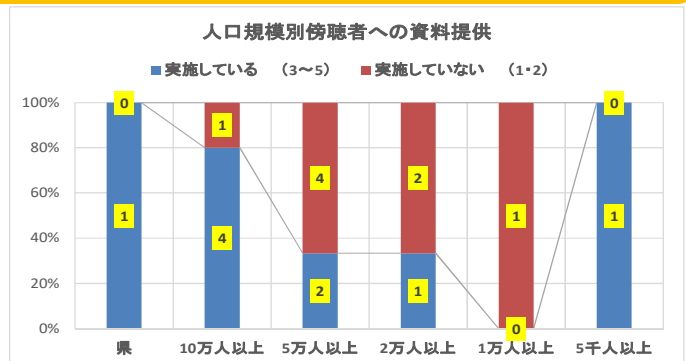


【コメント】

- 傍聴者への資料提供を行っていない(項番1)は、0議会(0%)であった。
- 傍聴者へは、議員に配布されている資料を提供している(項番3~5)は県議会、市議会では7議会(54%)、町村議会では1議会(33%)の全体で9議会(53%)であった。
- 傍聴者、すなわち住民に審議内容の資料なしで傍聴させるということは、住民に審議内容を分かってもらうという意思がないということの表れである。議会として、議員に提供されている資料と同一の資料を配布するのが当然であるべきである。
- 3地域の「傍聴者へは、議員に配布されている資料を提供している」(項番3~5)の比較では、滋賀県では9議会(53%)、北海道では92議会(61%)、沖縄県は11議会(41%)と、北海道の議会が議員に配布されている資料を傍聴者に提供しているところが多かった。

人口規模別傍聴者への資料提供状況(項番3~5)

人口規模	実施している (3~5)	実施していない (1・2)	計	実施比率	備考
県	1	0	1	100%	50%
10万人以上	4	1	5	80%	
5万人以上	2	4	6	33%	
2万人以上	1	2	3	33%	
1万人以上	0	1	1	0%	
5千人以上	1	0	1	100%	100%
計	9	8	17	53%	

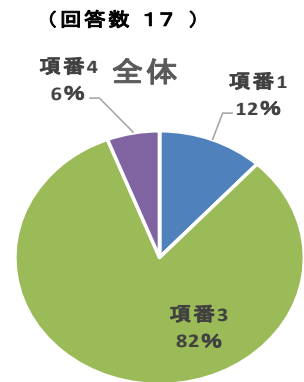
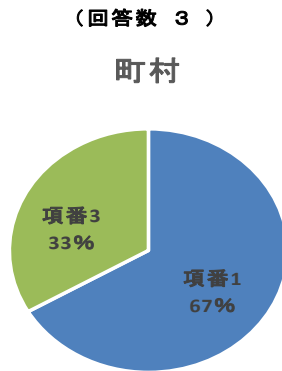
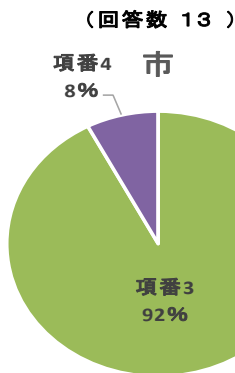


# 問13 会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継

会議の中継を行っていますか(2019.4～2020.3の期間の実績をお答えください)

項番	内 容	県	市		町村		全体		北海道	沖縄県		
			比率	自治体名	比率	自治体名	比率	比率				
1	行っていない		0	0%		2	67%	竜王町 多賀町	2	12%	78 (52%)	7 (26%)
2	検討中		0	0%			0%		0	0%	11 (7%)	1 (4%)
3	本会議のみライブ中継を行っている	1	12	92%		1	33%	日野町	14	82%	46 (31%)	17 (62%)
4	本会議及びすべての委員会(常任・特別・議会運営委員会)のライブ中継を行っている		1	8%	長浜市		0%		1	6%	2 (1%)	1 (4%)
5	本会議及びすべての委員会(常任・特別・議会運営委員会)のライブ中継及びオンデマンド配信を行っている		0	0%			0%		0	0%	14 (9%)	1 (4%)
回答数 計		1	13	100%		3	100%		17	100%	151	27
									3～5	88%	41%	70%

(注)太字は議会基本条例施行市町村  
【グラフデータ】

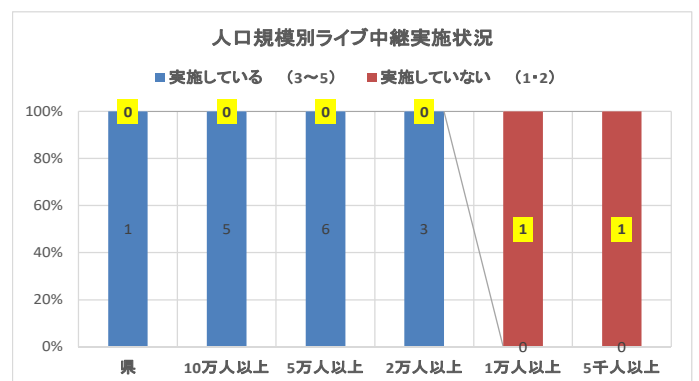


【コメント】

- ①「会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継を行っている」(項番3～5)は15議会(88%)であった。
- ②「会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継を行っている」(項番3～5)は、県議会、市議会では13議会(100%)、町村議会では1議会(33%)と、県議会、市議会では100%ライブ中継を行っている。
- ③3地域の「ライブ中継を行っている」(項番3～5)の比較では、滋賀県では15議会(88%)、北海道では62議会(41%)、沖縄県では19議会(70%)と、滋賀県内の議会では「ライブ中継」は定着している。滋賀県の人口規模2万人以上の議会のライブ中継の比率は100%に対し、人口規模2万人以下の議会のライブ中継の比率は0%と、2万人以下の議会のライブ中継の実施が待たれる。

人口規模別ライブ中継実施状況(項番3～5)

人口規模	実施している(3～5)	実施していない(1・2)	計	実施比率	備考
県	1	0	1	100%	94%
10万人以上	5	0	5	100%	
5万人以上	6	0	6	100%	
2万人以上	3	0	3	100%	
1万人以上	0	1	1	0%	
5千人以上	0	1	1	0%	0%
計	15	2	17	88%	



# 問14 議会日程等の広報

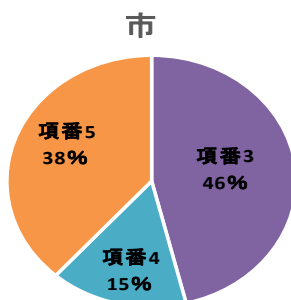
本会議・委員会の議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(2019.4～2020.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	北海道	沖縄県
			自治体名	比率	自治体名	比率				
1	ホームページで、議会日程・内容(予定)の事前予告等を一切広報していない		0	0%	0	0%	0	0%	34 (23%)	4 (15%)
2	ホームページで、議会日程・内容(予定)の事前予告が閲覧できる		0	0%	0	0%	0	0%	37 (25%)	1 (4%)
3	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる		6	46%	3	100%	9	53%	64 (42%)	16 (59%)
4	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議への上程後、議案本文(議案書)も閲覧できる	1	2	15%	0	0%	3	18%	2 (1%)	3 (11%)
5	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議への上程前に、議案本文(議案書)も閲覧できる		5	38%	0	0%	5	29%	14 (9%)	3 (11%)
回答数 計		1	13	100%	3	100%	17	100%	151	27
							3～5	100%	52%	81%

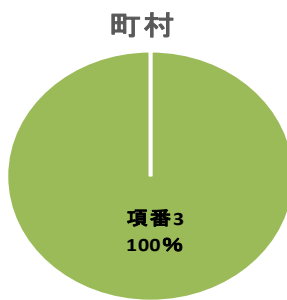
(注)太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

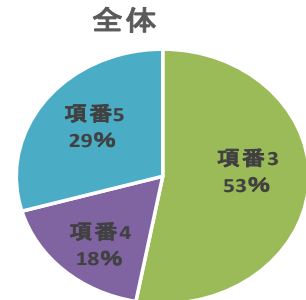
(回答数 10)



(回答数 3)



(回答数 17)

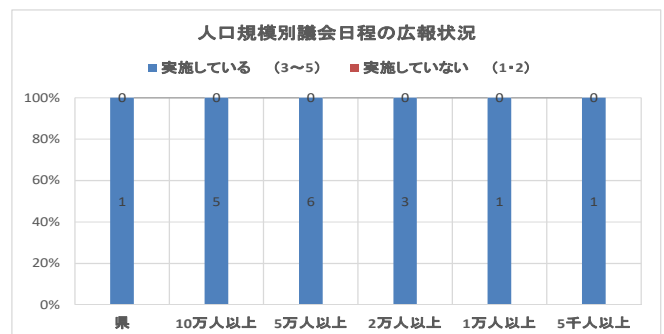


【コメント】

- 「議会日程等をホームページで一切広報していない議会」(項番1)は、0議会(0%)あった。
- 「ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる」(項番3～5)は、県議会、市議会13議会(100%)、町村議会3議会(100%)と、すべての議会で行っている。
- 市議会では議会日程等の周知にホームページを活用していない議会は無であった。議会日程等の広報は、市・町村共通に「ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる(項番3)」が一番高い比率であった。[市(46%)、町村(100%)]
- 3地域の「ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる」(項番3～5)の比較では、滋賀県17議会(100%)、北海道は80議会(52%)、沖縄県は22議会(81%)と、滋賀県、沖縄県の議会ではほとんどの議会で行われているが、北海道では半分位の議会で行われていない。

人口規模別議会日程の広報状況(項番3～5)

人口規模	実施している (3～5)	実施していない (1・2)	計	実施比率	備考
県	1	0	1	100%	100%
10万人以上	5	0	5	100%	
5万人以上	6	0	6	100%	
2万人以上	3	0	3	100%	
1万人以上	1	0	1	100%	
5千人以上	1	0	1	100%	0%
計	17	0	17	100%	



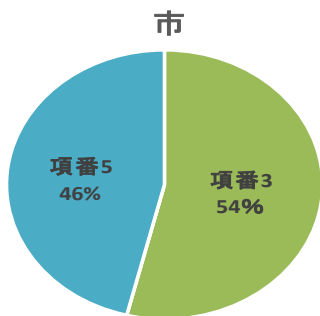
# 問15 議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否(各議員又は会派の対応、採決態度)を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

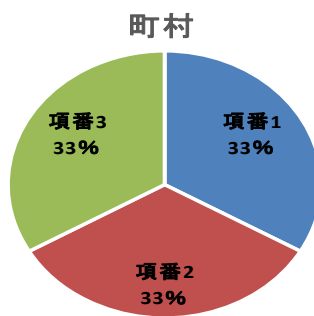
項番	内 容	県	市		自治体名	町村		全体	2020 比率	北海道	沖縄県	
			比率	自治体名		比率	自治体名					
1	議案に対する賛否は公開していない		0	0%		1	33%	竜王町	1	6%	85 (56%)	10 (37%)
2	検討中		0	0%		1	33%	多賀町	1	6%	4 (3%)	2 (7%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している		7	54%		1	33%	日野町	8	47%	49 (32%)	6 (22%)
4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、会派単位の賛否を公開している		0	0%		0	0%		0	0%	0 (0%)	0 (0%)
5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、各議員個別の賛否を公開している	1	6	46%	大津市 長浜市 草津市 栗東市 野洲市 高島市	0	0%		7	41%	14 (9%)	9 (34%)
回答数 計		1	13	100%		3	100%		17	100%	152	27
									3~5	88%	41%	56%

(注)太字は議会基本条例施行市町村  
【グラフデータ】

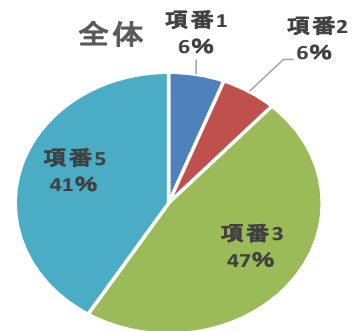
(回答数 13)



(回答数 3)



(回答数 17)



## 【コメント】

- ①議案に対する賛否を公開していない(項番1~2)議会は、2議会(12%)であった。
- ②議案に対する賛否を公開している(項番3~5)議会は、15議会(88%)であった。
- ③議案に対する賛否の公開は、条例規則(項番4・5)によるは7議会(41%)、申し合わせ(項番3)によるは8議会(47%)と、議会基本条例有にも関わらず、申し合わせ(項番3)による賛否の公開の比率が高い。
- ④3地域の「議案に対する賛否を公開している」(項番3~5)の比較では、滋賀県が15議会(88%)に対し、北海道は63議会(41%)、沖縄県は15議会(56%)と、3地域の比較では、滋賀県内議会での議案に対する賛否を公開している議会の比率が高い。

人口規模別賛否の公開実施状況(項番3~5)

人口規模	実施している (3~5)	実施していない (1・2)	計	実施比率	備考
県	1	0	1	100%	94%
10万人以上	5	0	5	100%	
5万人以上	6	0	6	100%	
2万人以上	3	0	3	100%	
1万人以上	0	1	1	0%	
5千人以上	0	1	1	0%	0%
計	15	2	17	88%	

滋賀県の議案に対する賛否の公開状況(項番3~5)

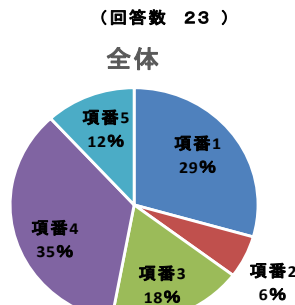
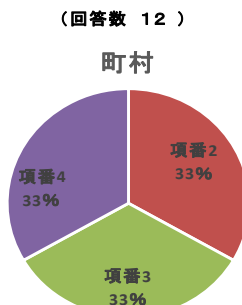
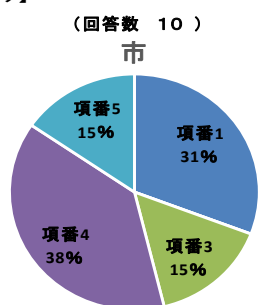
項目	県		市		町村		全体		
	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率	
公開単位	会派単位			0%		0%	0	0%	
	議員個別	1	100%	13	100%	1	100%	15	100%
	未回答			0%		0%	0	0%	
	計	1	100%	13	100%	1	100%	15	100%
公開媒体	議会広報		3	23%	1	100%	4	27%	
	ホームページ	1	100%		0%		1	7%	
	議会広報+ ホームページ			10	77%		10	66%	
	未回答			0%		0%	0	0%	
計	1	100%	13	100%	1	100%	15	100%	

# 問16 議会の審議結果状況の報告の場(議会報告会等)

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議状況や結果を住民に説明する議会報告会を2019.4～2020.3の期間、行なっていますか。

項番	内 容	県	市	自治体名			比率	要綱有	町村	自治体名			比率	要綱有	全体	比率	要綱有	北海道	沖縄県
				自治体名	比率	要綱有				自治体名	比率	要綱有							
1	設けていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	4	大津市 守山市 野洲市 米原市	31%					0%			5	29%			82 (54%)	15 (55%)	
2	検討中		0		0%			1	多賀町	33%			1	6%			9 (6%)	4 (15%)	
3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている		2	長浜市 守山市	15%	2		1	日野町	33%	0		3	18%	2		28 (18%)	1 (4%)	
4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年1回行っている		5	近江八幡市 草津市 栗東市 高島市 東近江市	39%	4		1	竜王町	33%	0		6	35%	4		28 (18%)	6 (22%)	
5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年複数回行っている		2	彦根市 甲賀市	15%	1				0%			2	12%	1		5 (4%)	1 (4%)	
回答数 計		1	13		100%	7		3		100%	0		17	100%	7		152	27	
															3~5	65%	64%	40%	30%

(注1)「要綱有」は議会報告会の開催に関する要綱の有無 (注2)アンダーラインは議会基本条例施行市町村  
【グラフデータ】



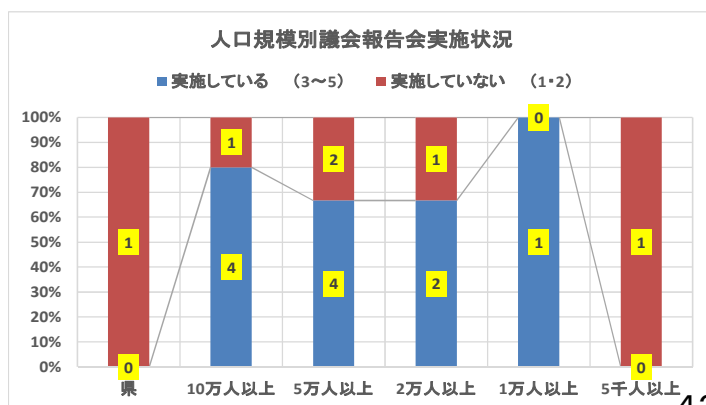
【コメント】

- 議会報告会等を行っている議会(項番3~5)は、11議会(65%)で、市議会は9議会(69%)、町村議会は2議会(66%)と、町村議会より市議会の方が議会報告会を行っている議会が多かった。
- 条例規則に基づき議会報告会を開催している実績は1回という議会(項番4)は6議会(35%)、複数回(項番5)は2議会(12%)と1回実施が多い。
- 議会報告会実施要綱の規程状況は、議会報告会等を行っている議会(項番3~5)の11議会中7議会(64%)が議会報告会のルールを定めている。
- 次頁の議会報告会のパターンは、市議会では①随時意見聴取型が6議会(67%)、町村議会では①随時意見聴取型が2議会(100%)と、議会報告会の性格は①随時意見聴取型が多いことがわかる。
- 議会報告会等を行っているを3地域比較すると、滋賀県11議会(65%)、沖縄県8議会(30%)、北海道61議会(40%)と、滋賀県の議会が一番議会報告会等を行っている。
- 議会報告会の課題としては、議会側の課題として、「参加者を集めるのに苦労している」、市民側の課題として「議会に関心のある住民のみが参加しており、参加者の広がりが少ない」「議員と意見交換しても市政に反映される課程が見えない」などがあるが、議会が議会報告会で、一方的に議会審議内容を議会報告として行ったとしても住民は何ら住民との関係を理解できない。なぜなら、住民が問題としたい課題と隔たりがあるからで、住民の課題(意見)提起の場である意見交換会を出発点とし、住民から提起された課題や議員自ら提起した政策を議会内で討議、検討し、それを基に首長との議論、議会提言による行政政策への反映を行い、または反映できなかった課題を報告する場が議会報告会とすると、住民の参加意欲と議員の力量が試される緊張感も生まれる。それにより、住民の意見が、議会でのように議論され、議会の政策になり、首長の政策に反映する議会の議会の政策形成システムが回り始める。このように、意見交換会と議会報告会を一連のシステムとして運営することを提案したい。

## ①人口規模別議会報告会実施状況

人口規模別議会報告会実施状況(項番3~5)

人口規模	実施している (3~5)	実施していない (1・2)	計	実施比率	備考
県	0	1	1	0%	69%
10万人以上	4	1	5	80%	
5万人以上	4	2	6	67%	
2万人以上	2	1	3	67%	
1万人以上	1	0	1	100%	
5千人以上	0	1	1	0%	0%
計	11	6	17	65%	





## ②議会報告会のパターン

### 2020議会報告会のパターン

市町村 項目	市		町村		全体	
	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
①随時意見聴取型(随時テーマを設定し意見聴取を行う)	6	67%	2	100%	8	35%
②定期意見聴取型(広く市政・議会運営に関する意見交換を行う)	2	22%	0	0%	2	18%
③定期地域個別型(開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う)	0	0%	0	0%	0	0%
その他(①+②+③)	1	11%	0	0%	1	9%
計	9	100%	2	100%	11	100%

## ③議会報告会の結果を受けての議論内容

### 2019.4～2020.3の議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行った内容

議会名	議論の内容
彦根市	学力向上について議論した
長浜市	放課後児童クラブの在り方について
竜王町	議会運営委員会でまとめを行い、議員の一般質問のテーマとした。

## ④議会報告会の課題

### 2020議会報告会における現在の課題

議会名	議会側の課題	市(町)民側の課題
彦根市	参加者を集めるのに苦労している	
長浜市	説明時間が短く、詳しい報告ができない。	市議会だよりに掲載しているため議会報告会の必要性がわからない。
近江八幡市	議会報告会での意見交換会を政策提言に繋げることが難しい。意見交換会での意見は、各地域での課題に対する意見が多く、同じ市内であっても各地域で実情の差がある。政策は全市的に行うものであり、また、その政策を実行するにあたり、各関係団体(市社協・まち協・医師会・商工会等)との事前調整が伴うことが多く、政策提言に繋げるには各関係団体との懇談会も重要である。	市民の身近で起こっている課題や問題を意見交換会を通して訴えているが、施策として見えてこない。
草津市	参加者数がなかなか伸びない。特に若い方の参加が少ないので、若い世代に関心を持ってもらう工夫が必要である。	意見交換会にてテーマに対する意見ではなく、個人や地元の陳情・要望が先行する方がいる。
栗東市	議会での審査事項をパワーポイントを使って報告しているが、文字が多く見にくかったり、住民の興味を引き付けるような内容ではなかったりする。	当局側への要望を述べられる要望の場となる傾向にある。
甲賀市	聞いた意見が政策提案につながっていない	テーマと関係ない質問や要望が出てくる
湖南市	①政策立案、市政への反映につなげるため意見交換をおこなう対象をどのようにするのか。 ②幅広く意見聴取するために回数を増やす必要がある。	①議員と意見交換しても市政に反映される課程が見えない。 ②対象を議会が選定していることから意見交換する機会が限られる。
高島市	報告事項である議決結果等はすでに議会だよりで住民に報告しており、報告会よりも意見交換により重点を置いて開催しているため、報告会の内容や必要性を検討している。	議会に関心のある住民のみが参加しており、参加者の広がりが少ない。
日野町	①2018年度までは議会報告会。報告事項長く、意見交換の時間少ない。 ②2019年度はテーマ毎にワークショップ形式の意見交換会をメインにして報告事項は短時間に済ませた。課題・解決案は出て、住民の意見吸い上げはできたが議員の発言機会がほぼなかった。	①参加者は高齢男性が多い。全体的に参加者少ない。 ②例年に比べ、年齢層は広く参加してもらえた。同時期に行政側もまちづくりのワークショップをしていたので、議会との違いがわかりにくかったかもしれない。
竜王町	行政への要望を聞くだけの会となりがちであるため、対象者・テーマを決めた意見交換会としないと、建設的な意見聴取が難しい状況である。	

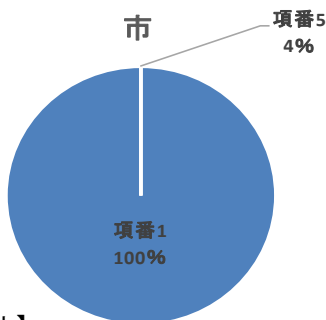
## 問17 議会モニター制度(議会活動に対する住民による評価)

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を議会として設けていますか。

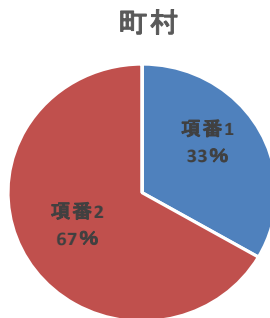
項番	内 容	県	市		町村		全体	比率	北海道	沖縄県		
			自治体名	比率	自治体名	比率						
1	実施していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	13		100%	1		33%	15	88%	136 (89%)	22 (81%)
2	検討中		0		0%	2	日野町 多賀町	67%	2	12%	7 (5%)	5 (19%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、議会モニターを実施している(試行実施も含む)		0		0%	0		0%	0	0%	3 (2%)	0 (0%)
4					0%			0%				
5	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している		0		0%	0		0%	0	0%	6 (4%)	0 (0%)
回答数 計		1	13		100%	3		100%	17	100%	152	27
									3・5	0%	6%	0%

(注)太字は議会基本条例施行市町村  
【グラフデータ】

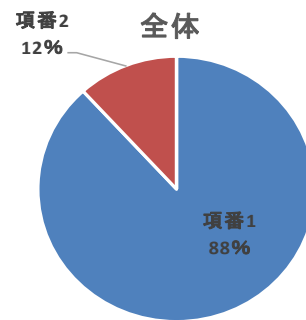
(回答数 13)



(回答数 3)



(回答数 17)



【コメント】

- ①議会モニターを行っている議会(項番3・5)は0議会(0%)であった。
- ②議会モニターを検討中議会(項番2)は、市議会では0議会(0%)、町村議会では2議会(67%)と、議会モニターを検討中は町村議会でしかなかった。
- ③3地域の「議会モニター制度を行っている」(項番3・5)の比較では、滋賀県は0議会、北海道は9議会(6%)、沖縄県は0議会(0%)と、「議会モニター制度を行っている」議会は北海道のみであった。北海道の議会モニター制度を行っている議会は人口規模が5万人以下の市町村で行われている。人口規模が小さい市町村議会では住民の声を議会運営に反映しやすいので、人口規模が小さい市町村議会が多い北海道に向けた制度である。
- ④議会モニター制度の意義は、議会が真に住民が求める情報発信や議会の議決過程に住民参加が行われているか、住民の目線で評価されることにある。まさに、議会は住民のためであることを実感する制度である。議会モニター制度は、議員の成り手確保対策になるといった意見もあり、議員の成り手がいないというまちの議会には、議員の担い手確保策として注目されている。

浦幌町議会基本条例

(議会モニターの設定) 第17条 議会は、町民参加と町民意見等の反映を図り、開かれた議会及び民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置する。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

浦幌町議会モニター設置要綱

(職務) 第9条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議(非公開で行われるものを除く。)を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書(電子メールを含む。以下この条において同じ。)により提出すること。
- (2) 「浦幌町議会だより」及び「浦幌町議会ホームページ」に関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 町議会議員と1年に1回以上、意見交換を行うこと。
- (5) 浦幌町議会モニター会議(以下「議会モニター会議」という。)に出席すること。
- (6) その他議長が必要と認めたこと。

## 2-4 住民説明(まとめ)

### ①市町村別比較

2020滋賀県内市町村別住民説明比較

項目	回答数	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会モニター制度
県	1	1(100%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)
市	13	7(54%)	13(100%)	13(100%)	13(100%)	9(69%)	0(0%)
町村	3	1(33%)	1(33%)	3(100%)	1(33%)	2(67%)	0(0%)
全体	17	9(53%)	15(88%)	17(100%)	15(88%)	11(65%)	0(0%)

コメント:「住民説明」の市と町村別比較では、「議会モニター制度」を除いて、市議会では5つの制度すべてが実施比率50%以上の必須期である。それに対し、町村では「議会日程の広報」は50%以上の必須期であるが、残りの4つの制度は実施比率が10%以上50%未満の普及期である。全体で見れば、「議会モニター制度」以外の5つの制度すべてが実施比率が50%以上の必須期と、素晴らしい結果であった。

「議会モニター制度」の導入がない結果であったが、滋賀県の町村議会での導入を検討してみてもどうか。

### ②人口規模別比較

2020人口規模別項目別実施状況(項番3~5)

人口規模	回答数	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会モニター制度
県	1	1(100%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)
10万人以上	5	4(80%)	5(100%)	5(100%)	5(100%)	4(80%)	0(0%)
5万人以上	6	2(33%)	6(100%)	6(100%)	6(100%)	4(67%)	0(0%)
2万人以上	3	1(33%)	3(100%)	3(100%)	3(100%)	2(67%)	0(0%)
1万人以上	1	0(0%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)
5千人以上	1	1(100%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
計	17	9(53%)	15(88%)	17(100%)	15(88%)	11(65%)	0(0%)

コメント:人口規模から「住民説明」を見ると、「議会モニター制度」を除いたすべてが、人口規模2万人以上の議会では実施比率が50%以上の制度の必須期になっているが、逆に、2万人未満の議会では制度導入がなされていないところもある。

### ③議会基本条例有無別比較

項目	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会モニター制度
議会基本条例あり(16)	8(50%)	15(94%)	16(100%)	15(94%)	11(69%)	0(0%)
議会基本条例なし(1)	1(100%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)

コメント:「議会モニター制度」を除いて、「住民説明」では議会基本条例があることが、制度普及に優位性があるかを見ると、滋賀県は17議会中16議会が同条例があることから、比較の意味は少ないが、「傍聴者への資料提供」や「議会日程の広報」は同条例の有無に関係なく実施させ、定着していることがわかる。あえて指摘すると、同条例がある議会で「傍聴者への資料提供」の実施比率が50%というのは低すぎないか。

## ⑤3地域のまとめ全体比較

### 3地域の住民説明比較

項目	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会モニター制度
北海道	61%	41%	52%	41%	40%	6%
滋賀県	53%	88%	100%	88%	65%	0%
沖縄県	41%	70%	81%	56%	30%	0%

コメント:3地域の「住民説明」を比較すると、「議会モニター制度」を除いて、滋賀県は5つの制度が実施比率50%以上の必須期となっている。沖縄県は3つの制度が50%以上の必須期、2つの制度が10%以上50%未満の普及期となっている。それに対し、北海道は2つの制度が50%以上の必須期、3つの制度が10%以上50%未満の普及期となっている。

また、「議会日程の広報」は3地域共に実施比率が50%以上の必須期であった。同様に、「傍聴者への資料提供」は北海道と滋賀県が、「ライブ中継」と「賛否の公開」は滋賀県と沖縄県が必須期であった。「議会報告会等の開催」は滋賀県のみ必須期であった。

3地域の「住民説明」の制度が「議会モニター制度」以外はほとんど普及期を過ぎ必須期になっている。ただ、「議会モニター制度」は北海道のみ実施されている制度となっている。その理由はわからない。

## ⑥3地域の議会基本条例有無全体比較

### 議会基本条例有無比較(項番3~5の比率)

項目		傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会モニター制度	
議会基本条例あり	北海道	43(28%)	33(77%)	28(65%)	29(67%)	29(67%)	33(77%)	4(9%)
	滋賀県	16(94%)	8(50%)	15(94%)	16(100%)	15(94%)	11(69%)	0(0%)
	沖縄県	12(44%)	7(58%)	10(83%)	12(100%)	10(83%)	7(58%)	0(0%)
議会基本条例なし	北海道	109(72%)	59(54%)	34(31%)	51(47%)	34(31%)	28(26%)	5(5%)
	滋賀県	1(6%)	1(100%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
	沖縄県	15(56%)	4(27%)	9(60%)	10(67%)	5(33%)	1(7%)	0(0%)

(注)自治体数及び比率は回答をベースとする

コメント:3地域での議会基本条例があることで「住民説明」の制度導入に効果があったかを見ると、「議会モニター制度」を除いて、3地域の5つの制度が実施比率50%以上の必須期になっている。議会基本条例が制度導入に効果を果たしている。

一方、議会基本条例がない議会での制度導入状況を見ると、「議会モニター制度」を除いて、3地域共に必須期や普及期となっており、「住民説明」の5つの制度は定着した制度となっているといえるのではないかと。

「議会モニター制度」が北海道のみの制度とはなっているが、実施議会は議会基本条例の有無に関係なく実施されていることがわかる。

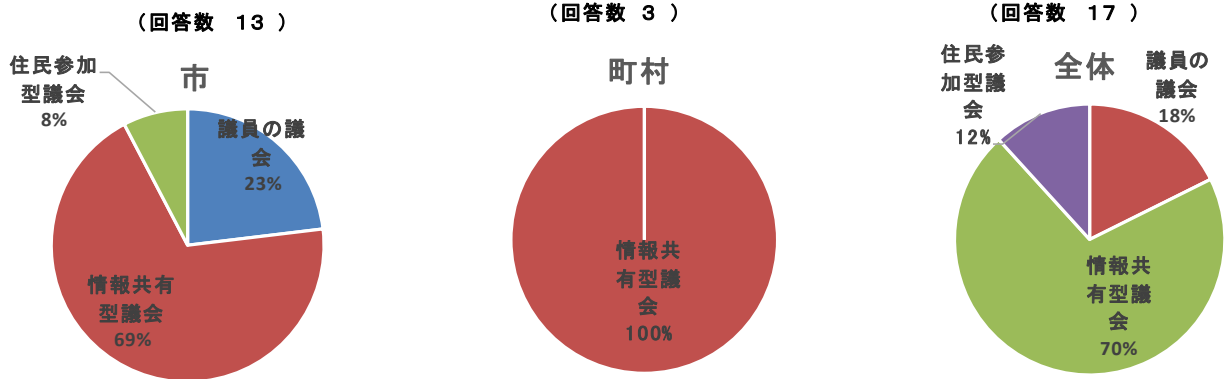
## 2-5 その他

### 問18 議会活動の認識(理念)

2019.4～2020.3の期間、貴議会の議会活動は、議員のみの活動に重点を置いた活動か、又は議員による活動を補完する住民との活動(情報共有議会・住民参加型議会)に重点を置いた活動か、議会の認識はどれですか

項番	内 容	県	市		議会名	町村		全体	比率	北海道 比率	沖縄県 比率
			比率	議会名		比率	議会名				
1	選挙で選ばれた議員のみの議会		3	23%	守山市 米原市 東近江市	0	0%	3	18%	62 (42%)	10 (38%)
2	住民との情報共有型議会		9	69%		3	100%	12	70%	77 (51%)	16 (62%)
3	住民参加型議会	1	1	8%	湖南市	0	0%	2	12%	10 (7%)	0 (0%)
回答数 計		1	13	100%		3	100%	17	100%	149	26
								項番3	12%	7%	0%

(注)太字は議会基本条例施行市町村  
【グラフデータ】



#### 【コメント】

- ①市議会の活動の中心は「住民との情報共有型議会」(69%)であった。また、町村議会の活動の中心も「住民との情報共有型議会」(100%)と共通であった。残念なことは、「住民参加型議会」が、県議会の1議会と市議会の1議会(8%)、町村議会0議会(0%)と、全体で2議会(12%)と少なかったことであった。議会活動の目的は「住民参加型議会」になることと考えれば、道のりは厳しいように思う。
- ②3地域の比較では、「住民参加型議会」の比率は滋賀県が12%、北海道が7%、沖縄県が0%という結果であった。また、「議員のみの議会」の比率では、北海道は42%、沖縄県が38%、滋賀県が18%と北海道の比率が高い結果であった。3地域共通なのが、「情報共有型議会」の比率が滋賀県70%、沖縄県62%、北海道51%と、議会活動の中心が「住民との情報共有型議会」であることがわかる。議会の目指すべき活動を「住民参加型議会」とすると、道半ばという状況に見える。



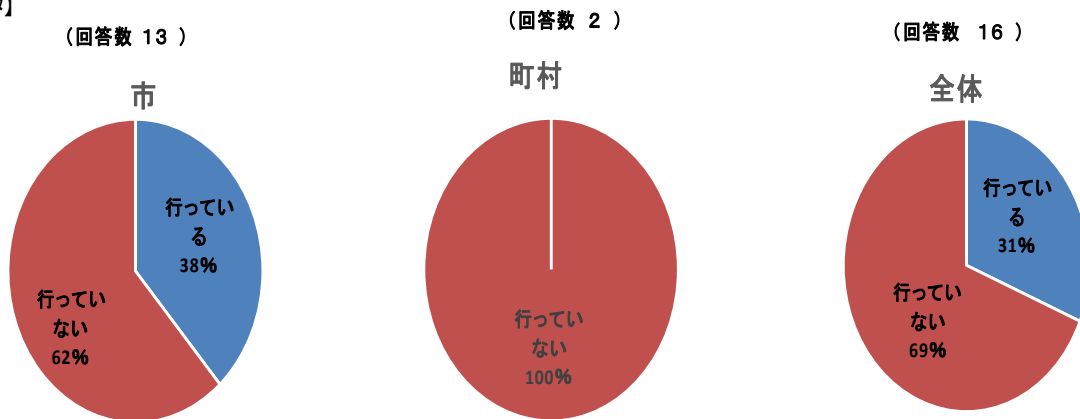
### 問19 議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況(議会基本条例施行議会のみ対象)

H27.4~28.3の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

項番	内 容	県	市				町村				全体	比率	北海道 比率	沖縄県 比率	
			比率	条例改正 実施	議会名	条例改正 未実施	比率	条例改正 実施	議会名	条例改正 未実施					
1	見直しを行っている		5	38%	0	大津市 彦根市 長浜市 草津市 甲賀市	4	0	0%			5	31%	14 (33%)	3 (27%)
2	見直しを行っていない	1	8	62%				2	100%			11	69%	29 (67%)	8 (73%)
回答数 計		1	13	100%				2	100%			16	100%	43	11
											項番1	31%	33%	27%	

(注) 太字の議会は条例改正実施議会

【グラフデータ】



【コメント】

- ①議会基本条例の見直しを行ったのは、16議会中5議会(31%)で、その内議会基本条例を改正したのは0議会(0%)であった。  
 ②3地域の比較でも議会基本条例の見直しを行ったのは、議会基本条例施行議会の3割で、実際に議会基本条例を改正した議会は北海道の1議会のみであった。議会基本条例は創っておしまいではなく、普段の見直しが必須ではないか。見直し作業の中で、新たな気づきが生まれ、より身近な条例となっていくのではないか。

## 問20 政治倫理条例の制定

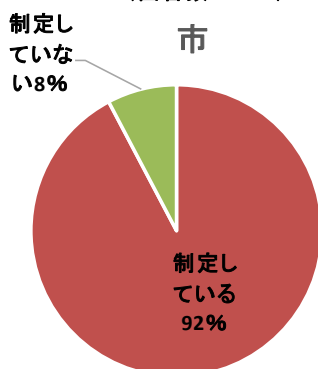
政治倫理条例を制定していますか。

項番	内 容	県	市		町村		全体	比率	北海道 比率	沖縄県 比率		
			自治体名	比率	自治体名	比率						
1	政治倫理条例を制定している	1	12	92%	1	日野町	33%	14	82%	21 (14%)	2 (8%)	
2	政治倫理条例を制定していない		1	栗東市	8%	2		67%	3	18%	130 (86%)	23 (92%)
回答数 計		1	13		100%	3		100%	17	100%	151	25
									項番1	82%	14%	8%

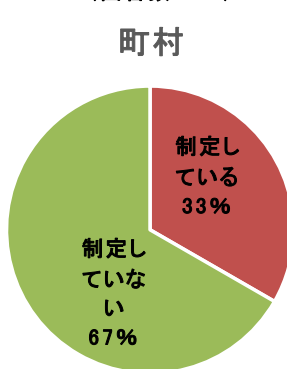
(注) 太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

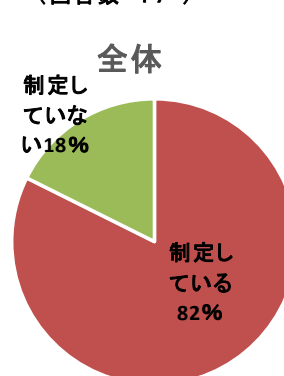
(回答数 13)



(回答数 3)



(回答数 17)



【コメント】

①政治倫理条例を制定しているのは、14議会(82%)であった。市議会の92%、町村議会の33%で制定している。

沖縄県比率 2 (8%) 23(92%) 25 8%

②3地域の政治倫理条例を制定している議会の比率では、滋賀県が82%の議会で制定しているのに対し、北海道は14%、沖縄県では8%と地域間の相違が大きく表れている。政治倫理条例がある議会は議会の品位と名誉を損なうことはしないという宣言をしている議会であり、議会の必須条例ではないか。

登別市議会議員政治倫理条例(北海道)

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 納税等の義務を履行するとともに、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。
- (2) その地位を利用していかなる金品も授受してはならない。
- (3) 職務上知り得た情報を不正に行使してはならない。
- (4) 市が行う入札行為及び請負契約、委託契約、物品納入契約等に関して、特定の業者を仲介するなどの不正な行為をしてはならない。
- (5) 市職員(嘱託員及び臨時職員を含む。以下同じ。)の公正な職務執行を妨げ、又は市職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけてはならない。
- (6) 市職員の採用、昇任又は人事異動に関与してはならない。
- (7) 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けてはならない。
- (8) 市民から公正な職務の遂行に反する行為を求められた場合には、これに応じてはならない。

## 問21 議決事件の追加

(1) 地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法96条2項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。

(2) (1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

項番	内 容	県			市			町村			全体	比率	北海道 比率	沖縄県 比率	
		比率	自治体名		比率	自治体名		比率	自治体名						
1	追加している	1	12	92%			3	100%			16	94%	114 (75%)	22 (85%)	
	内 訳	基本構想のみ		2	15%	彦根市 東近江市		0	0%			3	18%	53 (35%)	11 (42%)
		基本構想・基本計画		10	77%			3	100%	日野町 多賀町 竜王町		13	76%	52 (34%)	10 (38%)
		基本構想・基本計画・実施計画		0	0%			0	0%			0	0%	8 (4%)	1 (4%)
2	追加していない		1	8%	守山市		0	0%			1	6%	37 (25%)	4 (15%)	
回答数 計		1	13	100%			3	100%			17	100%	151	26	

(注) 太字は議会基本条例施行市町村

追加有 94% 75% 85%

(3) 総合計画以外で、地方自治法96条2項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

項番	内 容	県			市			町村			全体	比率	北海道 比率	沖縄県 比率
		比率	議会名		比率	議会名		比率	議会名					
1	追加している	1	7	53.8%			1	33%			9	53%	88 (58%)	14 (52%)
2	追加していない		6	46.2%			2	67%			8	47%	59 (39%)	10 (37%)
3	無記入		0	6.0%			0	0%			0	0%	5 (3%)	3 (11%)
回答数 計		1	13	100.0%			3	100%			17	100%	152	27

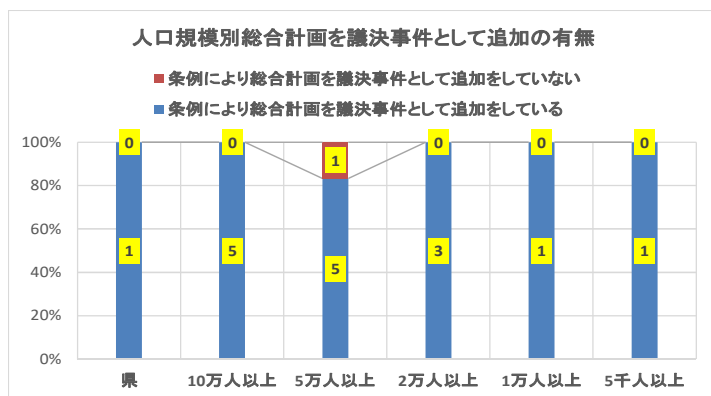
追加有 53% 58% 52%

### 【コメント】

- ① 議決事件の追加について、条例により総合計画を議決事件として追加しているのは、16議会(94%)であった。内訳を見ると、ア. 基本構想のみ追加しているのは3議会(18%)、イ. 基本構想・基本計画を追加しているのは13議会(76%)、ウ. 基本構想・基本計画・実施計画を追加しているのは0議会(0%)となっている。総合計画以外の議決事件を追加しているのは、9議会(53%)であった。
- ② 3地域の総合計画を議決事件として追加している比率を比較すると、滋賀県が94%、沖縄県が85%、北海道が75%と、滋賀県内議会では定着していることがわかる。また、総合計画の議決範囲の一番を比較すると、滋賀県は「基本構想・基本計画」(76%)、沖縄県と北海道は「基本構想」が一番であった。

### 人口規模別総合計画を議決事件として追加の有無

人口規模	条例により総合計画を議決事件として追加をしている	条例により総合計画を議決事件として追加していない	計	実施比率	備考
県	1	0	1	100%	94%
10万人以上	5	0	5	100%	
5万人以上	5	1	6	83%	
2万人以上	3	0	3	100%	
1万人以上	1	0	1	100%	0%
5千人以上	1	0	1	100%	
計	16	1	17	94%	

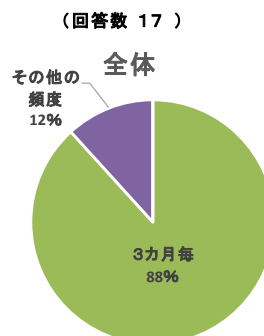
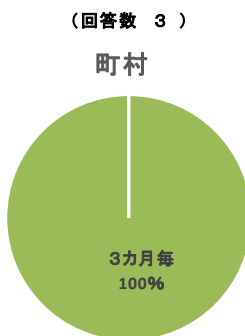
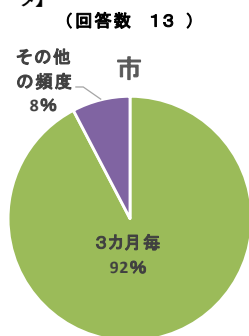


## 問22 貴議会において、議会だよりの発行等状況について

- (1)議会だよりの発行頻度  
 (2)議会だよりに向けた住民アンケートの実施状況(2019.4~2020.3の間)  
 (3)議会だよりの発行のための広聴広報委員会の設置の有無(2019.4~2020.3の間)

項番	内 容	県	市	比率	住民アンケートの実施有	議会名	広聴広報委員会の設置の有	町村	比率	住民アンケートの実施有	議会名	広聴広報委員会の設置の有	全体	比率	北海道比率	沖縄県比率	発行有	
																	100%	99%
1	毎月		0	0%	0			0	0%	0			0	0%	2 (1%)	0 (0%)		
2	3カ月毎(基本+随時)		12	92%	4		11	3	100%	0		3	15	88%	133 (88%)	20 (77%)		
3	その他の頻度	1	1	8%	0	大津市(年4回の 通常会議ごと+定 例会招集会議)	1	0	0%	0		0	2	12%	14 (10%)	4 (15%)		
4	発行していない		0	0%	0			0	0%	0		0	0	0%	2 (1%)	2 (8%)		
回答数 計		1	13	100%	4		12	3	100%	0		3	17	100%	151	26		

### 【グラフデータ】



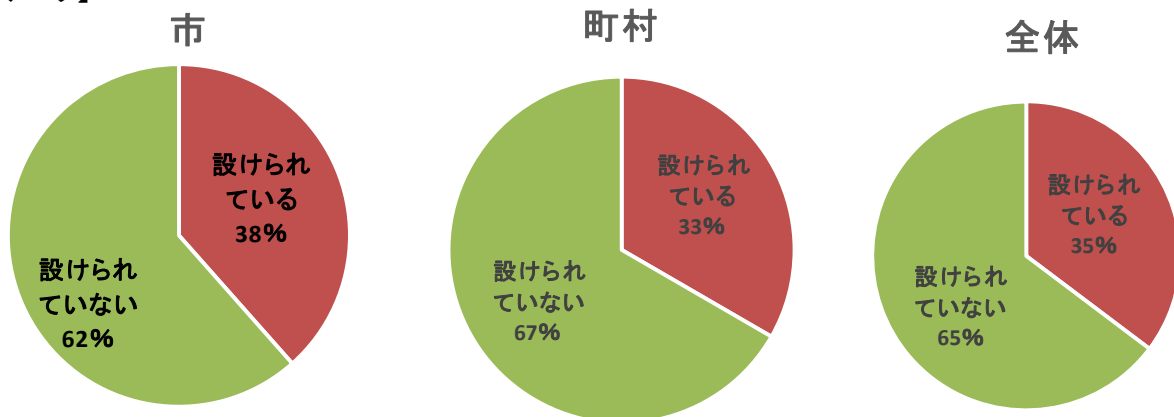
### 【コメント】

- ①議会だよりの「発行をしていない」は、0議会(0%)であった。1番多い頻度は、3カ月毎(88%)であった。
- ②アンケート調査を行っている議会は市議会の4議会であった。
- ③3地域の「議会だよりを発行していない」を比較すると、北海道では2議会(1%)、滋賀県は0議会(0%)、沖縄県は2議会(8%)と、議会だよりを発行していない議会0は滋賀県のみであった。北海道議会と沖縄県議会では議会だよりを発行していなかった。

問23 貴議会において、公共施設の広域利用等広域的課題を議論するための近隣自治体議会との意見交換の場が設けられていますか。(一部事務組合を除く)

項番	内 容	県	市		町村		全体	比率
			比率	自治体名	比率	自治体名		
1	設けられている		5	38%	1	33% 竜王町	6	35%
2	設けられていない	1	8	62%	2	67%	11	65%
回答数 計		1	13	100%	3	100%	17	100%

【グラフデータ】



〔設けられている事例〕

議会名	意見交換の場
大津市	大津市議会・草津市議会連携推進会議
長浜市	長浜・米原市議会連絡協議会
栗東市	湖南地区市議会議長会
野洲市	湖南地区市議会議長会
米原市	長浜・米原市議会連絡協議会
竜王町	近江八幡市議会・竜王町議会連絡協議会、蒲生郡町村議会議長会

【コメント】

公共施設等の広域利用が今後自治体間で話題となることを想定し、それに対応した協議組織が議会間にあるかを問いとした。県内では6議会(35%)で議会間の意見交換の場が設けられていると回答があった。



問24 貴議会において、議長・副議長の選出は選挙により行っておりますか。

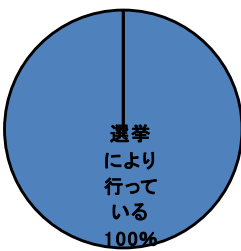
項番	内 容	県	市		所信表明 有	町村		所信表明 有	全体	比率	北海道 比率	沖縄県 比率		
			自治体名	比率		自治体名	比率							
1	選挙により行っている	1	13		100%	8	3		100%	2	17	100%	139 (91%)	24 (92%)
2	選挙は行っていない		0		0%	0	0		0%	0	0	0%	13 (9%)	2 (8%)
回答数 計		1	13		100%	8	3		100%	2	17	100%	152	26
											行っている	100%	91%	92%

回答数=17

【グラフデータ】

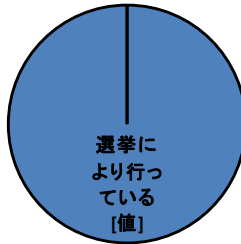
(回答数 13 )

市



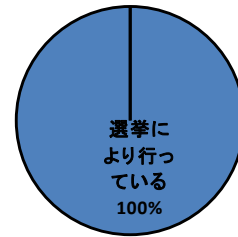
(回答数 3 )

町村



(回答数 17 )

全体



【コメント】

- ①議長・副議長の選出は選挙により行っているのは、17議会(100%)であった。  
 ②3地域の「議長・副議長の選出は選挙により行っている」の比較では、滋賀県は17議会(100%)、北海道は139議会(91%)、沖縄県は24議会(92%)と、滋賀県内議会では100%議長・副議長の選出は選挙により行われている。

## 問25 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

問25 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

No.	自治体名	今後の課題、あるいは解決したい問題点
1	大津市議会(39)	議事機関の本質に適う議会広報・広聴の実現
2	草津市議会(24)	議会基本条例に掲げる政策立案・提言が実現できておらず、議員間討議による議会としての意思決定が現状不十分であるため、政策討論会等の機能向上を図る必要がある。
3	甲賀市議会(24)	広聴機能の強化と政策提案に繋げるしくみづくり
4	高島市議会(18)	市民の意見を政策提案に生かす取り組みができていない
5	米原市議会(18)	・議会の体制強化による議員のなり手不足の解消 ・議員の政策提案力向上

(注)く )内は議員定数

## 問26 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議事を挙げてください。

問26 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議事を挙げてください。

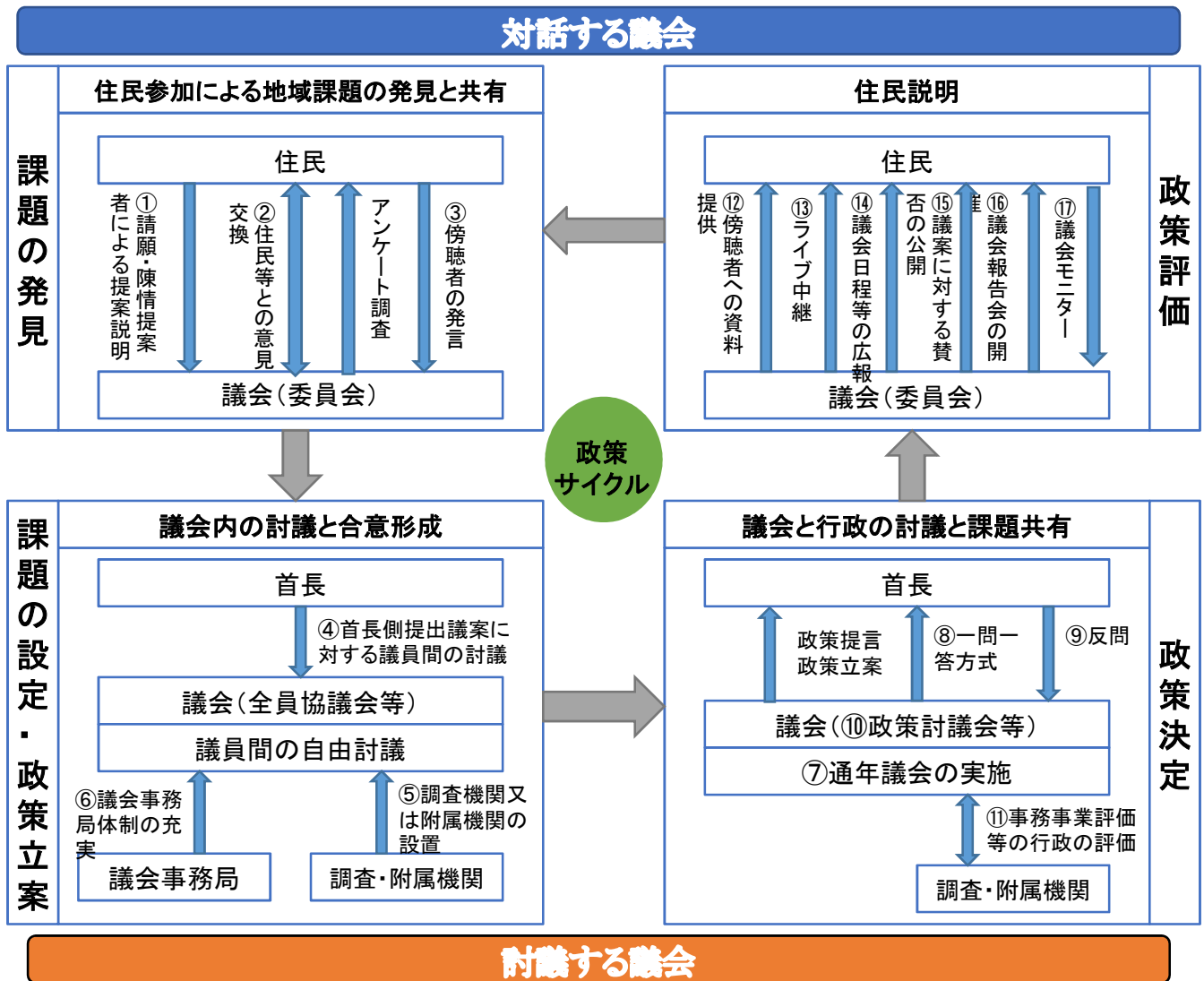
No.	自治体名	参考にしている他自治体議会
1	大津市議会	犬山市議会、可児市議会
2	近江八幡市議会	茨城県取手市議会
3	草津市議会	湖南地区市議会議長会の構成市(栗東市、守山市、野洲市)や議会改革の先進市である大津市
4	甲賀市議会	三重県亀山市議会、三重県伊賀市議会
5	日野町議会	「議会改革」については滋賀県内の大津市議会さんから大いに学ばせていただいている。

(注)具体的議会名のみ記載

### 3. 評価・検証から見る滋賀県内自治体議会の課題

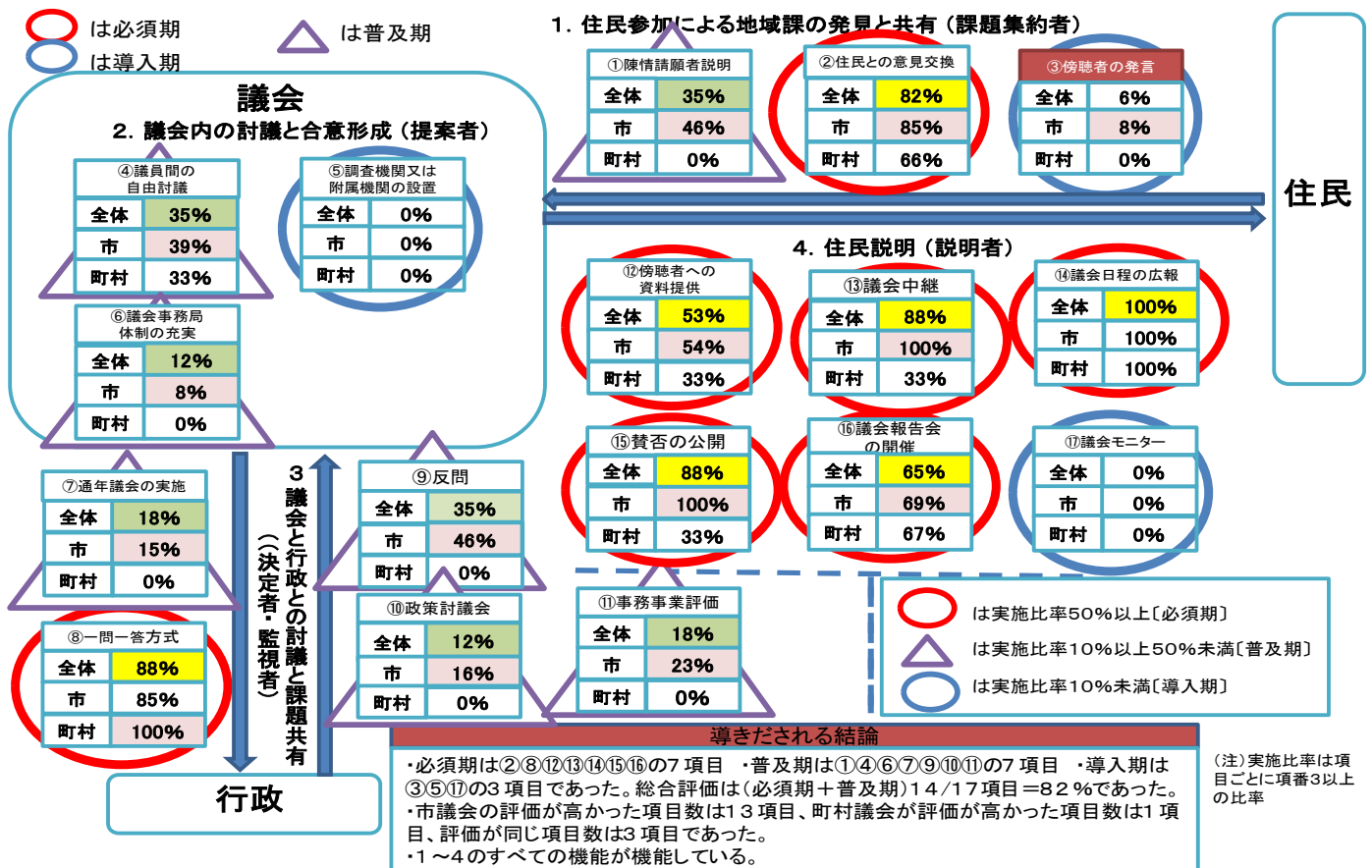
#### 3-1 全体評価から政策サイクルが回っているかの仮説検証

##### (1) 仮説設定



コメント:2020年アンケート調査は、自治体議会が政策サイクルに基づき議会運営が行われているという仮説を立て、その検証をした。第1の「課題の発見」は、住民が抱える地域課題(顕在化ニーズ)の提起と発見、住民と議会の課題共有する仕組みの実現状況を確認している。第2の「課題の設定・政策立案」は、議会が議員間討議において地域課題(顕在化ニーズと潜在ニーズ)を把握し、政策課題を設定する仕組みや首長から提起された地域課題(予算化されたニーズ)を先に議会で設定した政策課題と付け合わせ、予算の優先順位を変える等政策立案を行う仕組みの実現状況を確認している。第3の「議会と行政の討議と課題共有」は、議会としてまとめた政策を行政との討議を通じて政策の実現を図る仕組みや議決後の行政が行う執行の成果が議会で議論し議決した結果とどう整合しているかを検証する仕組みの実現状況を確認した。第4の「住民説明」は、重要案件について、住民が議会の議決にどのように関わったか等の審議結果を住民に説明する仕組みの実現状況について確認をした。以上の4つの政策サイクルで議会運営がされているかをアンケート調査で明らかにした。

## (2) 2020滋賀県内の市議会と町村議会の実施比率比較



## (3) 滋賀県内自治体議会は政策サイクルが回っているか仮説検証

### 1-1 市議会と町村議会の活性化(改革)比較

市議会が町村議会より評価が高かった項目は①請願陳情者の説明、②住民等との意見交換、③傍聴者の発言、④議員間の自由討議、⑥議会事務局体制、⑦通年議会の実施、⑨反問、⑩政策討議会、⑪事務事業評価、⑫傍聴者への資料提供、⑬議会中継、⑮賛否の公開、⑯議会報告会の開催の13項目であった。一方、町村議会の方が評価が高かった項目は⑧一問一答方式の1項目であった。また、評価が同じであった項目は⑤調査機関又は附属機関の設置、⑭議会日程の広報、⑰議会モニターの3項目であった。なお、滋賀県内自治体議会では⑤調査機関又は附属機関の設置、⑰議会モニターは実施されている議会はまったく無しであった。

次頁の市議会と町村議会の有効性(必須期＋普及期)を比較すると、市議会(82%)の方が町村議会(48%)より改革が進んでいる状態であった。

### 1-2 全体評価

滋賀県内自治体議会の全体評価は必須期が②⑧⑫⑬⑭⑮⑯の7項目、普及期が①④⑥⑦⑨⑩⑪の7項目、導入期が③⑤⑰の3項目であった。全体評価(有効性)は(必須期＋普及期)14/17項目＝82%であった。このことは、滋賀県内議会が積極的に議会改革に取り組んでいることを示している。

### 1-3 政策サイクルが回っているか仮説検証

滋賀県内自治体議会の全体評価は中間指標の1. 課題集約者(必須期)、2. 提案者(必須期)、3. 決定者・監視者(必須期)、4. 説明者(必須期)のいずれの機能も機能している。したがって、政策サイクルが回っている(議会改革が進展している)と判定される。

#### (4)2020滋賀県内の市議会・町村議会の実施比率比較

滋賀県

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)				住民説明(説明者)						
		提議者・陳情(直接)	意見交換(間接)	住民等との傍聴(直接)	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会の開催報告	議会モニタリング
県	1	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)
市	13	6(46%)	11(85%)	1(8%)	5(39%)	0(0%)	1(8%)	2(15%)	11(85%)	6(46%)	2(16%)	3(23%)	7(54%)	13(100%)	13(100%)	13(100%)	9(69%)	0(0%)
町村	3	0(0%)	2(66%)	0(0%)	1(33%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	3(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(33%)	1(33%)	3(100%)	1(33%)	2(67%)	0(0%)
全体	17	6(35%)	14(82%)	1(6%)	6(35%)	0(0%)	2(12%)	3(18%)	15(88%)	6(35%)	2(12%)	3(18%)	9(53%)	15(88%)	17(100%)	15(88%)	11(65%)	0(0%)
評価		67%			67%			100%				83%						

(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

この結果は、政策サイクルの「住民からの課題集約」「住民からの課題を議会内で討議すること」「行政(首長)との討議を通じて政策に反映すること」「議会活動の結果についての説明すること」のすべてが回っている結果を示している。

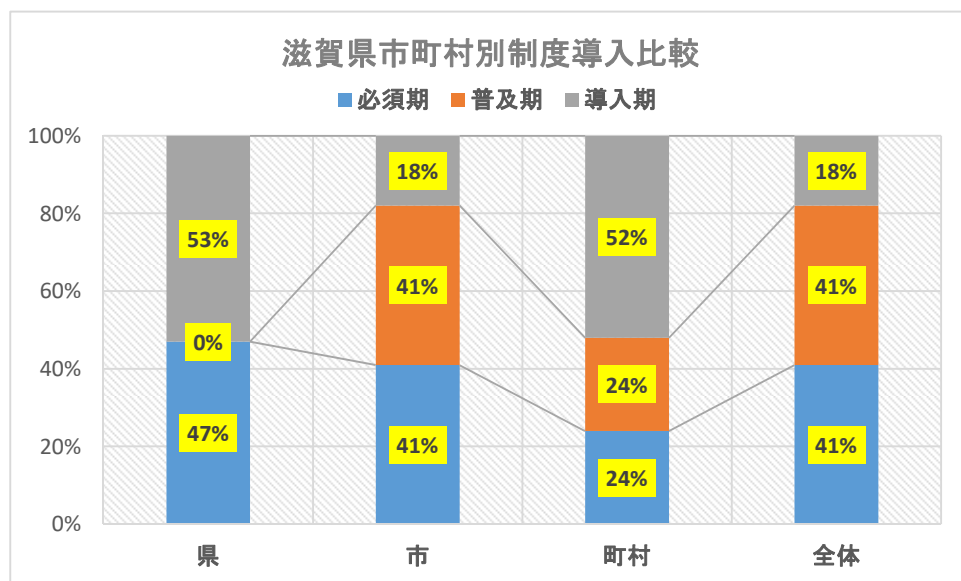
滋賀県

段階	県	市	町村	全体
導入期 (10%未満)	9(53%)	3(18%)	9(52%)	3(18%)
普及期 (10%以上 50%未満)	0(0%)	7(41%)	4(24%)	7(41%)
必須期 (50%以上)	8(47%)	7(41%)	4(24%)	7(41%)
有効性	47%	82%	48%	82%

有効性(必須期+普及期)は市議会(82%)の方が町村議会(48%)より実現している制度が多いことを示している。県議会が実現している制度が町村議会と同等であった。

全体では導入期の比率が18%ということは積極的に議会改革に取り組んでいることを示している。(基準は導入期が50%以下=議会改革に取り組んでいる)

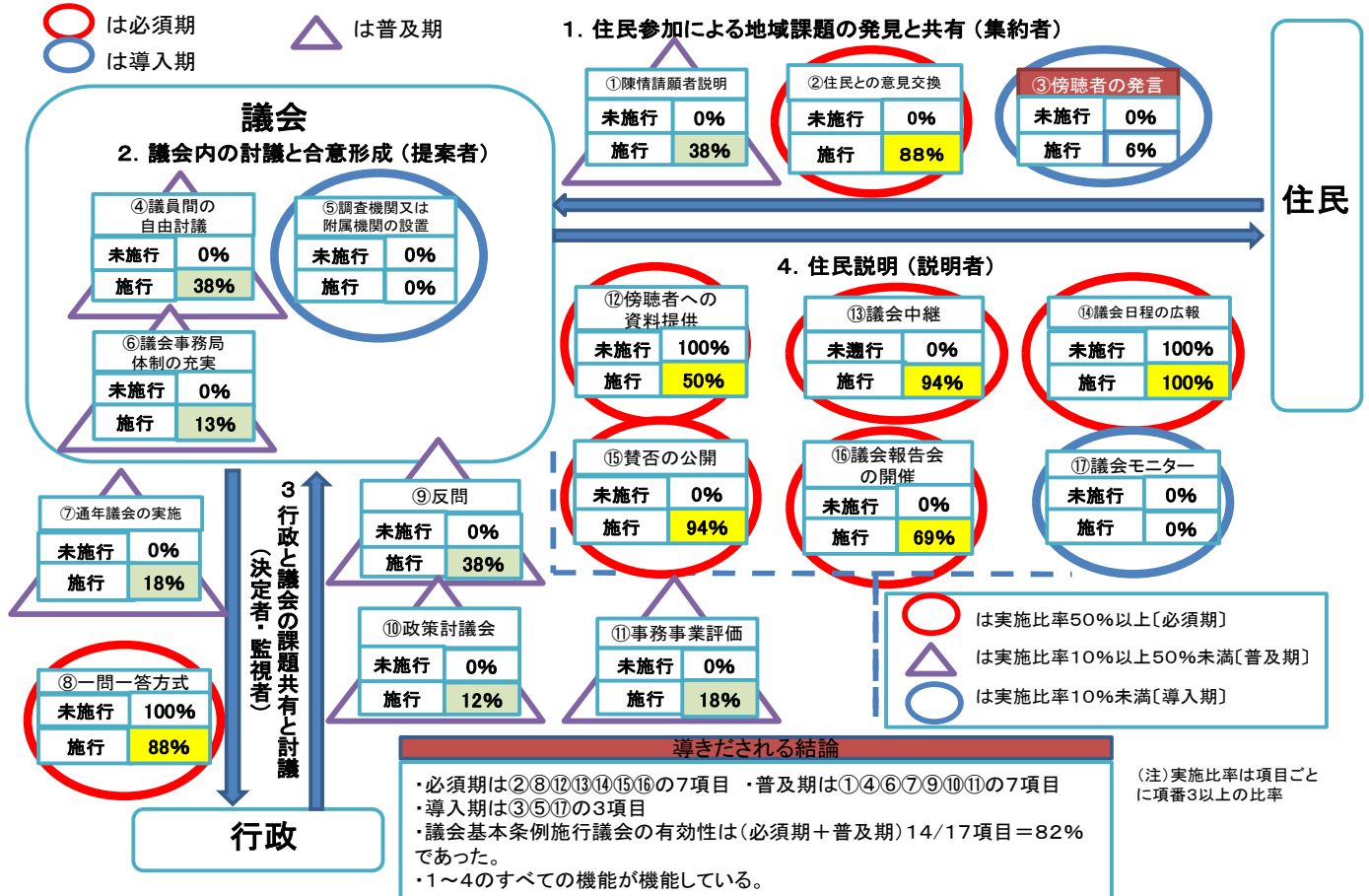
(注)有効性=必須期+普及期





## 3-2 議会基本条例施行の効果検証

### (1) 2020滋賀県内の議会基本条例施行議会と未施行議会の実施比率比較



### (2) 議会基本条例施行の効果検証

#### 1-1 議会基本条例施行と未施行議会の項目別評価の比較

評価結果は、滋賀県で実施されていない⑤調査機関又は附属機関の設置、⑰議会モニターを除いて、すべての項目で議会基本条例施行議会の方が未施行議会より評価が上であった。次頁の有効性の比率では条例ありが82%で、条例なしが18%と、議会の活性化(改革)には議会基本条例があることが有効であることを示している。

#### 1-2 全体評価

議会基本条例施行議会の評価は、必須期が②⑧⑫⑬⑭⑮⑯の7項目、普及期が①④⑥⑦⑨⑩⑪の7項目、導入期が③⑤⑰の3項目と、議会基本条例の全体評価(有効性)は(必須期+普及期) 14/17項目=82%であった。導入期の3項目中2項目(⑤⑰)は条例の有無に関係なく滋賀県内議会では実施されていない。今後、滋賀県内議会では実施されていない2項目(⑤⑰)の制度化が待たれる。

#### 1-3 議会基本条例施行の効果検証

次頁の滋賀県内議会基本条例施行自治体議会の評価は、すべての中間指標が機能している。一方同条例がない議会の評価はすべて導入期と機能していないことを示しており、同条例が議会改革を進展させていることを示している。

### (3) 2020滋賀県内議会基本条例施行有無による議会の実施比率比較

滋賀県

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)				住民説明(説明者)						
		提案者・説明者(直接)	住民等との意見交換(間接)	傍聴者(直接の発言)	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会広場の開催	賛否の公開	議会の開催報告	議会制度モニタリング
議会基本条例あり	16	6(38%)	14(88%)	1(6%)	6(38%)	0(0%)	2(13%)	3(18%)	14(88%)	6(38%)	2(12%)	3(18%)	8(50%)	15(94%)	16(100%)	15(94%)	11(69%)	0(0%)
議会基本条例なし	1	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
議会基本条例あり		67%			67%			100%				83%						
議会基本条例なし		0%			0%			20%				33%						

(注) 評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

滋賀県の議会基本条例ありの議会は「住民参加」「議会内討議」「議会と行政の討議」「住民説明」のすべての項目が実現していることを示している。逆に、議会基本条例なしの議会はすべてが実現されていないを示している。

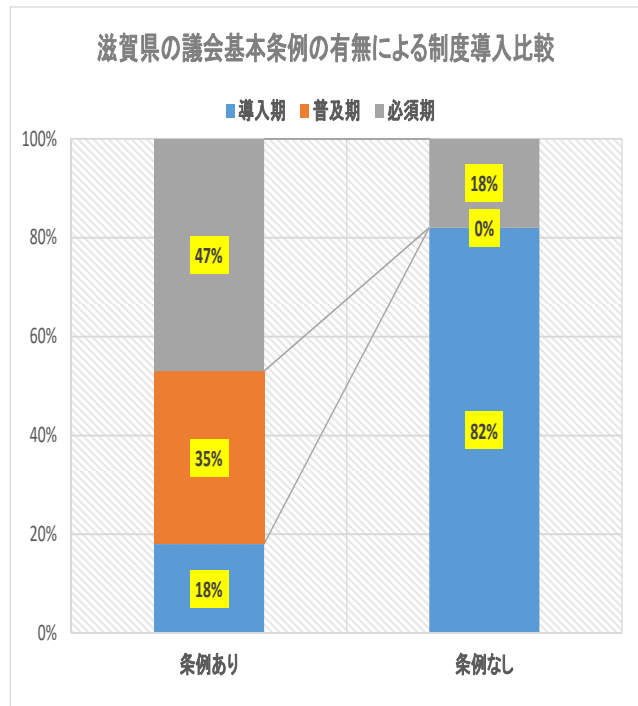
#### 滋賀県

段階	条例あり	条例なし
導入期 (10%未満)	3(18%)	14(82%)
普及期 (10%以上 50%未満)	6(35%)	0(0%)
必須期 (50%以上)	8(47%)	3(18%)
有効性	82%	18%

(注) 有効性 = 必須期 + 普及期

滋賀県は、条例ありの有効性が8割(効果あり)、条例なしの有効性が2割(効果なし)と、条例の有無での差が大きいことは、条例の効果が働いていることを示している。

滋賀県の議会基本条例の有無による制度導入比較



### (3) 議会基本条例制定議会の比較

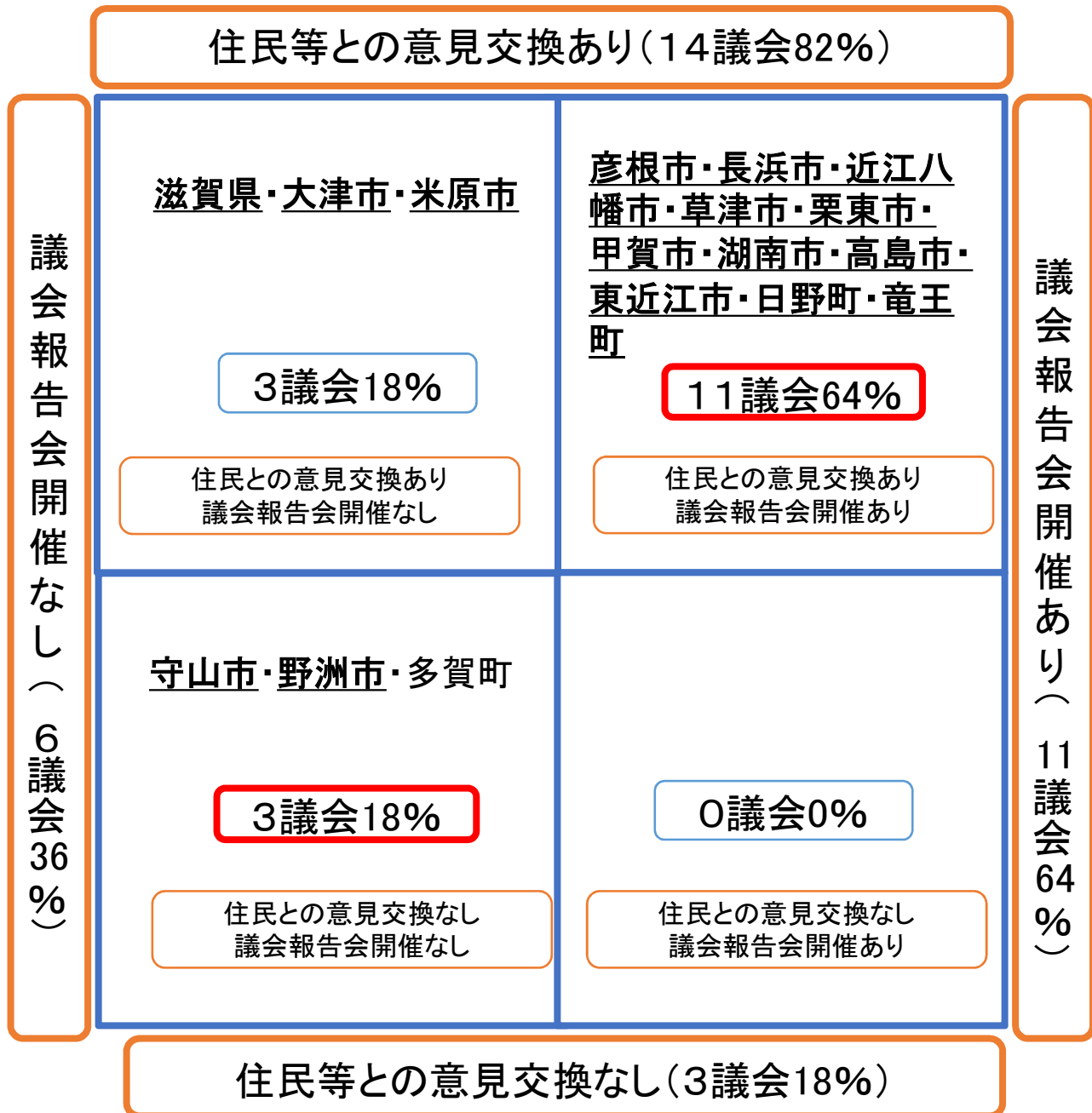
#### ①全体比較

NO	議会名	地域課題の 発見と共有	議会内の討 議と合意形 成	議会と行政 の 課題共 有と討議	住民説明	2020平均
1	大津市	3.0	2.3	3.8	3.0	3.0
2	野洲市	2.3	2.3	2.4	2.8	2.5
3	長浜市	3.3	1.0	1.8	3.2	2.3
4	近江八幡市	1.7	2.3	2.4	2.7	2.3
5	栗東市	3.7	1.0	1.4	3.0	2.3
6	甲賀市	3.0	1.3	2.0	3.0	2.3
7	湖南市	2.0	2.3	2.2	2.5	2.3
8	滋賀県	1.7	2.3	1.8	2.8	2.2
9	草津市	1.7	1.0	2.2	3.8	2.2
10	彦根市	2.3	1.0	1.6	3.3	2.1
11	守山市	1.0	2.3	2.2	2.3	2.0
12	高島市	1.7	1.0	2.0	3.3	2.0
13	東近江市	2.0	1.7	1.0	2.8	1.9
14	竜王町	2.0	2.3	1.4	2.0	1.9
15	米原市	1.7	1.0	2.0	2.5	1.8
16	日野町	1.7	1.0	2.0	2.7	1.8
2020平均		2.2	1.6	2.0	2.9	2.2

### 3-3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題

#### (1)対話する議会

問2住民等との意見交換の場と問16議会報告会等が評価指標3以上(行っている)と3未満(行っていない)に区分し、クロスすることで議会がどの程度住民との対話が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。



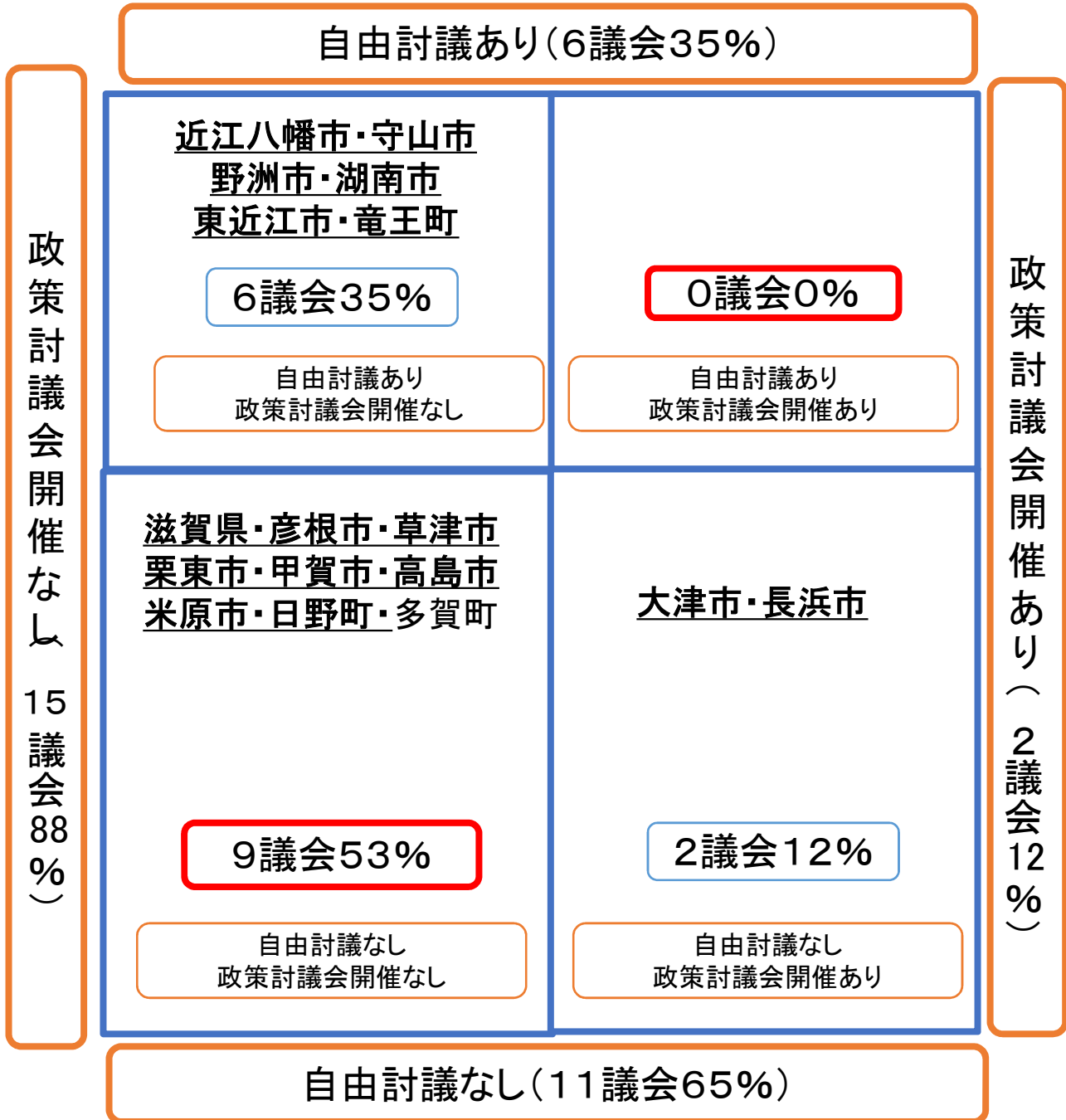
(注)アンダーラインは議会基本条例制定議会

#### 【滋賀県内自治体議会は「住民と対話する議会」となっているかの判定】

「住民等との意見交換あり」「議会報告会開催あり」が11議会64%に対し、「住民等との意見交換なし」「議会報告会開催なし」が3議会18%と、「住民等との意見交換あり」「議会報告会開催あり」の比率が高いことから、滋賀県内の議会は「住民と対話する議会」になっていると判定する。

## (5) 討議する議会

問4自由討議と問10議会内での政策討議会開催が評価指標3以上(行っている=あり)と3未満(行っていない=なし)に区分し、クロスすることで議会がどの程度地域課題の討議が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。



(注)アンダーラインは議会基本条例制定議会

### 【滋賀県内自治体議会は「討議する議会」となっているのか判定】

「自由討議あり」「政策討議会開催あり」が0議会0%に対し、「自由討議なし」「政策討議会開催なし」が9議会53%と、「自由討議なし」「政策討議会開催あり」の比率が高いことから、滋賀県内自治体議会は「討議する議会」にはなっていないと判定する。



### 3-4 地方議会の4タイプから見る課題

#### (1) 滋賀県内地方議会の4タイプ

地方議会を下表のとおり4タイプに分類する。1つは議会の活性化(改革)を持続的に取り組んでいる議会(先駆議会)、そして、2つ目は議会の活性化(改革)に無関心な議会(寝たきり議会)、3つ目は議会の活性化(改革)に意欲をなくした議会(居眠り議会)、4つ目は議会の活性化(改革)に取り組みながらも一部しか実現できていない議会(試行錯誤議会)である。なお、先駆議会、寝たきり議会、居眠り議会の名称は神原勝北海道大学名誉教授が命名したもので、その名称を使用した。

地方議会の4タイプは下表のとおり基準により分類する。1つ目は議会基本条例が施行されていること、2つ目は中間指標「対話する議会」(問2「住民等との意見交換」と問16「議会報告会開催」)のどちらか又は両方が「行われている(○)」(評価3以上)こと、3つ目は中間指標「討議する議会」(問4「自由討議」と問16「政策討議会開催」)のどちらか又は両方が「行われている(○)」(評価3以上)ことにより区分する。

#### (2) 滋賀県内地方議会の4タイプの特徴

先駆議会が6議会35%に対し、寝たきり議会1議会6%と先駆議会の方が多。また、居眠り議会が0議会であることが評価が高い。課題としては試行錯誤議会が全体の59%と持続的改革に踏み切れない議会が多いことである。

滋賀県の場合は回答の17議会中議会基本条例有議会は16議会と、議会基本条例無議会は1議会ということから、条例有の議会は先駆議会と試行錯誤議会であった。議会基本条例有の試行錯誤議会(10議会59%)が多く、今後、先駆議会になるか、居眠り議会になるか注視する必要がある。

#### 2020滋賀県内議会の4タイプ

基準 議会タイプ	条例有	対話有		討議有		2020	
		住民等 との意見 交換	議会 報告会	自由 討議	政策 討議会	回答 議会数	比率
先駆議会	○	○		○		6	35%
	×	○		○		0	
試行錯誤 議会	○	○	×	×	○	10	59%
	×	○		×		0	
	×	×		○		0	
居眠り議会	○	×		×		0	0%
寝たきり議会	×	×		×		1	6%

## Ⅱ 北海道・滋賀県・ 沖縄県の調査結果の比較

# 1. 基礎情報比較

## 1-1 市町村別比較

項目	区分	道・県	政令市	市	町村	計
議会数	北海道	1	1	34	144	180
	滋賀県	1		13	6	20
	沖縄県	1		11	30	42
回答議会数(回答率)	北海道	1(100%)	1(100%)	32(94%)	118(82%)	152(84%)
	滋賀県	1(100%)		13(100%)	3(50%)	17(85%)
	沖縄県	1(100%)		11(100%)	15(50%)	27(64%)
議会基本条例施行数	北海道	1(100%)	1(100%)	16(47%)	27(19%)	45(25%)
	滋賀県	1(100%)		13(100%)	3(50%)	17(85%)
	沖縄県	1(100%)		7(64%)	6(20%)	14(33%)
平均議員定数(人)	北海道	100	68	19.4	10.9	12.7
	滋賀県	44		22.7	12.7	20.8
	沖縄県	48		26.2	14.1	19.2
議員定数見直有議会数	北海道	1	0	9(28%)	17(14%)	27(18%)
	滋賀県	0		4(31%)	0	4(24%)
	沖縄県	0		1(9%)	0	1(4%)
女性議員の比率	北海道	11.0%	32.4%	17.9%	10.9%	13.1%
	滋賀県	15.9%		16.6%	13.2%	16.2%
	沖縄県	10.4%		11.5%	9.0%	10.4%
平均女性議員数(人)	北海道	11	22	3.5	1.2	1.9
	滋賀県	7		3.8	1.7	3.6
	沖縄県	5.0		3.0	1.3	2.1
女性議員無議会数	北海道	0	0	3(9%)	41(35%)	44(29%)
	滋賀県	0		0	0	0
	沖縄県	0		0	4(27%)	4(15%)
会派有議会数	北海道	1(100%)	1(100%)	29(91%)	19(16%)	50(33%)
	滋賀県	1(100%)		13(100%)	1(33%)	15(88%)
	沖縄県	1(100%)		11(100%)	1(7%)	13(48%)
議員平均年齢(歳)	北海道	58.0	54.7	59.2	64.0	63.0
	滋賀県	57.7		59.6	63.0	60.3
	沖縄県	61.6		55.1	61.2	58.6
平均議員報酬年額(千円)	北海道	15,237	14,559	6,078	2,994	3,811
	滋賀県	13,544		5,991	3,346	5,968
	沖縄県	11,790		6,455	3,518	5,021
政務活動費有議会数	北海道	1(100%)	1(100%)	24(75%)	15(13%)	41(27%)
	滋賀県	1(100%)		13(100%)	0	14(82%)
	沖縄県	1(100%)		11(100%)	10(67%)	22(81%)
前回選挙無投票議会数	北海道	0(0%)	0(0%)	1(3%)	37(31%)	38(25%)
	滋賀県	0(0%)		0(0%)	0(0%)	0(0%)
	沖縄県	0(0%)		0(0%)	0(0%)	0(0%)

## 1-2 人口規模別比較

項目	区分	道・県	70万人以上	10万人以上	5万人以上	2万人以上	1万人以上	5千人以上	5千人以下	計(平均)	比率
議会数	北海道	1(1%)	1(1%)	8(4%)	6(3%)	18(10%)	24(13%)	45(25%)	77(43%)	180	
	滋賀県	1(5%)		5(25%)	6(30%)	4(20%)	1(5%)	3(15%)		20	
	沖縄県	1(2%)		4(10%)	5(12%)	8(19%)	6(14%)	3(7%)	15(36%)	42	
回答議会数(回答率)	北海道	1(100%)	1(100%)	8(100%)	5(83%)	18(100%)	18(75%)	38(84%)	63(82%)	152	84.4%
	滋賀県	1(100%)		5(100%)	6(100%)	3(75%)	1(100%)	1(33%)		17	85.0%
	沖縄県	1(100%)		4(100%)	5(100%)	7(88%)	5(83%)	2(67%)	3(20%)	27	64.3%
議会基本条例施行数	北海道	1(100%)	1(100%)	5(63%)	1(17%)	9(50%)	6(25%)	13(29%)	9(12%)	45	25.0%
	滋賀県	1(100%)		5(100%)	6(100%)	4(100%)	1(100%)	0(0%)		17	85.0%
	沖縄県	1(100%)		1(25%)	5(100%)	4(50%)	2(33%)	1(33%)	0(0%)	14	33.3%
平均議員定数(人)	北海道	58.0	68.0	28.0	21.6	17.3	14.7	11.4	9.0	13.7	
	滋賀県	44.0		27.4	20.3	16.7	12	12		22.2	
	沖縄県	48		31.8	23.8	18.3	15.2	13.0	8.0	20.3	
議員定数見直有議会数	北海道	1(100%)	0(0%)	1(13%)	3(60%)	4(22%)	4(22%)	6(16%)	8(13%)	27	17.8%
	滋賀県	0		0	2(33%)	2(66%)	0	0		4	23.5%
	沖縄県	0		0	1	0	0	0	0	1	2.3%
女性議員の比率	北海道	11.0%	32.4%	22.3%	18.5%	17.4%	13.2%	12.2%	7.2%	13.6%	
	滋賀県	15.9%		13.9%	20.5%	14.0%	16.7%	8.3%		16.2%	
	沖縄県	10.4%		13.4%	9.2%	13.3%	3.9%	7.7%	8.3%	10.4%	
平均女性議員数(人)	北海道	11.0	22.0	6.3	4.0	2.8	1.9	1.4	0.7	1.9	
	滋賀県	7		3.8	4.2	2.3	2.0	1.0		3.6	
	沖縄県	5.0		4.3	2.2	2.4	0.6	1.0	0.7	2.1	
女性議員無議会数	北海道	0	0	0	1(20%)	0	1(6%)	10(26%)	32(51%)	44	29%
	滋賀県	0		0	0	0	0	0		0	0%
	沖縄県	0		0	0	0	2(40%)	0	2(67%)	4	15%
会派有議会数	北海道	1(100%)	1(100%)	8(100%)	5(100%)	16(89%)	11(61%)	4(11%)	4(6%)	50	33%
	滋賀県	1(100%)		5(100%)	6(100%)	3(100%)	0(0%)	0(0%)		15	88%
	沖縄県	1(100%)		4(100%)	5(100%)	3(43%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	13	48%
議員平均年齢(歳)	北海道	58.0	54.7	57.6	60.8	60.4	61.5	65.2	63.7	62.9	
	滋賀県	57.7		59	59.6	61.2	60	68		60.1	
	沖縄県	61.6		54.6	56.1	59.2	60.5	62.8	61.0	58.7	
平均議員報酬年額(千円)	北海道	15,237	14,559	7,916	6,442	5,033	3,626	3,038	2,874	3,811	
	滋賀県	13,544		6,901	5,612	4,468	3,197	3,143		5,968	
	沖縄県	11,790		7,348	6,015	4,271	3,783	3,179	3,048	5,021	
政務活動費有議会数	北海道	1(100%)	1(100%)	8(100%)	5(100%)	10(56%)	6(33%)	5(13%)	5(8%)	41	27%
	滋賀県	1(100%)		5(100%)	6(100%)	2(67%)	0(0%)	0(0%)		14	82%
	沖縄県	1(100%)		4(100%)	5(100%)	7(100%)	4(80%)	1(50%)	0(0%)	22	81%
前回選挙無投票議会数	北海道	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	3(17%)	10(26%)	25(40%)	38	25%
	滋賀県	0		0	0	0	0	0		0	0%
	沖縄県	0		0	0	0	0	0	0	0	0%

(注1) 議員報酬年額は議員報酬月額\*12+議員期末手当 (注2) 議会基本条例施行数以外は回答数を分母としている。

## 2. 北海道・滋賀県・沖縄県の評価・検証比較

### 2-1 全体評価

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)					住民説明(説明者)				
		提出者・陳情(直接)	請願・陳情(間接)	住民等との意見交換	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催
北海道	1	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
市	33	10(30%)	21(64%)	0(0%)	5(15%)	0(0%)	4(12%)	1(3%)	27(82%)	2(6%)	1(3%)	0(0%)	19(57%)	24(73%)	29(88%)	22(67%)	14(42%)
町村	118	10(9%)	54(46%)	0(0%)	6(5%)	1(1%)	2(2%)	7(6%)	95(80%)	6(5%)	4(4%)	2(1%)	73(62%)	37(32%)	50(43%)	41(35%)	47(39%)
全体	152	20(13%)	76(50%)	0(0%)	11(7%)	1(1%)	7(5%)	8(5%)	122(80%)	8(5%)	5(3%)	2(1%)	92(61%)	62(41%)	80(52%)	63(41%)	61(40%)
評価		67%			0%			20%					83%				

(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)					住民説明(説明者)				
		提出者・陳情(直接)	請願・陳情(間接)	住民等との意見交換	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催
滋賀県	1	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)
市	13	6(46%)	11(85%)	1(8%)	5(39%)	0(0%)	1(8%)	2(15%)	11(85%)	6(46%)	2(16%)	3(23%)	7(54%)	13(100%)	13(100%)	13(100%)	9(69%)
町村	3	0(0%)	2(66%)	0(0%)	1(33%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	3(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(33%)	1(33%)	3(100%)	1(33%)	2(67%)
全体	17	6(35%)	14(82%)	1(6%)	6(35%)	0(0%)	2(12%)	3(18%)	15(88%)	6(35%)	2(12%)	3(18%)	9(53%)	15(88%)	17(100%)	15(88%)	11(65%)
評価		67%			67%			100%					83%				

(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)					住民説明(説明者)				
		提出者・陳情(直接)	請願・陳情(間接)	住民等との意見交換	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催
沖縄県	1	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)
市	11	8(72%)	4(36%)	0(0%)	4(36%)	1(9%)	4(36%)	0(0%)	9(82%)	1(9%)	1(9%)	0(0%)	7(64%)	10(91%)	10(91%)	8(72%)	4(36%)
町村	15	5(33%)	6(40%)	0(0%)	2(13%)	0(0%)	3(20%)	0(0%)	10(67%)	3(20%)	1(7%)	0(0%)	4(27%)	8(41%)	11(74%)	6(40%)	4(27%)
全体	27	14(52%)	10(37%)	0(0%)	6(23%)	1(4%)	8(30%)	0(0%)	20(74%)	4(15%)	2(7%)	0(0%)	11(41%)	19(70%)	22(81%)	15(56%)	8(30%)
評価		67%			67%			40%					83%				

(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

3地域で、全体評価が0%の項目を見ると、③傍聴者の発言は北海道と沖縄県が、⑰議会モニター制度は滋賀県と沖縄県が、⑤付属機関の設置は滋賀県のみが、⑦通年議会の実施と⑪事務事業評価は沖縄県のみが0%であった。

0%は北海道が1項目、滋賀県が2項目、沖縄県が4項目であった。



## 2-2 北海道・滋賀県・沖縄県の市町村別評価

全体

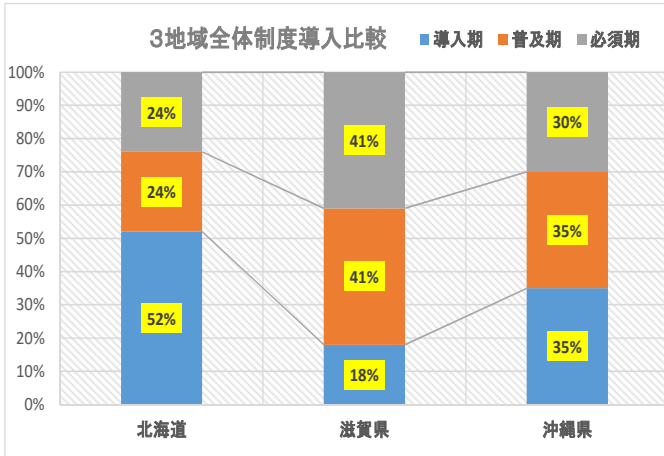
全体	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	9 (52%)	3 (18%)	6 (35%)
普及期	4 (24%)	7 (41%)	6 (35%)
必須期	4 (24%)	7 (41%)	5 (30%)
有効性	48%	82%	65%

(注) 有効性 = 必須期 + 普及期

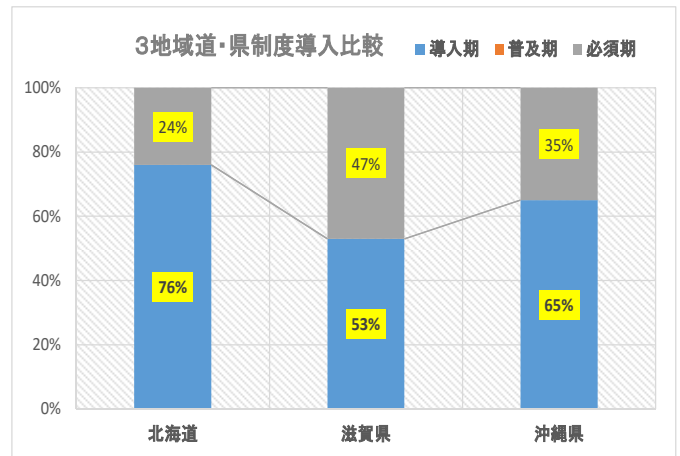
道県

道県	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	13 (76%)	9 (53%)	11 (65%)
普及期	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
必須期	4 (24%)	8 (47%)	6 (35%)
有効性	24%	47%	35%

(注) 有効性 = 必須期 + 普及期



全体の比較では滋賀県が一番制度の実施が進んでいる。



道県の比較では滋賀県が一番制度の実施が進んでいる。

市

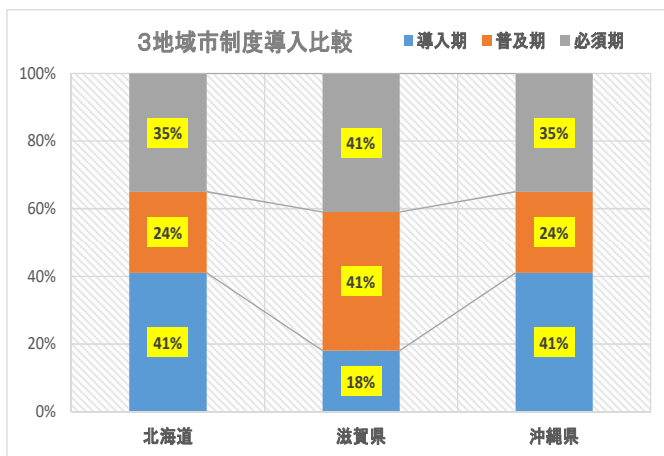
市	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	7 (41%)	3 (18%)	7 (41%)
普及期	4 (24%)	7 (41%)	4 (24%)
必須期	6 (35%)	7 (41%)	6 (35%)
有効性	59%	82%	59%

(注) 有効性 = 必須期 + 普及期

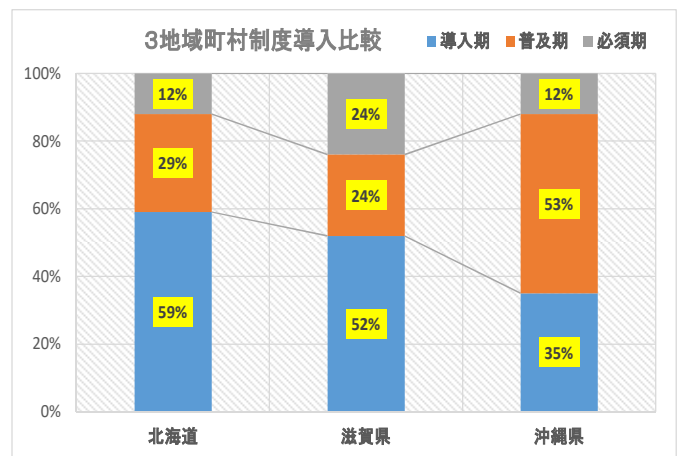
町村

町村	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	10 (59%)	9 (52%)	6 (35%)
普及期	5 (29%)	4 (24%)	9 (53%)
必須期	2 (12%)	4 (24%)	2 (12%)
有効性	41%	48%	65%

(注) 有効性 = 必須期 + 普及期



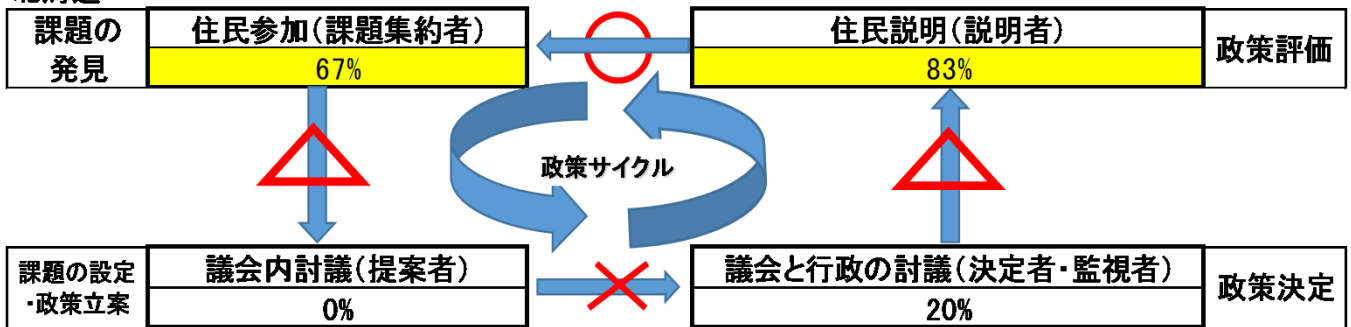
市の比較では滋賀県が一番制度の実施が進んでいる。



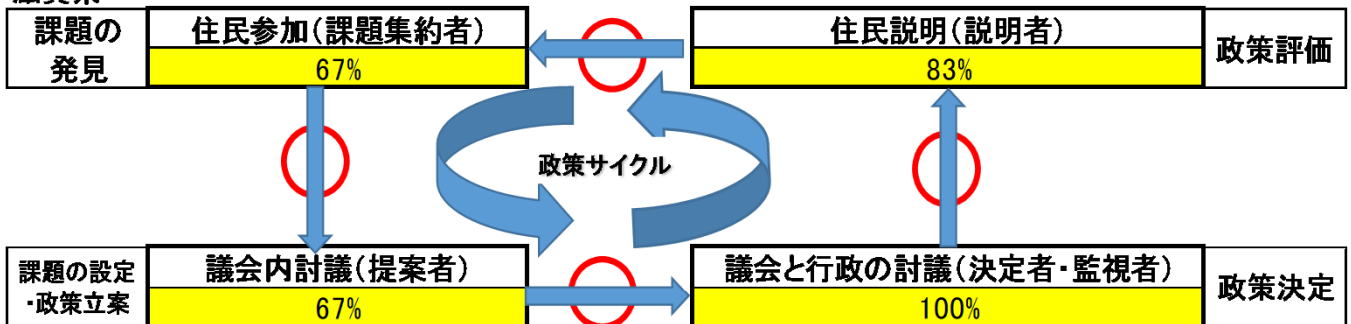
町村の比較では沖縄県が一番制度の実施が進んでいる。

## 2-3 全体評価から政策サイクルが回っているかの検証

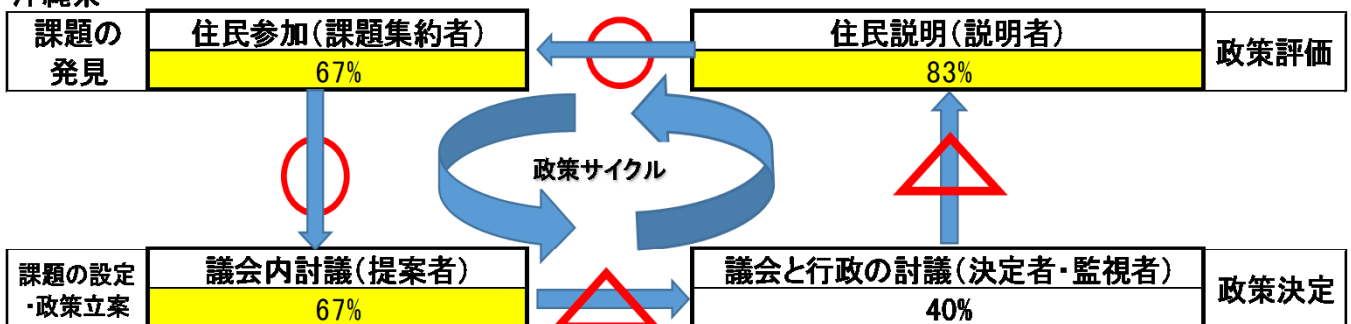
北海道



滋賀県



沖縄県



北海道・滋賀県・沖縄県の3地域で政策サイクルが回っているかを検証すると、滋賀県は完全な形で、沖縄県は「議会と行政の討議」が完全な形ではないが、全体として回っている。それに対し、北海道は「議会内討議」と「議会と行政の討議」が機能していないことから、政策サイクルは回っていない。

## 2-4 議会基本条例施行議会の評価

北海道

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)				住民説明(説明者)						
		る提請願(提案説明)の明(直接)	住民等との(間接)意見交換	言傍(直接)者の発	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会制度モニタ
議会基本条例あり	43	11(26%)	33(77%)	0(0%)	8(19%)	1(2%)	3(7%)	4(9%)	39(91%)	4(9%)	3(7%)	2(5%)	33(77%)	28(65%)	29(67%)	29(67%)	33(77%)	4(9%)
議会基本条例なし	109	9(8%)	43(39%)	0(0%)	3(3%)	0(0%)	4(4%)	4(4%)	83(76%)	4(4%)	2(2%)	0(0%)	59(54%)	34(31%)	51(47%)	34(31%)	28(26%)	5(5%)
議会基本条例あり		67%			33%			20%				83%						
議会基本条例なし		33%			0%			20%				83%						

(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

滋賀県

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)				住民説明(説明者)						
		る提請願(提案説明)の明(直接)	住民等との(間接)意見交換	言傍(直接)者の発	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会制度モニタ
議会基本条例あり	16	6(38%)	14(88%)	1(6%)	6(38%)	0(0%)	2(13%)	3(18%)	14(88%)	6(38%)	2(12%)	3(18%)	8(50%)	15(94%)	16(100%)	15(94%)	11(69%)	0(0%)
議会基本条例なし	1	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
議会基本条例あり		67%			67%			100%				83%						
議会基本条例なし		0%			0%			20%				33%						

(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

沖縄県

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)				住民説明(説明者)						
		る提請願(提案説明)の明(直接)	住民等との(間接)意見交換	言傍(直接)者の発	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会制度モニタ
議会基本条例あり	12	9(75%)	8(67%)	0(0%)	4(33%)	1(8%)	5(42%)	0(0%)	11(92%)	2(17%)	2(13%)	0(0%)	7(58%)	10(83%)	12(100%)	10(83%)	7(58%)	0(0%)
議会基本条例なし	15	5(33%)	2(13%)	0(0%)	2(13%)	0(0%)	3(20%)	0(0%)	9(60%)	2(13%)	0(0%)	0(0%)	4(27%)	9(60%)	10(67%)	5(33%)	1(7%)	0(0%)
議会基本条例あり		67%			67%			60%				83%						
議会基本条例なし		67%			67%			40%				67%						

(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

北海道の議会基本条例ありの議会は「住民参加」「住民説明」の項目が実現していることを示しているが、「議会内討議」「議会と行政の討議」は実現されていないことを示している。また、議会基本条例なしの議会は「住民説明」のみ実現していることから「住民参加」は条例の有無に関係なく制度として定着していることを示している。

滋賀県の議会基本条例ありの議会は「住民参加」「議会内討議」「議会と行政の討議」「住民説明」のすべての項目が実現していることを示している。逆に、議会基本条例なしの議会はすべてが実現されていないことを示している。

沖縄県の議会基本条例ありの議会は「住民参加」「議会内討議」「議会と行政の討議」「住民説明」のすべての項目が実現していることを示している。議会基本条例なしの議会は「議会と行政の討議」を除いて、すべて制度として定着していることを示している。

## 2-5 北海道・滋賀県・沖縄県の議会基本条例有無別議会評価

条例あり

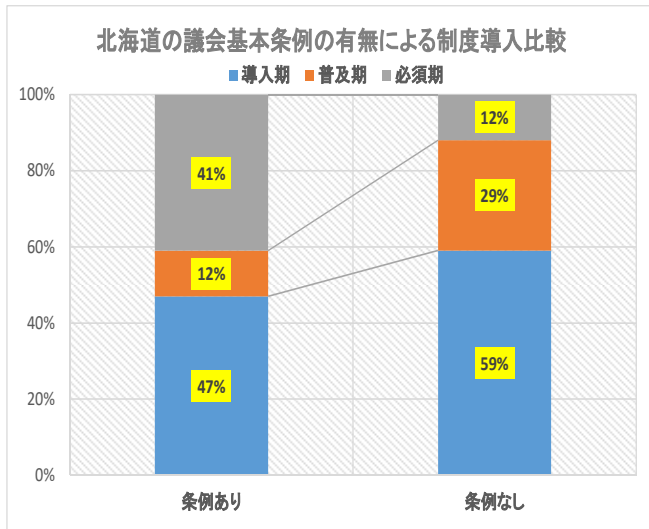
条例あり	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	8(47%)	3(18%)	5(29%)
普及期	2(12%)	6(35%)	4(24%)
必須期	7(41%)	8(47%)	8(47%)
有効性	53%	82%	71%

(注)有効性=必須期+普及期

条例なし

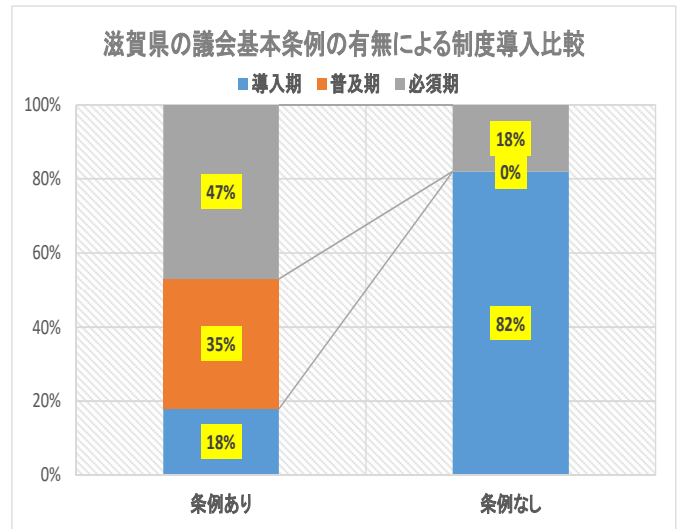
条例なし	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	10(59%)	14(82%)	7(41%)
普及期	5(29%)	0(0%)	7(41%)
必須期	2(12%)	3(18%)	3(18%)
有効性	41%	18%	59%

(注)有効性=必須期+普及期

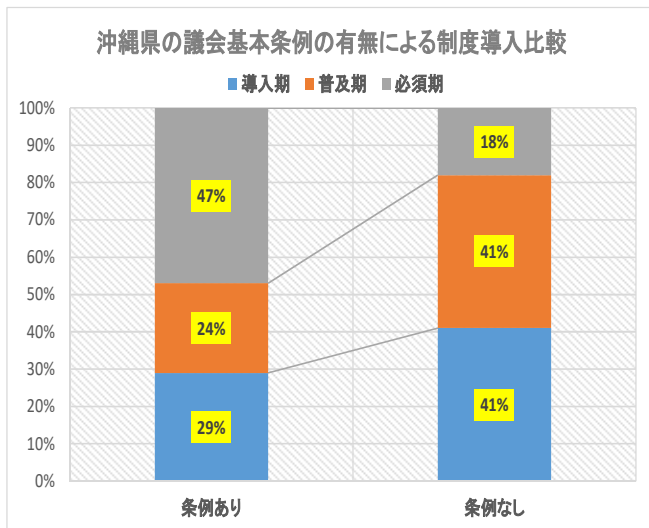


北海道は、条例ありの有効性が5割、条例なしの有効性が4割と条例の有無での差がほとんどないことは、議会基本条例の制度が条例のない議会にも共有されていることを示している。

条例ありの有効性が低いことから、条例の効果が働いていないことを示している。



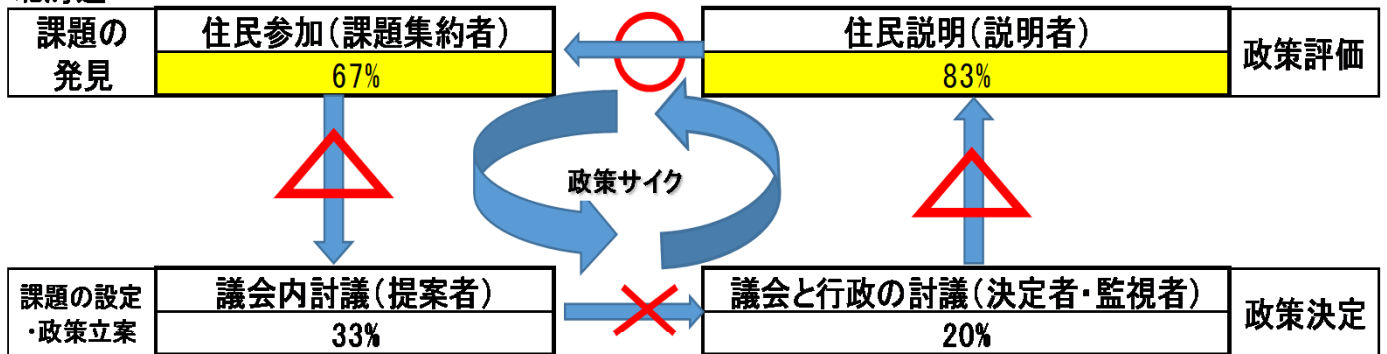
滋賀県は、条例ありの有効性が8割、条例なしの有効性が2割と条例の有無の差が大きいことと、条例ありの有効性が高いことは、条例の効果が働いていることを示している。



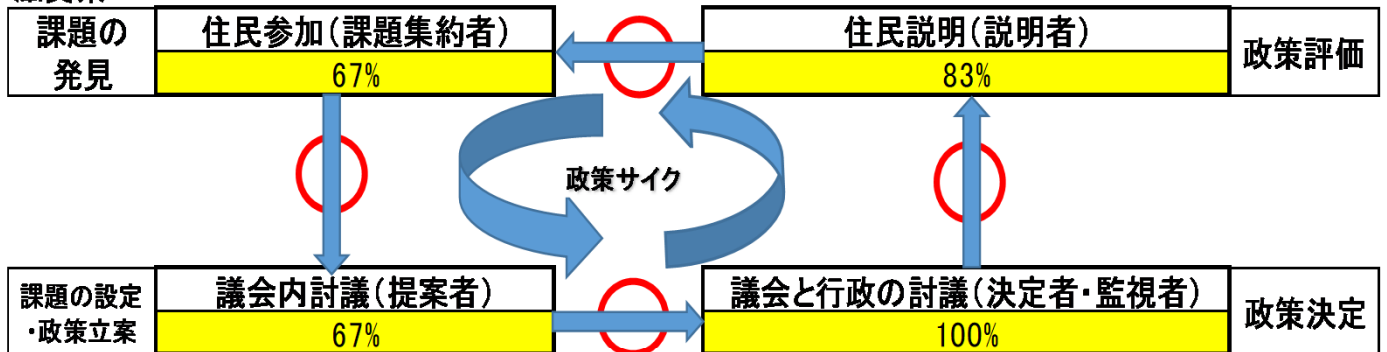
沖縄県は、条例ありの有効性が7割、条例なしの有効性が6割と条例の有無での差がほとんどなく、議会基本条例の制度が条例のない議会にも共有されていることを示している。条例ありの有効性が高いことは、条例の効果が働いていることを示している。

## 2-6 議会基本条例施行議会の効果検証

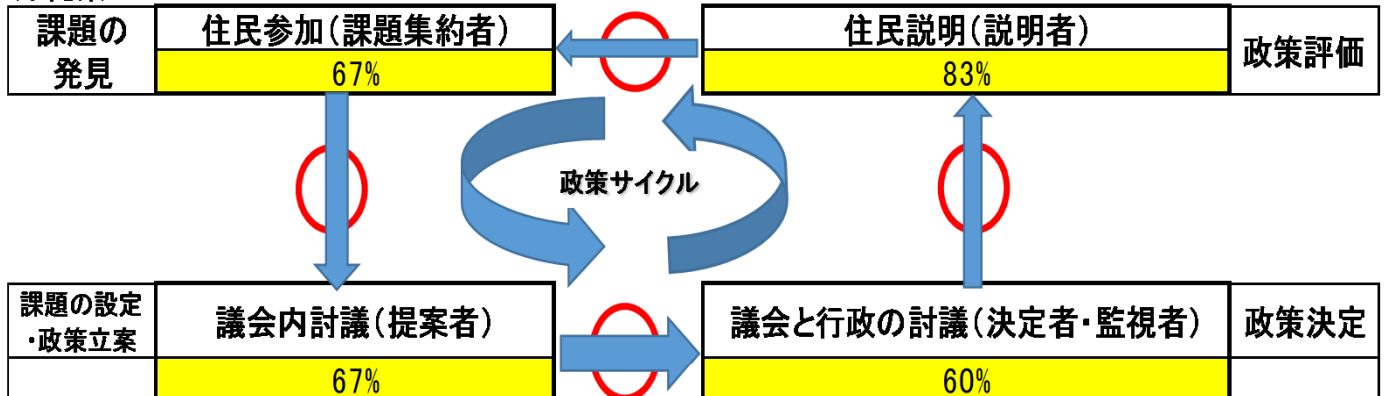
北海道



滋賀県



沖縄県



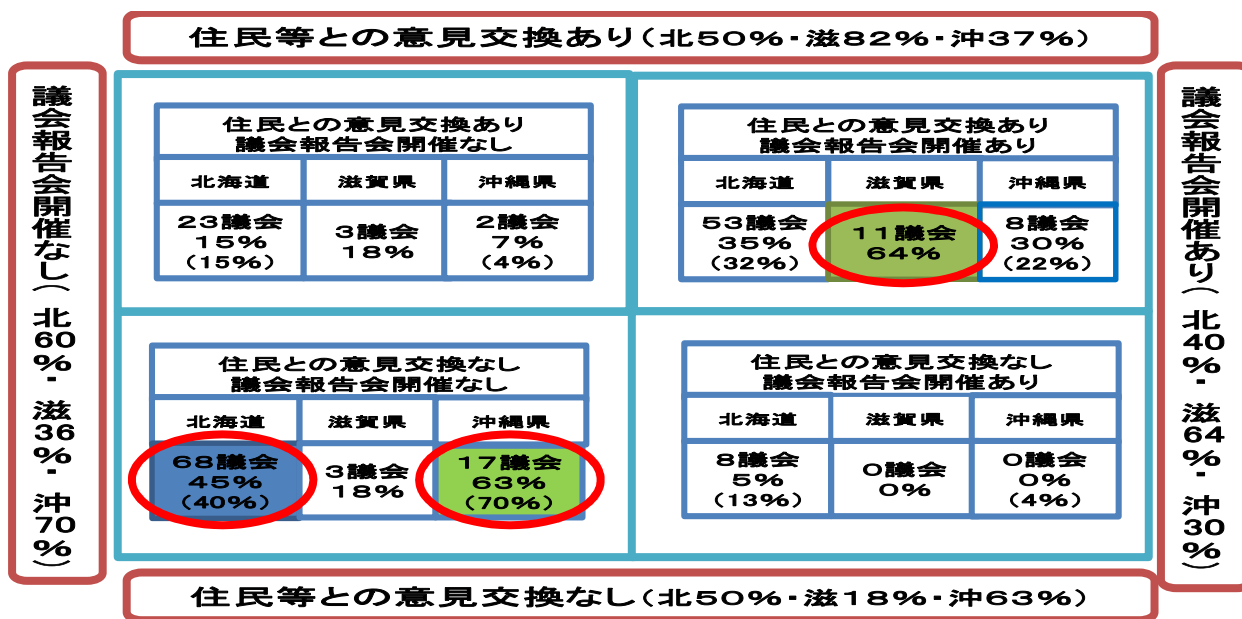
滋賀県と沖縄県の議会基本条例を施行している議会では、完全に政策サイクルが回っている。このことは議会基本条例が機能していることを示している。それに対し、北海道は「議会内討議」や「議会と行政の討議」が機能していないことから政策サイクルが回っていない。このことは議会基本条例が機能していないことを示している。



### 3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題

#### (1)対話する議会

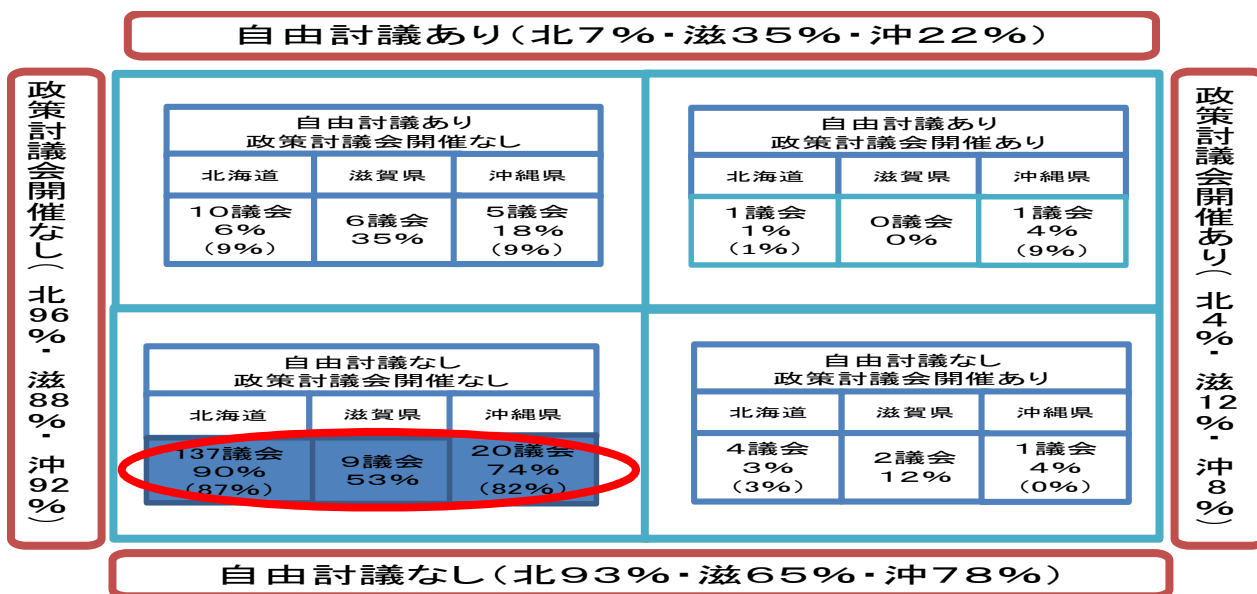
- ①滋賀県(64%)は「住民との意見交換」や「議会報告会」が行われている比率が高いことから「対話する議会」になっているが、北海道(45%)と沖縄県(63%)は「住民との意見交換」や「議会報告会」が行われていない比率が高いことから「対話する議会」になっていない。
- ②北海道、滋賀県、沖縄県共に「議会報告会開催あり」より「住民との意見交換あり」の方が多い。



(注1)北海道の( )内は2018年調査の値 (注2)沖縄県の( )内は2016年調査の値

#### (2)討議する議会

- ①「自由討議なし」や「政策討議会開催なし」が北海道(90%)・滋賀県(53%)・沖縄県(74%)で多い。このことは3地域共に「討議する議会」になっていない。
- ②北海道、滋賀県、沖縄県共に「政策討議会開催あり」より「自由討議あり」の方が多い。



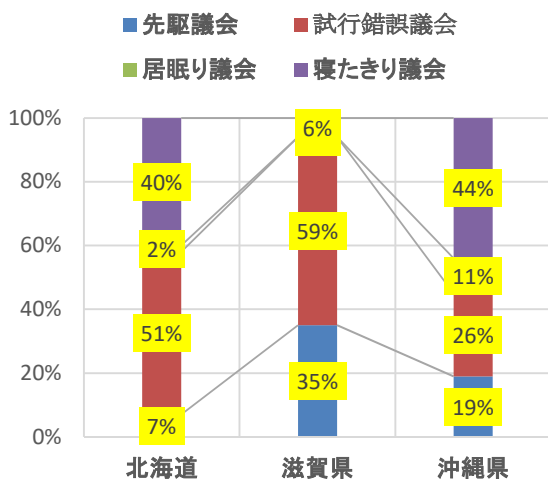
(注1)北海道の( )内は2018年調査の値 (注2)沖縄県の( )内は2016年調査の値

## 4 地方議会の4タイプから見る課題

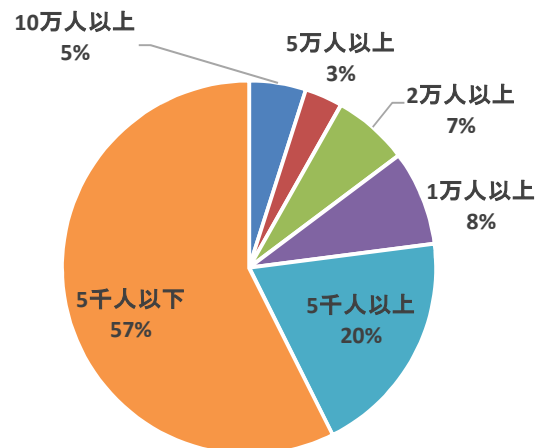
議会タイプ	条例有	住民対話有	討議有	北海道		滋賀県		沖縄県	
				議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
先駆議会	○	○	○	9	7%	6	35%	4	19%
	×	○	○	2		0		1	
試行錯誤議会	○	○ ×	×	31	51%	10	59%	5	26%
	×	○	×	43		0		1	
	×	×	○	3		0		1	
居眠り議会	○	×	×	3	2%	0	0%	3	11%
寝たきり議会	×	×	×	61	40%	1	6%	12	44%
計				151	100%	17	100%	27	100%

滋賀県(35%)の先駆議会の比率は沖縄県(19%)や北海道(7%)より高い。一方、居眠り議会・寝たきり議会の比率は滋賀県(6%)が沖縄県(55%)と北海道(42%)より低い結果であった。

地方議会4タイプ



北海道の寝たきり議会の人口規模別分布



北海道の寝たきり議会は1万人以下が77%と1万人以下の議会に集中している。

# 5 議会認識と議会タイプのクロスから見る認識の違い

問18議会活動の議会認識では、議員のみの議会＝寝たきり議会・居眠り議会、住民との情報共有型議会＝試行錯誤議会、住民参加型議会＝先駆議会と仮定し、議会認識と議会タイプとの一致を正しい認識として、評価した。なお、議会活動の内容に対する理解が意図どおりではなかったかもしれない。

## (1) 北海道

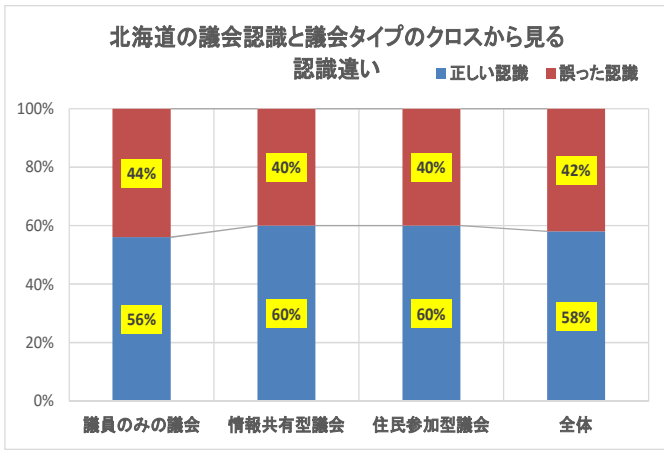
北海道全体

←制度が役に立っていない(22%)

議会認識(理念)	議会タイプ(制度)			計	正しい認識	誤った認識
	先駆議会	試行錯誤議会	寝たきり議会			
議員のみの議会	0	27	35	62	56%	44%
情報共有型議会	5	46	26	77	60%	40%
住民参加型議会	6	3	1	10	60%	40%
計	11	76	62	149	58%	42%
備考	55%	61%	56%			

理念先行で制度が追いついていない(20%)

(注) 未回答が3議会ある。



コメント:

- 議会認識(理念)と議会タイプ(制度)と一致した議会は58%で、逆に、不一致(誤った認識)の議会は42%であった。不一致の内訳は制度が役に立っていないが22%、制度が追いついていないが20%となっていた。
- 議員のみの議会は56%が一致していたが、不一致(誤った認識)の制度が役に立っていない議会は44%であった。(制度は試行錯誤議会、認識(理念)は議員のみの議会と、住民との情報共有をしている議会なのに、議会の認識に住民との情報共有をしていないと誤った認識がされている結果であった)
- 情報共有型議会は60%が一致していたが、制度が役に立っていない議会在6%、制度が追いついていない議会在34%あった。(制度が追いついていない34%の議会在、制度は寝たきり議会、認識(理念)は情報共有型議会と、議会審議を議員のみで行っているのに、住民との情報共有をしていると誤って認識されている結果であった)
- 住民参加型議会在60%が一致していたが、不一致(誤った認識)の議会在40%であった。(制度が追いついていない40%の議会在、制度は試行錯誤議会と寝たきり議会、認識(理念)は住民参加型議会と、住民の意見が議会審議に反映されていない議会在なのに、住民の意見が議会審議に反映されていると誤って認識されている結果であった)

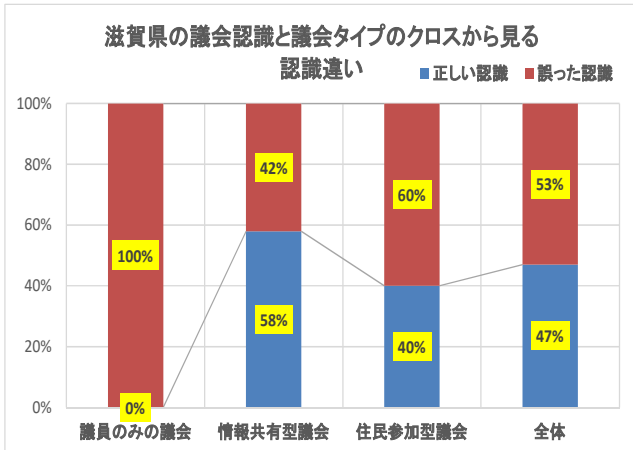
## (2) 滋賀県

滋賀県

←制度が役に立っていない(41%)

議会認識(理念)	議会タイプ(制度)			計	正しい認識	誤った認識
	先駆議会	試行錯誤議会	寝たきり議会			
議員のみの議会	1	2		3	0%	100%
情報共有型議会	4	7	1	12	58%	42%
住民参加型議会	1	1		2	50%	50%
計	6	10	1	17	47%	53%
備考	17%	70%	0%			

理念先行で制度が追いついていない(12%)



コメント:

- 議会認識(理念)と議会タイプ(制度)と一致した議会在47%で、逆に、不一致(誤った認識)の議会在53%であった。不一致の内訳は制度が役に立っていない41%、制度が追いついていない12%となっていた。
- 議員のみの議会在一致した議会在0%で、逆に、不一致(制度が役に立っていない)の議会在100%であった。(制度は先駆議会・試行錯誤議会、認識は議員のみの議会と制度が役に立っていない結果であった)
- 情報共有型議会在58%が一致していたが、制度が役に立っていない議会在34%、制度が追いついていない議会在8%であった。(制度が役に立っていない34%の議会在、制度は先駆議会、認識(理念)は情報共有型議会と、住民の意見が議会審議に反映されているのに、行っていないと認識されている結果であった)
- 住民参加型議会在50%が一致していたが、制度が追いついていない議会在50%あった。(制度は試行錯誤議会、認識(理念)は住民参加型議会と、住民の意見が議会審議に反映されていないのに、されていると誤って認識されている結果であった)

### (3) 沖縄県

沖縄県

←制度が役に立っていない(27%)

議会認識(理念)	議会タイプ(制度)			計	正しい認識	誤った認識
	先駆議会	試行錯誤議会	寝たきり議会			
議員のみの議会	1	2	7	10	70%	30%
情報共有型議会	4	5	7	16	31%	69%
住民参加型議会				0		
計	5	7	14	26	46%	54%
備考	0%	71%	50%			

理念先行で制度が追い付いていない(27%)

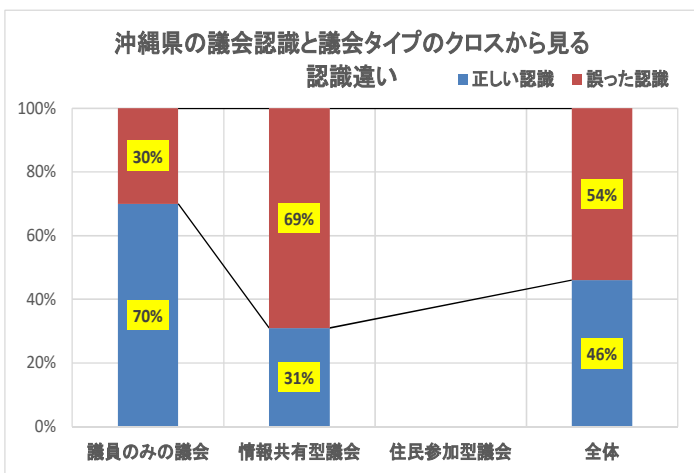
(注) 未回答が1議会ある。

コメント:

●議会認識(理念)と議会タイプ(制度)と一致した議会は46%で、逆に、不一致(誤った認識)の議会は54%であった。不一致の内訳は制度が役に立っていないが27%、制度が追い付いていないが27%であった。

●議員のみの議会は70%が一致したが、不一致(誤った認識)の制度が役に立っていない議会は30%であった。(制度は先駆議会と試行錯誤議会、認識(理念)は議員のみの議会と、住民の意見が議会審議に反映されているや住民との情報共有がされているのに、このことが認識されていない結果であった)

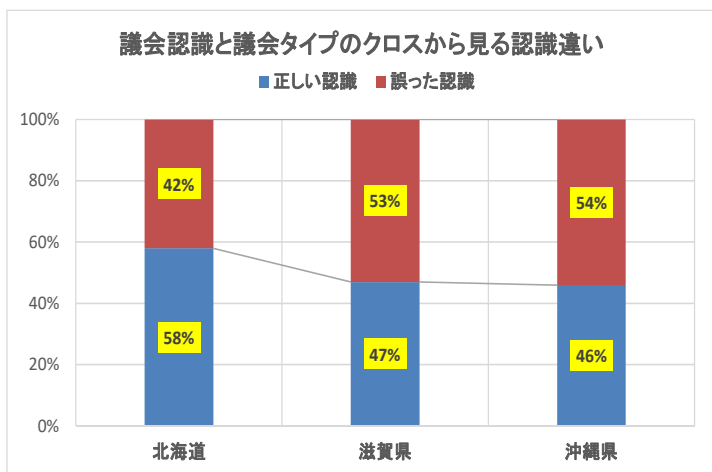
●情報共有型議会は31%が一致していたが、制度が役に立っていない議会は25%、制度が追い付いていない議会は44%であった。(制度が役に立っていない25%の議会は、制度は先駆議会、認識(理念)は情報共有型議会と、住民の意見が議会審議に反映されているのに、住民との情報共有のみしかしていないと、誤った認識がされている結果であった)



### (4) 全体の認識の一致状況

議会認識と議会タイプのクロスでの認識の一致比率

議会認識	議会タイプ	北海道	滋賀県	沖縄県
議員のみの議会	寝たきり議会	56%	0%	70%
情報共有型議会	試行錯誤議会	60%	58%	31%
住民参加型議会	先駆議会	60%	40%	0%
全体		58%	47%	46%



コメント:

・議会認識(理念)と議会タイプ(制度)の認識の一致は北海道が58%、滋賀県が47%、沖縄県が46%と、北海道内議会の一致比率が高い結果であった。

・評価(制度)と認識(理念)の一致は成りたい議会に合った制度があることを、不一致は成りたい議会と行っている制度が異なっていることを示している。不一致は制度の運用が不安定である(制度を遵守する意識が共有されていない)ことを示している。







## 2. 調査票

### 2020 自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査（滋賀県）

自治体議会名	議会
--------	----

ご記入日	2020年 月 日	
ご回答対象部局		
ご回答記入者 職位・氏名		
ご連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

#### 議会等基礎情報

定数（現在）	人	その内女性議員の人数	人
定数見直し有無	有・無	見直し前定数	人
会派の有無選択	有・無	会派の数	会派
平均年齢	歳	議員の議員報酬月額①	円
議員期末手当②	円	議員報酬年額（①*12+②）	円
政務活動費（有無選択）	有・無	有の場合政務活動費の額	万円/人・月
次回選挙予定年月	年 月	過去4年間の選挙の有無	有・無（無投票）
議会基本条例	施行済み ・ 検討中 ・ 未施行		
自治基本条例	施行済み ・ 検討中 ・ 未施行		

（注）定数見直しの有無は過去4年間で評価ください。

### 1. 住民参加による地域課題の発見と共有

#### 問1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会でご直接説明することを認めていますか。（2019.4～2020.3の期間）

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある（参考人として直接説明を含む）
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ（要綱含む。）により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある
	2	検討中
	1	認めていない（条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない）
<b>【補足説明欄】</b>		

補足設問（上記項番3・5を選択した議会）

●請願・陳情者の説明事案の実績（実施事例内容）を補足説明欄にご記入下さい。

（注）上記項番3・5を選択した議会は実績を補足説明欄にご記入がない場合は選択欄が変更になります。



### 補足設問

1. 上記項番3～5を選択した議会は、2019.4～2020.3の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマをご記入下さい。

	実施回数	回		
1	対象団体		テーマ	
2	対象団体		テーマ	
3	対象団体		テーマ	

2. 2019.4～2020.3の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

①行っている (案件: )

(活用内容: )

②行っていない

3. 議員提出議案を増加させるために政策策定段階から住民の意見を反映させる具体的方法を行っていますか。

①はい(行っている)(具体的内容: )

②いいえ(行っていない)

### 問3 傍聴者(住民)の発言

本会議又は委員会で、問1の請願・陳情者の直接説明以外に、傍聴者(委員外議員含まず、住民に限ります)が発言することを認めていますか。(簡易公聴会)(2019.4～2020.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めており、傍聴者の発言の実績がある
	2	
	1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)
<b>【補足説明欄】</b>		

(注) 上記項番3・5を選択した議会は、傍聴者の発言内容を補足説明欄にご記入願います。  
なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

### 補足設問

①傍聴者数の公表(広報誌等) 有 ・ 無 ②手話通訳(事前予約含む) 有 ・ 無

③議会委員会傍聴規程の有無 有 ・ 無

④議会は開かれた議会運営を行うため会議等を公開する範囲を規定している根拠は何か

議会基本条例 議会会議規則 その他( )

⑤議会は開かれた議会運営を行うため住民に会議等を公開している範囲を記入してください。

会議の公開範囲 (本会議 常任委員会 特別委員会 全員協議会

その他( ))

## 2. 議会内の討議と合意形成

### 問4 首長提案等の議案に対する議員間討議(自由討議)と合意形成

首長提案の議案及び議員提案の議案並びに請願又は陳情等で提起された住民課題を採決の前にいったん止め、議員間討議(自由討議)が行われ、合意形成が図られていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき採決前に、議員間(自由)討議を行い、合意形成が図られている
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、採決前に、議員間(自由)討議を行い、合意形成が図られている
	2	検討中
	1	行っていない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)
<b>【補足説明欄】</b>		

(注) 上記選択した議会は、採決の前に議員間の討議(自由討議)を行う上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

**補足設問** (なかった場合には「0」件とご記入願います)

1. 2019.4~2020.3の期間、貴議会は本会議での審議(予算や決算など特別委員会等を除く)を中心とする本会議主義を採っているか、それとも本会議開会後に議案を常任委員会等に付託し、そこで質疑が行われ、最終的に、その結果が本会議の場で報告され、可否が決定される委員会主義のどちらを採っていますか。

①本会議主義      ②委員会主義

2. 2019.4~2020.3の期間、首長提案の議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案は、何件ありましたか。

①否決された件数 ( ) 件      ②その後再提出後可決された件数 ( ) 件

3. 2019.4~2020.3の期間、首長提案の議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。

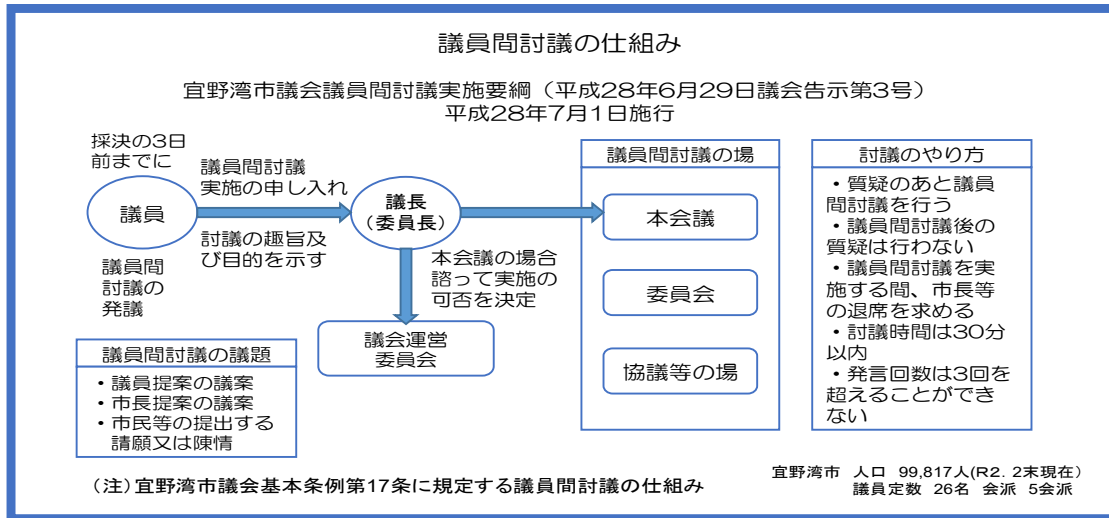
①議員により提出された修正案の件数 ( ) 件

②その内可決された修正案の件数 ( ) 件

4. 2019.4~2020.3の期間、議会として自由討議を行った案件と内容について下欄にご記入願います。

時 期	案 件	内 容

(参考) 議員間討議の仕組み例 (沖縄県宜野湾市議会の例)



宜野湾市議会基本条例第17条  
 (議員間の討議による合意形成)

第17条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案等を審議し結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間において議論を尽くすよう努めるものとする。

**問5 調査機関又は附属機関の設置**

議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議員のほか公募市民を含めた調査機関又は附属機関を設置している
	4	条例規則の規定に基づき、議員のみによる調査機関又は附属機関を設置している
	3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している
	2	検討中
	1	設置していない (条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)
<b>【補足説明欄】</b>		

(注) 上記項番3～5を選択した議会は、調査機関又は附属機関名等の具体的な検討内容を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

**補足設問**

1. 上記項番3～5を選択した議会は、2019.4～2020.3の期間の調査機関又は附属機関の議員の人数、公募市民の人数をご記入ください。

- ①議員人数 ( 人)      ②公募市民人数 ( 人)

2. 2019.4～2020.3の期間、地方自治法100条の2に基づく専門的知見の活用(調査機関又は附属機関の設置を除く)を具体的に行いましたか。

- ①行っている ( ) 件:(事例) ( )  
②行っていない

3. 2019.4～2020.3の期間、議員又は委員会が提出した政策的な条例案(政策立案)(議会や議員に係わるもの、例えば、議会基本条例、議員定数、報酬、政務調査費、会議規則、委員会条例などを除く)の件数(内、可決された条例の件数)と具体的な条例案名等をご記入願います。(なかった場合には「0」件とご記入ください)なお、既存の政策的な条例の改正案及び廃止案を含む。

- ①議員等提出された条例案 ( ) 件 ②そのうち可決された条例案 ( ) 件  
 ③議員等提出の具体的な条例案名と議決態様(可決、否決、継続等)をご記入ください。

条例案名		議決態様	
条例案名		議決態様	

### 問6 議会事務局体制の充実

法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

選択	項番	内 容
	5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)
	2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中
	1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない
<b>【補足説明欄】</b>		

### 補足設問

議会事務局体制を補う施策として取組んでいることがあれば、補足説明欄にご記入願います。議会事務局の人数等(2020.4.1現在でご記入ください)

職員数	人	(内訳) 専任	人	兼任	人	臨時	人
兼務内容							
図書室(図書コーナー)の設置の有無		図書室有		図書コーナー有		なし	
議会事務局の課題をご記入願います							

(注1) 兼務内容の例: 監査委員事務局等

(注2) 図書室(図書コーナー)の設置の有無は該当の欄に○を付けてください。



### 3. 行政と議会の課題共有と討議

#### 問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。(2020年4月1日現在)

選択	項番	内 容
	5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している
	4	
	3	議会の議決により、通年議会を実施している
	2	実施について検討中
	1	実施していない
<b>【補足説明欄】</b>		

#### 補足設問

上記項番5を選択した議会は、通年議会の根拠を選択下さい。

- ①地方自治法第102条第2項（定例会を条例で年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする）  
②地方自治法第102条の2第1項（会期を通年とする）

#### 問8 一問一答方式の実施状況

本会議の代表質問（一般質問）で、一問一答方式を実施していますか。(2019.4～2020.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、代表質問（又は一般質問）で一問一答方式を実施している
	4	
	3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、代表質問（又は一般質問）で一問一答方式を実施している
	2	導入を検討中
	1	導入していない（条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない）
<b>【補足説明欄】</b>		

(注) 一問一答方式の例として、議員①の質問、執行機関①の答弁、繰り返し②、③へ代表一括質問、分割質問、一問一答

#### 補足設問

- ①代表質問（一般質問）は通告により行っていますか。  
①通告書を議長に提出し行っている ②通告により行っていない
- ②一問一答方式の制限  
①回数制限あり ②回数制限なし ③時間制限あり 時間制限なし

## 問 9 執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問《反論》が行われていますか。(2019.4～2020.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、反論(議員に質問または反対の意見を述べること)が行われた
	4	条例規則の規定に基づき、反問(趣旨確認)が行われた
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問《反論》が行われた
	2	
	1	認めていない(条例規則等の規定があるが、当該期間反問は行われていない)
<b>【補足説明欄】</b>		

### 補足設問(上記項番3・5を選択した議会)

反問《反論》を行使された具体的1事例を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

## 問 10 政策討議会の開催

重要な政策課題に対し、議会として政策討議を行い、課題(認識)の共有、政策形成を目的とした政策討議会を開催し、首長への政策提言、政策立案を行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則等の規定に基づき、議員等からの要請による政策討議会を開催し、課題共有後、首長への政策提言書の提出を行い、首長からの回答書を公表している又は政策立案を行っている
	4	
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、政策討議会を開催し、政策立案や政策提言を行っている
	2	設置を検討中
	1	設置していない(条例規則等の規定があるが、当該期間開催は行われていない)
<b>【補足説明欄】</b>		

(注1) 上記項番3・5を選択した議会は、2019.4～2020.3の期間における政策討議会の具体的な内容(テーマ・開催実績等)等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

### 補足設問

1. 2019.4～2020.3の期間、上記項番3・5を選択した議会は、政策討議はどこの会議で実施したのかをお答えください。

①本会議 ②常任委員会 ③特別委員会 ④全員協議会 ⑤その他( )

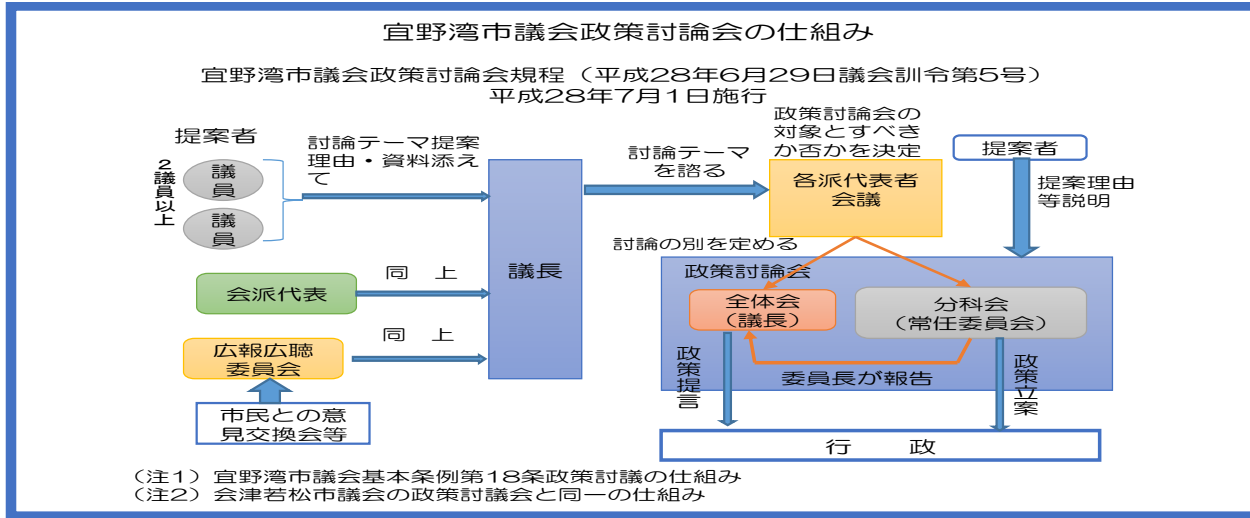
2. 上記項番3・5を選択した議会は、政策討議会は公開か非公開かをお答えください。

①公開 ②非公開

3. 2019.4～2020.3の期間、議会主催による議員研修の実施状況についてお答えください。

- ①行っている 研修内容 ( )
- ②行っていない

(参考) 政策討議会の仕組み例 (沖縄県宜野湾市議会の例)



宜野湾市議会基本条例

(政策討議)

第18条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、認識の共有及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討議の場を設けるものとする。

《用語解説》 ※19 政策討議会

市政に関する重要な政策や課題に対して、議員間での認識の共有や合意形成を図り、もって政策提案や政策提言を行っていくために、議員相互間で討議を行うための会議のことを言います。

問11 議会が評価主体となる行政評価(事務事業評価等)の実施

議会が評価主体となり、行政の事務事業評価を行っていますか。さらに、同評価を基に政策提言を行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議会が行政評価を行い、評価結果を公表すると共に次年度の予算に反映させる政策提言を行っている
	4	条例規則の規定に基づき、議会が行政評価を行い、評価結果を公表のみしている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会が行政評価を行い、評価結果を公表や政策提言を行っている
	2	検討中
	1	議会が評価主体となる行政評価は行っていない
<b>【補足説明欄】</b>		

(注) 上記項番3～5を選択した議会は、2019.4～2020.3の期間、主な事務事業評価の実例や政策提言の内容等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

#### 4. 住民説明

##### 問12 傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文（議案書）や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料（議案説明資料、委員会資料等）の提供（貸与を含む。）を行っていますか(2019.4～2020.3の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	傍聴者へは、 <u>本会議及び委員会</u> において、議員に配布されているものと同じ資料の <u>すべて</u> を提供している
	4	傍聴者へは、 <u>本会議</u> において、議員に配布されているものと同じ資料の <u>すべて</u> を提供している
	3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の <u>一部</u> を提供している
	2	<u>傍聴者用に用意した資料</u> （日程表、議案一覧、議員質問項目等）を提供している
	1	傍聴者への資料提供は行っていない
<b>【補足説明欄】</b>		

##### 補足設問（上記項番2～5を選択した議会）

2019.4～2020.3の期間、会議資料をホームページで提供しているか、お答えください。

①行っている      ②行っていない

##### 問13 会議のインターネット（CATVを含む）による中継

会議の中継を行っていますか(2019.4～2020.3の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	本会議及び <u>すべての委員会</u> （常任・特別・議会運営委員会）のライブ中継及びオンデマンド配信を行っている
	4	本会議及び <u>すべての委員会</u> （常任・特別・議会運営委員会）のライブ中継を行っている
	3	本会議のみライブ中継を行っている
	2	検討中
	1	行っていない
<b>【補足説明欄】</b>		

(注) オンデマンド配信とは、ライブ中継ではなく、見たい時に随時動画記録を見ることができ  
る方式のこと

#### 問14 本会議・委員会の議会日程等の広報

本会議・委員会の議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(2019.4～2020.3の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議・委員会開催前に、議案本文(議案書)も閲覧できる
	4	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議・委員会開催後、議案本文(議案書)も閲覧できる
	3	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる
	2	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容(予定)の事前予告が閲覧できる
	1	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容(予定)の事前予告等を一切広報していない
<b>【補足説明欄】</b>		

#### 問15 議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否(各議員又は会派の対応、採決態度)を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、 <u>各議員個別の賛否</u> を公開している
	4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、 <u>会派単位の賛否</u> を公開している
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している (□①会派単位 □②議員個別 どちらかを選択ください)
	2	検討中
	1	議案に対する賛否は公開していない
<b>【補足説明欄】</b>		

(注1) 表決結果(可決・否決)や内容(全会一致・賛成多数等)ではなく、議案に対して各議員、各会派が賛成したのか、反対したのかの公開状況について、お答えください。

(注2) 上記項番3～5を選択した議会は、次の補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

**補足設問(上記項番3～5を選択した議会のみ回答)**

賛否の公開媒体 ( □①議会広報 ・ □②ホームページ )

### 問 1 6 議会の審議結果状況の報告の場（議会報告会等）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議状況や結果を住民に説明する議会報告会を 2019. 4～2020. 3 の期間、行なっていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年複数回行っている
	4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年 1 回行っている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている
	2	検討中
	1	設けていない（条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない）
<b>【補足説明欄】</b>		

- (注 1) 上記項番 3～5 を選択した議会は、補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。
- (注 2) 上記項番 1～2 を選択した議会は、議会報告会等を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。
- (注 3) 問 2 の住民等との意見交換と同時開催の場合はそれぞれで評価回答願います。
- (注 4) 複数日・複数会場で行っても同一の議会報告内容では年 1 回です。議会報告内容が異なる場合は複数回となります。

#### 補足設問（上記項番 3～5 を選択した議会のみ回答）

##### 1. 議会報告会開催要綱等の規程の有無

①有 ・ ②無

##### 2. 2019. 4～2020. 3 の期間の議会報告会のパターンについてお答えください。

- ①随時意見聴取型（随時テーマを設定し意見聴取を行う）
- ②定期意見聴取型（広く市政・議会運営に関する意見交換を行う）
- ③定期地域個別型（開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う）

3. 今、議会報告会が曲がり角に来ていると言われていますが、貴議会が直面する議会報告会の課題（2019. 4～2020. 3）を以下の設問から選択し、お答えください。なお、課題に対する対策を参考文献から（ ）内に入れましたので、参考としてください。

- ①報告ばかりで、意見交換の時間が少ない（第 1 部は報告会、第 2 部は特定テーマにして「議員と語る会」といった対策がある）
- ②淡々と進んでまるで議会みたいで面白くない（ハプニングがあっても議員《議長》が仕切れる調整力、人間力を付ける）
- ③なぜ、議員自身の意見を聴けないのか（議員が議会の一員として発言することが原則であるが、議員が個人的見解と前置きし、議員の意見を直接伝える場があっても良い）
- ④意見交換した件はその後どうなったのか説明がない（議会報告会を起点とした政策形成サイクルを回す対策がある）

(注) 参考文献 「地方議会のズレの構造」吉田利宏 三省堂 2016. 7



4. 議会側と住民側の議会報告会における現在の課題について分けてお答え下さい

議会側の課題	住民側の課題
例) 年1回開催のため、議会側からの報告事項が長くなり、住民との意見交換の時間が少ない。	例) 町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。

5. 2019.4～2020.3の議会報告会で住民から出された政策課題を委員会等で議論を行っていますか。

- ①議論を行っている  
 (主な事例： )
- ②議論を行っていない

問17 議会モニター制度（議会活動に対する住民による評価）

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を議会として設けていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、議会モニターを実施している(試行実施も含む)
	2	検討中
	1	実施していない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)
<b>【補足説明欄】</b>		

(注) 上記項番3・5を選択した議会は、議会モニターからの意見の内容及び改善した事項を補足説明欄及び補足設問にご記入願います。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番3・5を選択した議会）

1. モニター 任期： 年、人数： 人、公募：有・無 、報酬：有・無
2. 議会モニターの主な役割（該当部分を選択願います）
  - ①会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出（アンケート方式含む）
  - ②議会だより及びホームページに関する意見を文書により提出
  - ③議会議員との意見交換（年何回： 回）
  - ④その他（ ）

## 5. その他

### 問18 貴議会はどちらに近い議会活動でしょうか。

2019.4～2020.3の期間、貴議会の議会活動は議員による活動に重点を置いた活動か、又は議員による活動を補完する住民との活動に重点を置いた活動か、1つ選択してください。

①議会は選挙で選ばれた議員により構成される合議制の機関として、市民の信託を受けて活動し、最良の意思決定を導く使命がある。(選挙で選ばれた議員のみの議会)

②議会は、市政の意思決定機関として、住民の意思が市政運営に適切に反映されているか監視する機能を果たすとともに、議会は、会議を公開し、議会の保有する情報を住民と共有することにより、開かれた議会運営に努める。(議員による活動を補完するため、住民と議会の保有する情報を共有する議会)

③議会は、直接選挙で選ばれた議会議員で構成する議事機関として、議会が持つ情報を積極的に住民に提供し、意思決定の経過や内容を住民と共有するとともに、条例、予算その他の重要事項について、住民の多様な意見が反映されるよう意見の集約を行い、本市の意思を決定する。  
(議員による活動を補完するため、議会の保有する情報を住民と共有するとともに、住民の多様な意見が議会審議に反映させる住民参加型の議会)

### 問19 議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況 (議会基本条例施行議会のみ対象)

2019.4～2020.3の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

- ①行っている (  a 条例改正実施  b 条例改正は行わなかった )  
②行っていない

### 問20 政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

- ①制定している ②制定していない

### 問21 議決事件の追加

(1) 地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法96条2項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。

- ①追加している ②追加していない

(2) (1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

- ①基本構想のみ  
②基本構想・基本計画  
③基本構想・基本計画・実施計画

(3) 総合計画以外で、地方自治法96条2項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

- ①追加している ②追加していない

(4) (3) で任意的な議決事件を追加している場合、2019. 4～2020. 3 の期間に新たに追加したものがあればご記入ください。

( )

**問 2 2 貴議会において、議会だよりの発行等状況について**

①議会だより発行の為の広聴広報委員会の設置の有無

( ①あり ②なし )

③議会だより(議会広報)の発行頻度

( ①毎月 ②3カ月毎(基本+随時) ③その他の頻度( )  
④発行していない )

③議会だよりへの住民アンケートの実施状況(2019. 4～2020. 3 の期間)

( ①実施した ②実施していない )

**問 2 3 貴議会において、公共施設の広域利用等広域的課題を議論するための近隣自治体議会との意見交換の場が設けられていますか。(一部事務組合を除く)**

①設けられている (例: ○○広域圏議員交流会)

(具体的名称: )

②設けられていない

(注) 設けられている例として、斎場や病院、公共交通等)

**問 2 4 貴議会において、議長・副議長の選出は選挙により行っておりますか。**

①選挙により行っている。(詳細は以下)

(所信表明の有無: ①あり ②なし )

②選挙は行っていない。(互選)

(所信表明の有無: ①あり ②なし )

**問 2 5 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。**

【回答欄】

**問 2 6 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。**

【回答欄】

以上、ご協力ありがとうございました。

### 3. 議会基本条例制定状況

#### (1) 北海道・滋賀県・沖縄県の議会基本条例制定状況

北海道			
	議会名	制定年度	備考
1	栗山町	2006	
2	知内町	2007	
3	今金町	2007	
4	北海道	2009	
5	名寄市	2009	
6	三笠市	2009	
7	福島町	2009	
8	和寒町	2009	
9	旭川市	2010	
10	帯広市	2010	
11	豊浦町	2010	
12	白糠町	2010	
13	鹿追町	2010	回答なし
14	釧路市	2011	
15	登別市	2011	
16	北竜町	2011	
17	足寄町	2011	
18	士別市	2012	
19	根室市	2012	
20	大空町	2012	
21	浦幌町	2012	
22	札幌市	2013	
23	夕張市	2013	
24	江別市	2013	
25	八雲町	2013	
26	遠軽町	2013	
27	安平町	2013	
28	むかわ町	2013	
29	芽室町	2013	
30	留萌市	2014	
31	芦別市	2014	
32	富良野市	2014	
33	七飯町	2014	
34	広尾町	2014	
35	幕別町	2014	
36	網走市	2015	
37	石狩市	2015	
38	本別町	2016	
39	興部町	2018	
40	訓子府町	2018	回答なし
41	苫小牧市	2019	
42	仁木町	2019	
43	中川町	2019	
44	新ひだか町	2019	
45	羅臼町	2019	

滋賀県			
	議会名	制定年度	備考
1	東近江市	2008	
2	守山市	2010	
3	近江八幡市	2011	
4	野洲市	2011	
5	日野町	2011	
6	竜王町	2011	
7	湖南市	2012	
8	長浜市	2013	
9	甲賀市	2013	
10	米原市	2013	
11	滋賀県	2014	
12	彦根市	2014	
13	栗東市	2014	
14	愛荘町	2014	回答なし
15	大津市	2015	
16	草津市	2015	
17	高島市	2016	

沖縄県			
	議会名	制定年度	備考
1	読谷村	2009	
2	沖縄県	2012	
3	南城市	2012	
4	那覇市	2013	
5	与那原町	2013	回答なし
6	南風原町	2013	
7	名護市	2014	
8	嘉手納町	2014	
9	宜野湾市	2016	
10	宮古島市	2017	
11	豊見城市	2018	
12	中城村	2018	
13	今帰仁村	2018	回答なし
14	糸満市	2020	

## あとがき

今回の2020年調査は、「制度がある」「制度がない」ということよりも、「制度に基づき行った」「制度はないが行った」という「すること」を重視した調査とした。具体的には、制度があっても行っていないければ、制度がないと同じとした。

また、調査の目的は、自治体議会が自ら議会を活性化するために、どのような環境整備を行っているか自己評価に基づき、自ら改善事項を認識することを調査の目的とした。したがって、順位を付けることを目的とはしていない。

この報告書をまとめるにあたって、滋賀県内の県・16市町村議会から調査に回答をいただいた。ご多忙のところ、調査の目的に賛同いただき、ご協力いただいたことに深く感謝申し上げます。

また、公表が遅れたことを深くお詫び申し上げます。

この調査の目的の一つである「政策サイクルが回っているか」の検証結果は、滋賀県は完全な形で政策サイクルが回っているという結果であった。その原因は回答の議会には、議会基本条例施行議会が94%と、同条例の効果が発揮されていることが、この結果となったと考える。

一方、北海道は「議会内討議」と「議会と行政の討議」が機能していなかったことから、政策サイクルが回っていないという結果であった。沖縄県は「議会と行政の討議」が不完全ではあったが、政策サイクルが回っていた。(P67~72参照)

滋賀県の議会タイプの分析では、先駆議会の比率が35%と、沖縄県の19%、北海道の7%と、比率が高いこと、居眠り議会・寝たきり議会の比率が6%と、沖縄県の55%、北海道の42%と、比率が低いことを特徴としている。いずれも良い結果であった。今後注意すべきことは、先駆議会から試行錯誤議会へ、試行錯誤議会が寝たきり議会への転落である。それは議長や議会事務局長が変わることや議員の交代等の人的理由で、議会内での理念の共有や制度を遵守する意識の希薄化がモラル・ハザードを起こすので注意を要する。(P74参照)

2020年調査では、議会認識(理念)として次の①~③(①選挙で選ばれた議員のみの議会、②議員による活動を補完するため、住民と議会の保有する情報を共有する議会、③議員による活動を補完するため、議会の保有する情報を住民と共有するとともに、住民の多様な意見が議会審議に反映させる住民参加型の議会)のどれに該当するかを問18で聞いた。それとこの調査の結果である議会タイプ(制度)《先駆議会・試行錯誤議会・居眠り議会・寝たきり議会》とクロス分析した結果、認識と制度が一致したのは47%、不一致が53%と、議会が思っている理念と議会が運用している制度とのギャップが大きいことがわかった。本来、議会のあるべき理念と理念の具体化としての制度があり、制度は議会がモラル・ハザードを起こさないためにある。別な言い方をすると、制度は自らの存在意義を確立するためにある。その制度が遵守されていないや理念を共有できず制度が機能しないでは議会の存在意義が問われるので注意を要する。(P75・76参照)

人口減少・少子高齢化や財政難に直面する自治体では、限られた財源をどう配分するかを決める上で、「議会」の重要度が増している。議会がチームとして、住民の意思が反映される制度があり、そして制度を守り続けるための議会改革に取り組むことが、まちが抱える課題を解決する力を生み出すことができる。さらに、今起きていることだけでなく、近い将来起こる可能性のある課題にも目を向けることができる。当然、議長を中心としたチーム議会をどう持続していくか、議会事務局長や近隣自治体議会との連携等、チーム議会には課題が多い。今まで行って来たことをただ続けるだけでは、まちが抱える課題を解決できない。改革こそ地域の持続の源泉である。この報告書は、議会の活性化(改革)に取り組んでいる議会を勇気づけること、今後議会の活性化に取り組もうとする議会の参考になることを願って作成した。役立てていただくことは望外の喜びである。

以上

「2020滋賀県内自治体議会を活性化する  
ための環境整備に関する調査報告書」

特定非営利活動法人 公共政策研究所

〒003-0021 札幌市白石区栄通12丁目4番5-401号

電話・FAX:011-836-4315

E-mail : mizusawa@koukyou-seisaku.com

<http://koukyou-seisaku.com/>